

平成27年度

包括外部監査の結果報告書及び
これに添えて提出する意見

「産業の振興に関する事務の執行について」

高知市包括外部監査人

公認会計士 齊藤 章

目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象範囲	2
5. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	2
6. 包括外部監査人補助者	3
7. 包括外部監査の実施期間	3
8. 利害関係	3
第2. 高知市の概況について	4
1. 高知市について	4
(1) 地勢・気候	4
(2) 人口	4
(3) 産業	5
2. 産業振興の体制について	7
(1) 商工観光部	7
(2) 農林水産部	8
3. 産業振興に関する計画について	10
(1) 総合計画	10
(2) 総合計画第2次実施計画(2014年から2016年)	13
4. 産業振興に関する予算・決算の状況について	15
(1) 商工観光部	15
(2) 農林水産部	16
第3. 商工振興について	18
1. 商工振興の概況について	18
(1) 商工振興に関する計画	18
(2) 商工振興に関する各種事業	27
2. 監査の結果及び意見について	29
(1) 全般事項	29
(2) 個別事項	34

第4．産業政策について	48
1．産業政策の概況について	48
(1) 産業活性化融資制度	48
(2) 街路市	49
(3) 雇用・労働対策	51
2．監査の結果及び意見について	53
(1) 個別事項	53
第5．観光振興について	69
1．観光振興の概況について	69
(1) 観光振興に関する計画	69
(2) 観光振興に関する各種事業	76
2．監査の結果及び意見について	78
(1) 全般事項	78
(2) 個別事項	81
第6．農業振興について	96
1．農業振興の概況について	96
(1) 高知市の概要	96
(2) 農業振興に関する計画	100
(3) 農業振興に関する各種事業	101
2．監査の結果及び意見について	111
(1) 個別事項	111
第7．水産業振興について	135
1．水産業振興の概況について	135
(1) 海面漁業及び内水面漁業の現状	135
(2) 水産業振興に関する計画	138
(3) 水産業振興に関する各種事業	140
2．監査の結果及び意見について	141
(1) 個別事項	141
第8．高知市の政策・施策や事務事業の評価について	155
1．政策・施策や事務事業の評価について	155
(1) 高知市の政策・施策や事務事業及びこれらに関する評価の概要	156
(2) 高知市の政策・施策評価の状況	157
(3) 高知市の事務事業評価の状況	159
2．監査の結果及び意見について	161
(1) 全般事項	161

（1）PDCA サイクルに基づく事務事業の評価・見直し	164
（2）俯瞰的な視点の堅持.....	167
（3）おわりに.....	169

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

産業の振興に関する事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成26年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）。
ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

高知市（以下、「市」という。）は、海と山に囲まれており物流コストがかかることから、産業の生産高が低い状況にある。製造品出荷額は1,485億円（平成25年工業統計）と他の県庁所在地と比較して低い水準にあるとともに、農業産出額127億円（平成22年度）等、農林水産業についても産出額は低い水準にある。また、市町村合併の影響を除いた市の人口は平成17年をピークに減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれているうえに、全国に先駆けて高齢化が進んでいる。さらに、経済のグローバル化が進み、市の産業は熾烈な販売競争に直面している。

以上の状況を鑑みると、市の経済を取り巻く状況は大変厳しく、早急に力強い産業政策が必要な状況にあるといえる。

市は、「2011高知市総合計画」（以下、「総合計画」という。）において6つの『^わ環』を施策の大綱として掲げ、新しい市のまちづくりを推進しているが、その中の「地産の環」において、以下の政策を立案し、各種の施策、事務事業を実施している。

- 山間の恵みを活かす林業の振興
- 大地の恵みを活かす農業の振興
- 海川の恵みを活かす漁業の振興
- 独創性あふれるものづくりの振興
- 魅力あふれる商業の振興
- あったか土佐のおもてなし観光の充実
- いきいきと働ける社会づくり

また、「まちの環」において、以下の政策を立案し、各種の施策、事務事業を実施している。

- にぎわう市街地の形成

その一方で、市は、厳しい財政状態の中でこれらの政策を実施する必要があり、効率的かつ効果的な財政運営が求められている。

これらの点を勘案すると、産業の振興に関する各事務事業について推進する各部局を対象に、それらの事務の執行について、合規性・効率性・有効性・公平性の観点より検証を行うことは有用であるといえる。したがって、産業の振興に関する事務の執行を特定の事件として選定した。

4. 監査対象範囲

市が実施している産業の振興に関する事務事業は、非常に多岐にわたっている。例えば道路の整備は、住民の生活インフラの整備として行われるものであるが、間接的に産業の振興に関連する事業でもある。これら、副次的に産業の振興に関連する事業もすべて監査対象とすると、その範囲が膨大になり、限られた期間内での有効な監査の実施が困難になる。

したがって、産業の振興が主たる目的として行われる事務事業を監査対象としている。

また、従来の包括外部監査で監査対象とされた事業については、時間の制約の観点より、監査対象としなかった。

以上より、以下の事務事業は基本的に監査対象としていない。

- 住民の生活インフラ整備としての事務事業
- 産業の振興に繋がるが、主として防災の観点から実施される事務事業
- 産業の振興に繋がるが、主として生態系サービス確保の観点から実施される事務事業（生態系サービスとは、生態系によって提供される資源とプロセスから人類が享受している多様な利益のことをいう。）
- 競輪事業特別会計
- 中央卸売市場事業特別会計
- 国民宿舎運営事業特別会計

5. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 産業の振興に関する財務事務の執行の法令等に対する合規性及び効率性並びに経済性
- ② 産業の振興に係り実施する各事業の施策実現に向けての有効性
- ③ 産業振興に係り実施する事業の公平性
- ④ 産業振興に関係する各種計画の実行可能性

(2) 主な監査手続

- ① 関係書類の閲覧、照合、分析
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 条例、規則等の準拠性についての検証

6. 包括外部監査人補助者

公認会計士	白木 久弥子
公認会計士	榎 本 浩
公認会計士	堀 重 樹
公認会計士	菊池 健太郎
公認会計士	森 谷 祥
公認会計士	吉 田 博 昭
公認会計士	福 井 智 士

7. 包括外部監査の実施期間

自平成 27 年 7 月 27 日 至平成 28 年 3 月 28 日

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 高知市の概況について

1. 高知市について

(1) 地勢・気候

北に急峻な四国山地があり南に太平洋が広がっている市は、平安時代から流刑の地とされるほどアクセスが悪い土地であった。現在では高速道路と3本の本州四国連絡橋が開通し、大きく改善されたものの、車で関西圏へは4時間、首都圏へは10時間を要し、依然としてアクセスが悪い状況にある。

市域面積は309.22 km²（平成26年1月1日）であり、その内173.96 km²が林野である（林野率56%）。全国平均の林野率66.6%より低い水準にあることから、比較的平坦な地形であるといえる。

一方で、年間降水量、日照時間、年間平均気温はいずれも全国平均を上回っており、温暖で湿潤な気候風土にあることがわかる。

指標	高知県	全国平均
年間降水量 (mm)	2,985	1,737
年間日照時間 (時間)	2,066	1,927
年間平均気温 (°C)	16.8	15.2

（出典：都道府県格付研究所（平成24年度））

(2) 人口

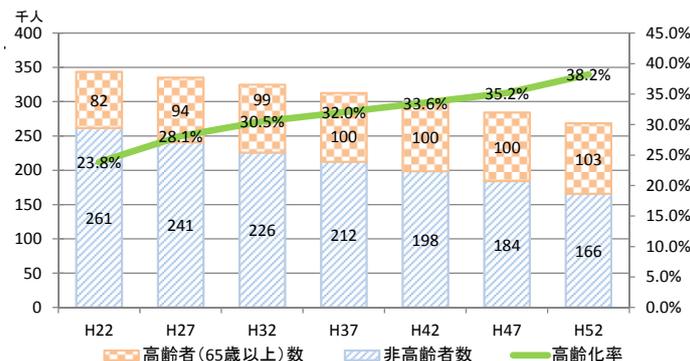
市の人口は、今後以下のように推移することが見込まれており、平成52年には総人口268,602人、高齢化率38.2%と想定されている。したがって、今後、人口の減少及び高齢化に伴って産業の衰退が想定される状況にある。人口の減少が産業の衰退に繋がり、産業の衰退がさらなる人口の減少に繋がるという負のスパイラルに陥ることがないよう、人口対策に加えて、産業の活性化を図る政策・施策が重要といえる。

（単位：人）

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
高齢者数(注)	81,894	94,270	99,171	100,147	100,433	99,954	102,646
非高齢者数	261,499	240,712	225,633	212,378	198,493	184,186	165,956
総人口	343,393	334,982	324,804	312,525	298,926	284,140	268,602
高齢化率	23.8%	28.1%	30.5%	32.0%	33.6%	35.2%	38.2%

（注）高齢者とは、65歳以上の者をいう。

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）



(3) 産業

1) 産業別人口

市における産業別人口は、第3次産業が全体の約8割を占めている。また、平成17年と平成22年度の比較において第2次産業及び第3次産業の人口が大きく減少している。特に第2次産業においては、減少率が16.5%（△4,398人÷26,609人）と減少幅が大きい。

(単位：人)

分類	平成17年10月1日			平成22年10月1日			増減		
	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女
第1次産業	4,086	2,214	1,872	4,540	2,596	1,944	454	382	72
第2次産業	26,609	20,019	6,590	22,211	16,999	5,212	△4,398	△3,020	△1,378
第3次産業	118,884	56,050	62,834	112,110	52,154	59,956	△6,774	△3,896	△2,878
合計	149,579	78,283	71,296	138,861	71,749	67,112	△10,718	△6,534	△4,184

(出典：高知市統計書平成26年度版)

2) 製造業

上記のとおり、貿易港や首都圏をはじめとした消費地へのアクセスが悪いこともあり、製造業の生産高は低い状況にある。平成25年度の従業者4人以上の製造業における製造品出荷額等は以下のとおりであり、四国の他の県庁所在地と比較して著しく低い水準にある。

指標	高知市	松山市	高松市	徳島市
製造品出荷額（億円）	1,485	4,351	3,421	5,301
製造業従業者数（人）	7,304	13,855	15,756	10,380
事業所数（社）	336	397	626	355

(出典：平成25年工業統計表（従業者4人以上の製造業対象）)

3) 農林水産業

市の農林水産業のデータは以下のとおりであり、農林水産業の生産活動は低い水準にあることがわかる。

指標	高知市	松山市	高松市	徳島市
総土地面積 (km ²)	309.22	429.04	375.12	191.62
耕作面積 (km ²)	26.80	66.50	62.90	33.00
林野面積 (km ²)	173.96	189.14	141.09	52.31
農業就業人口 (人)	3,827	7,884	8,394	5,041
農業経営体数 (経営体)	1,901	4,559	6,181	2,578
農業算出額 (億円)	127.1	183.1	112.8	140.5
漁業就業者数 (人)	110	805	588	177
漁業経営体数 (経営体)	45	148	377	95
海面漁業の漁獲量 (トン)	2,505	5,341	3,861	2,955
林業経営体数 (経営体)	180	148	127	73

(注) 表中の指標は、出典において、平成28年2月時点の情報に基づいている。

(出典：農林水産省「わがマチ・わがムラ グラフと統計でみる農林水産業」)

4) 観光業

高知県を訪れた県外観光客数は以下のとおりであり、県や市の観光振興の努力もあり、直近年度では4,000千人を超えている。なお、市の観光客数は把握できていない。市は、高知県の観光客数の一定割合が市に来ているものとしており、高知県の観光客数を重視している。

(単位：千人)

年度	乗用車	高速バス	観光バス	鉄道	航空機	フェリー	その他	合計
H15	1,944	92	688	138	82	56	150	3,150
H16	1,906	101	673	132	95	25	146	3,078
H17	1,898	104	670	135	93	24	146	3,070
H18	1,998	111	706	135	102	16	154	3,222
H19	1,885	108	666	133	95	16	145	3,048
H20	1,914	111	642	135	91	15	145	3,053
H21	2,012	103	674	122	81	14	150	3,156
H22	2,737	108	1,080	120	93	13	208	4,359
H23	2,412	110	947	120	96	12	186	3,884
H24	2,481	112	827	121	102	11	186	3,840
H25	2,670	115	839	123	109	11	205	4,072
H26	2,642	114	816	122	112	10	197	4,013

(出典：高知県観光客数入込調査(平成26年度))

2. 産業振興の体制について

市の産業政策は商工観光部と農林水産部で行われている。

(1) 商工観光部

商工観光部では、総合計画に掲げられた重点施策の中で「産業振興と雇用の確保」に関して、自然環境、食、歴史・文化など地域の資源を活かした商工業振興、観光振興を進めるとともに、こうした産業振興の取り組みを通じて地域における雇用創出を図ることとし、総合計画に掲げられた「独創性あふれるものづくりの振興」、「魅力あふれる商業の振興」、「あったか土佐のおもてなし観光の充実」、「いきいきと働ける社会づくり」の4政策について、それぞれの施策展開を進めていくこととされている。また、地方創生の取り組みについては、県の総合戦略との整合を図り、市の特色や地域資源を活かした実効性ある高知市版の総合戦略を策定して推進することとされている。

商工観光部における各課の分掌所掌事務は以下のとおりである。

担当課	分掌所掌事務
産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業振興に係る企画及び総合調整に関すること ② 金融対策に関すること ③ 雇用対策に関すること ④ 勤労者対策に関すること ⑤ 勤労者交流館に関すること ⑥ 街路市に関すること ⑦ 商工観光部内事務の総括に関すること ⑧ 商工観光部の庶務に関すること ⑨ 商工観光部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること
商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 商業、工業及び鉱業の振興に関すること ② 中心市街地の活性化に関すること ③ 企業立地対策に関すること ④ 製品の販路拡大に関すること ⑤ 高知港の整備及び振興に関すること
観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光振興の企画立案及び調査に関すること ② 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること ③ 観光客の受入れに関すること ④ 国際観光及び広域観光の推進に関すること ⑤ 観光施設の維持管理及び整備に関すること ⑥ 観光資源の保護育成及び開発に関すること ⑦ 観光関係団体との連絡調整に関すること ⑧ はりまや橋観光バスターミナルに関すること ⑨ 公益社団法人高知市観光協会に関すること
産業団地整備課	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業団地の整備に関すること
公営事業課	<ul style="list-style-type: none"> ① 競輪に関すること ② 公営事業事務所の庶務に関すること

(2) 農林水産部

農林水産部においては、本市の強みである自然の恵みを活かした都市と共存する農林水産業の振興に取り組むため、次の5つの基本方針に沿った各事業の展開を図っている。

1) 地域の特性を活かした農業の振興

農業の基盤整備や集落営農組織の育成、環境保全型農業の推進、6次産業化を目指す農業者等への支援など地域の特性を活かした施策を推進するとともに、国の動向を注視しながら、市で活用できる国の制度を可能な限り活用し、市の実態にあった持続可能な農業の実現を図る。

2) 河川の恵みを活かす漁業の振興

近年の漁業を取り巻く環境は、魚価の低迷や漁業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況が続いており、一方で漁獲量の減少や、燃油の高騰による操業コストの増加等が漁業所得の減少に繋がり、漁業の活力低下を招いている。こうした課題に向けて策定した「第8次高知市漁業基本計画（H25～H29）」に基づき、「漁業競争力・経営体の強化」、「魚価形成力の強化」、「安定した水産資源の維持・回復」を基本施策の柱として展開していく。

3) 林業の振興

豊かな森林資源を地域振興と低炭素都市・循環型都市づくりに活かすため、市域全体の林業振興、市有林経営、森林組合の育成を中心とする担い手対策を推進する。林業の振興では、森林施業の集約化のための作業道の整備や高性能林業機械の導入など、素材生産の効率化を図る「森の工場」の拡大推進を支援し、原木の増産や安定的な木材の供給と収益の向上に取り組む。

4) 中山間地域の振興

地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら進めることによって、地域の経済基盤となる産業の振興や交流人口の拡大、定住対策等による持続可能な地域の形成を目指す。

5) 卸売市場の管理運営

平成24年2月に策定された「市場将来ビジョン」に基づき、将来にわたって持続可能な市場運営を目指し、市場の活性化や経営の健全化、市場施設の維持・整備などの取り組みを進める。

農林水産部における各課の分掌所掌事務は以下のとおりである。

担当課	分掌所掌事務
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業、林業及び水産業に関すること（鏡地域振興課、土佐山地域振興課及び春野地域振興課の所管に属するものを除く） ② 高知県広域食肉センター事務組合に関すること ③ 防潮保安林に関すること ④ 農林水産部内事務の総括に関すること ⑤ 農林水産部の庶務に関すること ⑥ 農林水産部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること
鏡地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 鏡地域等の振興施策に関すること ② 鏡地域等の農業及び林業に関すること ③ 林業及び森林に関する企画及び総合調整に関すること ④ 市有林に関すること ⑤ 森林組合の指導及び育成に関すること ⑥ 鏡地域の施設に関すること（他の課の所管に属するものを除く） ⑦ 鏡庁舎の管理に関すること
土佐山地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 土佐山地域等の振興施策に関すること ② 土佐山地域等の農業及び林業に関すること ③ 中山間地域の農業に係る企画及び総合調整に関すること ④ 市有林に関すること（鏡地域振興課の所管に属するものを除く） ⑤ 土佐山地域の施設に関すること（他の課の所管に属するものを除く） ⑥ 土佐山庁舎の管理に関すること
春野地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 春野地区の農業に関すること ② 竹バイオマス利活用事業に関すること ③ 春野地区の施設に関すること（他の課の所管に属するものを除く） ④ 春野庁舎の管理に関すること ⑤ 農業集落排水に関すること
耕地課	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業土木に係る道路、橋梁、用排水路、揚排水機及び水門等に関すること（市街化区域を除く） ② 土地改良事業に関すること ③ 土地改良区等の指導及び育成に関すること ④ 土地改良区等が施行する工事の指導及び援助に関すること ⑤ 法定外公共物の機能管理に関すること（市街化区域を除く） ⑥ 受託工事に関すること
市場課	<ul style="list-style-type: none"> ① 中央卸売市場及び公設地方卸売市場の運営管理に関すること ② 中央卸売市場及び公設地方卸売市場の施設の維持管理に関すること ③ 中央卸売市場及び公設地方卸売市場における取引業務の適正化に関すること

3. 産業振興に関する計画について

(1) 総合計画

市は、将来都市像や施策の方向性を定める総合計画を平成 23 年 3 月に市の最上位計画として策定している。

総合計画は、平成 23 年度から平成 42 年度までの 20 年間を計画期間とする基本構想と、平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする基本計画から構成されている。

基本構想では、「自然と人の共生」、「人と人の共生」、「自然と人とまちの共生」を理念におき、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市高知」を将来の都市像として定め、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げていくことを目標としている。そして、当該目標の実現に向けた 6 つの環（共生の環、安心の環、育みの環、地産の環、まちの環、自立の環）を施策の大綱として定めるほか、少子高齢化への対応、人口減少の抑制及び土地利用の基本方針などを示している。

基本計画では、施策の大綱である 6 つの環に連なる具体的政策を示すとともに、「環境維新・高知市」を旗印とし、これに市民との協働や人づくりなどの社会的環境の視点も加え、「施策の大綱を横断的に貫く、高知らしさを活かし地域の活力を高める総合戦略」として位置付けている。これにより、基本計画は、市民の暮らしを支え市全体の活性化に繋がる総合戦略であるとしている。また、基本計画では、それぞれの分野の垣根を越えた有機的な連携を進めることで各施策の実現を図るための 8 つの方策を「維新 8 大エンジン」として以下のとおり設定し、新たなまちづくりを力強く効率的に推進することを示している。

【維新 8 大エンジン】

1. 高知市の自然条件を活かした低炭素都市・循環型都市を創る
2. 高知市の強みとなる地域資源を軸に据えた産業を興す
3. 自然災害に備え市民とまちの安全を高める
4. 健やかでいきいきとした市民生活を支え守る
5. 知・徳・体の調和のとれた豊かな精神を受け継ぐ人材を育てる
6. 土佐の風土に根ざした歴史を受け継ぎ文化を発展させる
7. 地方分権に対応した高知型の市民協働と自主自立のまちを築く
8. 県都・中核市として広域圏での定住と交流の機能を強める

各政策と維新8大エンジンとの関係は以下のとおりとなっている。

大綱	政策	維新8大エンジンとの関係							
		1	2	3	4	5	6	7	8
共生の環	01 自然の理解と共生の環境づくり	○							
	02 自然豊かなまちづくり	○				○	○		
	03 環境汚染防止				○				
	04 共生文化の継承と創造		○		○	○	○	○	
	05 減災対策の強化			○					
	06 環境負荷の少ない循環型社会の形成	○							○
	07 地球温暖化防止への貢献	○	○						○
	08 平和を守り人権を尊重する社会づくり					○			
	09 市民協働によるまちづくり				○				○
安心の環	10 いきいき安心の高齢社会づくり				○			○	
	11 障害のある人が安心して暮らせる環境づくり	○			○	○			○
	12 安全安心の生活環境づくり			○	○	○			○
	13 安心して生活できる社会保障の充実							○	○
育みの環	14 子どもを生き育てやすい環境づくり			○	○			○	
	15 未来に翔る土佐っ子の育成		○	○		○		○	○
	16 いきいき学び楽しむ生涯学習・スポーツの環境づくり				○	○			○
	17 多様な文化を身近に親しむ環境づくり		○					○	
地産の環	18 山間の恵みを活かす林業の振興	○	○						
	19 大地の恵みを活かす農業の振興	○	○			○			
	20 海川の恵みを活かす漁業の振興		○						
	21 独創力あふれるものづくりの振興	○	○						○
	22 魅力あふれる商業の振興		○					○	
	23 あったか土佐のおもてなし観光の充実		○				○	○	○
	24 いきいきと働ける社会づくり		○		○				○
まちの環	25 美しく快適なまちの形成	○		○	○		○		
	26 にぎわう市街地の形成		○		○				
	27 便利で快適な交通網の整備	○	○		○				○
	28 安心安全の都市空間整備			○					
自立の環	29 さらなる広域連携・交流の推進	○	○			○			○
	30 持続可能で自立した行財政の基盤づくり							○	○
	31 住民による自治の環境づくり			○	○		○	○	

総合計画において、産業振興を主な目的とする環は「地産の環」と「まちの環」であり、その内容は以下のとおりである。

【地産の環】

地域の産業の特色や機能、優れた地域の資源を最大限に活かしながら、地方中核都市として広域の需要を担い、人や物が活発に交流する活力ある産業活動を実現するために、県域全体の発展に貢献する「地産の環」を構築します。

高知市は、農産物の育成に適した気候条件や、合併により広がった森・里・海の豊かな自然環境、そこで育まれた園芸野菜や果物、魚介類など安全で新鮮な食材を活かす農林漁業を振興します。

また、地域の豊富な自然の資源などを活用しながら発展する工業の振興、県域経済の中心地として重要な役割を担う商業の振興とともに、郷土の英傑・坂本龍馬やエネルギーなよさこい祭り、街路市や食など高知ならではの文化を活かして、国内外から観光客が訪れるおもてなしの心に満ちた観光のまちづくりをめざします。

さらに、このような産業振興の取組を通じて地域における雇用創出を図るとともに、求職者の就職支援、勤労者の就業環境の充実促進など、いきいきと働ける環境整備を進めます。

(出典：総合計画)

【まちの環】

中山間地域、田園地域、都市部それぞれの地域がその特性を活かしながら発展し、各地域で人々が安心して心豊かに生活できるように、自然と人とまちとが調和する、地方中核都市ならではの安全で快適な都市空間を創出する「まちの環」を形成します。

都市化が進展した現代社会においては、人々が住み暮らす場としての都市のあり方が重要であり、自然環境と住環境が調和した美しく快適なまちの形成を進めます。

また、全国的に都市化と均質化が進み、生活の場としてのまちの魅力が喪失しつつあるといわれる中で、高知市は、森・里・海の自然豊かな地方中核都市としての顔とともに、高知城と300年の歴史を持つ日曜市など高知ならではの歴史的・文化的な特色を色濃く残していることから、市街地中心部において、商業機能や業務機能をはじめとした都市機能の充実を図るとともに、歴史と文化を軸としてにぎわいと求心力の向上に取り組むなど、風格と魅力のあるまちをめざします。

さらに、都市の発展を支える交通ネットワークの充実や、環境負荷が少なく高齢者や障害者が円滑・安全に利用できる公共交通の整備と利用の促進など、便利で快適な交通網の充実に取り組むとともに、災害に強く安心して暮らすことのできる安全な都市空間を形成するための基盤整備を進めます。

(出典：総合計画)

(2) 総合計画第2次実施計画（2014年から2016年）

市は、総合計画を受け、3年ごとに実施計画を策定し、重点的に取り組む事務事業を明らかにするとともに、計画的な行財政運営の基本的な方向性と枠組みを示すことで総合計画の推進を図っている。

現在の実施計画は総合計画第2次実施計画（2014年から2016年）（以下、「第2次実施計画」という。）であり、計画期間は平成26年度から平成28年度の3か年である。第2次実施計画より各施策について数値目標が設定されている。

総合計画における「地産の環」と「まちの環」の具体的政策及び施策並びにそれらの施策に関する目標数値は以下のとおりである。

【地産の環】

政策	施策	施策の目標数値			
		目標の指標	現状値 (H24年度末)	目標値 (H28年度末)	
18	山間の恵みを活かす林業の振興	55 林業の基盤整備	林業・基幹作業道・作業道の舗装率	56.8%	68.1%
		56 木材産業との連携	県内製材品の生産量	215,000 m ³	300,000 m ³
	市設建築物の木造化率		—	100%	
19	大地の恵みを活かす農業の振興	57 農業の基盤整備	春野広域農道の車道整備(改良)率	10.1%	80%
		58 域内外への安定供給を可能とする産地づくり	園芸農業レンタルハウス整備事業の整備面積	11.0ha	15.9ha
			地場産品使用率	63.4% (H25.6)	66.0%
			農商工事業者の連携	交流する場の提供を行うことにより連携を図る	
		59 農業の担い手の確保と育成	新規就農者数	26人/年	30人/年
集落営農組織数	7組織		9組織		
60 地域特性を活かす特色ある農業の展開	エコファーマー取得農家数	239経営体	250経営体		
20	海川の恵みを活かす漁業の振興	61 漁業競争力・経営体の強化	新規漁業就業者数	0人/年	1人/年
		62 魚価の形成力強化	シラス水揚額	162,121千円	168,342千円
21	独創性あふれるものづくりの振興	63 地場企業の飛躍に向けた支援	長浜産業団地企業立地	契約28件	契約1件/年
			新産業団地整備推進	適地調査1件 整備着手0件	適地調査1件 整備着手1件
		64 ネットワークによる事業の創出	農商工事業者の連携	交流する場の提供を行うことにより連携を図る	
65 企業誘致の推進	企業誘致数	2社	3社		
22	魅力あふれる商業の振興	66 地域特性を活かした商業集積の形成	中心市街地活性化基本計画事業進捗	(開始年)	48事業着手
		67 経営力の強化	指導団体の会員事業者数	3,478事業所	現状を維持
		68 流通基盤の強化	市場内イベントの来場者数	2,500人	4,000人

政策	施策	施策の目標数値			
		目標の指標	現状値 (H24年度末)	目標値 (H28年度末)	
23	あつたか土佐のおもてなし観光の充実	69 新たな観光魅力の創造	年間観光客入込数	2,880 千人	3,076 千人
			高知市の宿泊者数	1,140 千人	1,216 千人
			県外観光客消費額	75,059 百万円	85,730 百万円
		70 観光客誘致と情報発信	年間観光客入込数	2,880 千人	3,076 千人
			高知市の宿泊者数	1,140 千人	1,216 千人
			県外観光客消費額	75,059 百万円	85,730 百万円
		71 まごころ観光の充実	年間観光客入込数	2,880 千人	3,076 千人
			高知市の宿泊者数	1,140 千人	1,216 千人
			県外観光客消費額	75,059 百万円	85,730 百万円
24	いきいきと働ける社会づくり	72 地域における雇用創出	「若者就職応援セミナー事業」参加者の就職達成率	20%	30%
		73 キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	—	キャリア教育における若年未就職者の受入先を企業や労働関係団体等と連携して開拓していく
		74 労働環境の整備	高知勤労者福祉サービスセンターの会員数	5,548 人	6,000 人

(出典：総合計画、第2次実施計画)

【まちなかの環】～産業の振興に直接関連する施策のみ抜粋～

政策	施策	施策の目標数値			
		目標の指標	現状値 (H24年度末)	目標値 (H28年度末)	
26	にぎわう市街地の形成	77 都市中心核の形成促進	中心市街地の人口	5,017 人 (H23年)	5,108 人
			中心市街地活性化基本計画事業進捗	(開始年)	48 事業着手
		78 中心市街地の回遊性の向上	中心市街地商店街の通行者数(平日の調査日)	39,864 人	40,554 人
			交通バリアフリー視覚障害者誘導シート・歩道整備率	86.2%	100%
		79 まちなか居住の推進	中心市街地の人口	5,017 人 (H23年)	5,108 人

(出典：総合計画、第2次実施計画)

4. 産業振興に関する予算・決算の状況について

(1) 商工観光部

1) 一般会計

商工観光部の予算決算の状況は以下のとおりであり、決算額は予算額の8割～9割程度となっている。これは、商工観光部においては、事業者等からの申請に基づき補助金を交付する事業等を実施しており、事業者等からの申請が見込んでいたよりも低い水準となったこと等によるものである。

単位：千円

款 項 目	H24年度		H25年度		H26年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
5款 労働費	277,281	236,944	548,864	253,729	353,298	295,838
1項 労働諸費	277,281	236,944	548,864	253,729	353,298	295,838
1目 労働諸費	277,281	236,944	548,864	253,729	353,298	295,838
7款 商工費	1,401,776	1,104,364	1,926,558	1,707,438	1,777,005	1,238,529
1項 商工費	1,401,776	1,104,364	1,926,558	1,707,438	1,777,005	1,238,529
1目 商工総務費	241,277	156,140	254,280	168,280	493,011	341,164
2目 産業政策費	548,657	360,678	984,413	953,735	297,526	228,535
3目 中心市街地活性化費	3,649	5,706	11,735	3,040	8,599	3,404
4目 街路市場費	8,855	7,966	13,670	12,301	16,629	18,660
5目 観光総務費	93,458	90,970	84,907	85,055	87,813	85,848
6目 観光振興費	251,684	241,754	329,355	246,024	587,412	291,061
7目 観光施設費	254,196	241,150	248,198	239,003	286,015	269,857
8款 土木費	373,788	370,318	249,233	235,837	192,863	206,691
4項 港湾費	373,788	370,318	249,233	235,837	192,863	206,691
1目 港湾建設費	373,788	370,318	249,233	235,837	192,863	206,691
計	2,052,845	1,711,626	2,724,655	2,197,004	2,323,166	1,741,058

2) 産業立地推進事業特別会計

平成26年度において産業立地推進費が大幅に増加しているが、これは一宮産業団地開発事業の用地取得費等によるものである。

単位：千円

款 項 目	H24年度		H25年度		H26年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
1款 産業立地推進費	6,953	5,602	72,374	31,261	649,207	487,290
1項 産業立地推進費	6,953	5,602	72,374	31,261	649,207	487,290
1目 産業立地推進費	6,953	5,602	72,374	31,261	649,207	487,290
2款 公債費	96,447	60,667	49,626	48,967	149,793	122,647
1項 公債費	96,447	60,667	49,626	48,967	149,793	122,647
1目 元金	92,947	57,448	46,126	46,000	146,253	120,000
2目 利子	3,500	3,219	3,500	2,967	3,540	2,647
3款 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	0
1項 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	0
1目 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	0
計	104,400	66,269	123,000	80,228	800,000	609,937

(2) 農林水産部

1) 一般会計

農林水産部の予算決算の状況は以下のとおりであり、平成26年度に中山間振興費や春野地域振興費の予算が増額されている。また、災害復旧のために、災害復旧費が増額されているとともに、農業集落排水費も増額されている。

単位：千円

款 項	目	H24年度		H25年度		H26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
2款	総務費	50	13	50	34	0	0
	1項 総務管理費	50	13	50	34	0	0
	1目 一般管理費	50	13	50	34	0	0
6款	農林水産業費	1,651,162	1,531,846	1,536,607	1,456,329	2,254,834	2,001,540
	1項 農業費	1,498,169	1,426,761	1,319,555	1,268,704	2,103,793	1,824,102
	2目 農業総務費	123,691	123,603	110,172	107,541	140,792	138,333
	3目 農業振興費	95,761	53,909	99,872	56,997	116,882	100,113
	4目 畜産業費	702	702	726	722	697	707
	5目 農地費	701,009	667,679	713,218	676,577	730,388	692,898
	6目 中山間振興費	473,791	398,743	302,810	337,362	643,655	444,647
	7目 春野地域振興費	103,215	182,125	92,757	89,505	205,567	192,446
	8目 農業集落排水費	0	0	0	0	265,812	254,958
	2項 林業費	117,051	72,817	148,048	126,750	74,202	110,303
	1目 林業総務費	4,529	3,603	4,915	5,796	2,958	3,157
	2目 林業振興費	112,522	69,214	143,133	120,954	71,244	107,146
	3項 水産業費	35,942	32,268	69,004	60,875	76,839	67,135
	1目 水産業総務費	15,280	14,431	16,533	15,957	20,698	17,669
	2目 水産業振興費	17,746	15,507	25,315	19,193	25,960	24,015
	3目 漁港管理費	2,916	2,330	27,156	25,725	30,181	25,451
7款	商工費	279,711	273,415	280,445	274,558	267,670	264,620
	1項 商工費	279,711	273,415	280,445	274,558	267,670	264,620
	1目 商工総務費	279,711	273,415	280,445	274,558	267,670	264,620
11款	災害復旧費	141,432	126,494	80,400	52,045	618,300	326,966
	1項 農林水産施設災害復旧費	39,432	32,469	16,500	12,325	616,300	273,561
	1目 農林土木施設災害復旧費	37,932	31,608	15,000	12,325	494,100	250,869
	2目 林業施設災害復旧費	1,500	861	1,500	0	122,200	22,692
	2項 土木施設災害復旧費	102,000	94,025	63,900	39,720	2,000	53,405
	1目 公共土木施設災害復旧費	102,000	94,025	63,900	39,720	2,000	53,405
	計	2,072,355	1,931,768	1,897,502	1,782,966	3,140,804	2,593,126

2) 高知市農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の予算決算の状況は以下のとおりである。

単位：千円

款 項	目	H24年度		H25年度		H26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
1款	農業集落排水費	75,239	60,577	70,239	60,960	77,126	67,954
	1項 農業集落排水管理費	22,837	21,149	22,327	20,520	12,485	10,642
	1目 農業集落排水総務費	22,837	21,149	22,327	20,520	12,485	10,642
	2項 農業集落排水施設費	52,402	39,428	47,912	40,440	64,641	57,312
	1目 農業集落排水維持費	52,402	39,428	47,912	40,440	59,641	53,208
	2目 農業集落排水施設災害復旧費	0	0	0	0	5,000	4,104
2款	公債費	244,261	244,261	244,261	244,260	244,262	244,260
	1項 公債費	244,261	244,261	244,261	244,260	244,262	244,260
	1目 元金	174,892	174,892	178,533	178,533	182,256	182,255
	2目 利子	69,369	69,369	65,728	65,727	62,006	62,005
3款	予備費	500	0	500	0	500	0
	1項 予備費	500	0	500	0	500	0
	1目 予備費	500	0	500	0	500	0
	計	320,000	304,838	315,000	305,220	321,888	312,214

第3. 商工振興について

本報告書のうち、「第3. 商工振興について」から「第5. 観光振興について」までは、商工観光部が所管する産業の振興に関する事務事業の概要や監査の結果及び意見を記載している。商工観光部の所管課と章立ての関係は以下のとおりである。

所管課	題目
商工振興課	第3. 商工振興について
産業政策課	第4. 産業政策について
観光振興課	第5. 観光振興について

1. 商工振興の概況について

(1) 商工振興に関する計画

1) 東西軸エリア活性化プラン

高知県及び市が合同ではりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プラン（以下、「東西軸プラン」という。）を平成23年3月に策定している。

東西軸プランの策定の背景は、市の中心市街地は、歩行者数、商店数、居住者数などあらゆる指標で衰退の一途をたどっており、県と市が連携して何らかの手立てを講じなければならぬと考えた結果、高知県全体の県勢浮揚に向けて、商業や観光などの産業振興を図っていくためには、県人口の約4割強が居住する市において、様々な都市機能や観光資源が集積している中心市街地の活性化を図ることが重要と判断したものである。

東西軸プランの目的は、市中心市街地のはりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリアについて、歴史・文化・食をテーマとして、県民・市民の支持を得ながら、併せて県外観光客の取り込みを図ることにより、県民・市民が誇りに思える魅力的で賑わいあふれる「おまち」を再興することである。

東西軸プランの計画期間は平成23年度から平成27年度までの5年間としており、主要な指標及びサブ指標の計画策定時の前提となる平成20年度の実績と、平成27年度の目標は以下のとおりである。

【主要な指標】

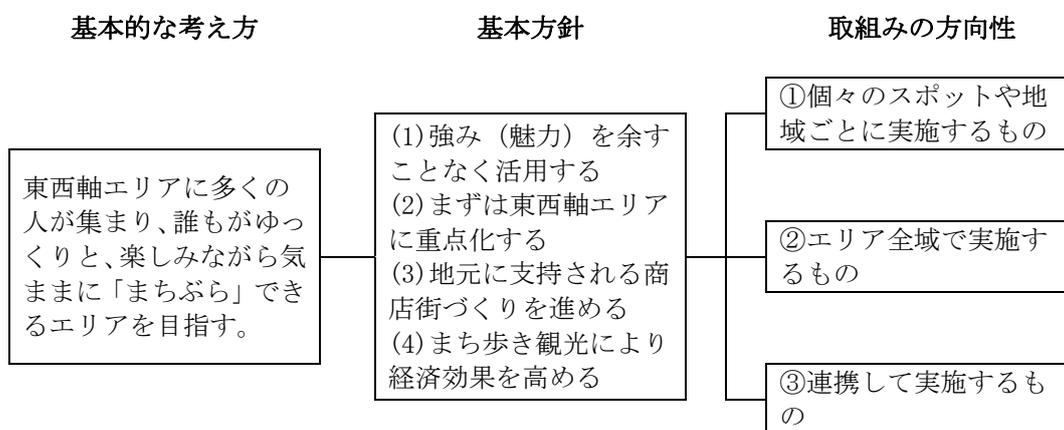
指標	平成20年度実績	平成27年度目標
観光客入込み数（年間）	230万人	300万人
商店街等の歩行者通行量 （夏季・休日：1日あたり延人数）	5.6万人	5.6万人以上を維持
空き店舗率	15.3%	15.3%以下を維持

【サブ指標】

指標	平成 20 年度実績	平成 27 年度目標
高知城入場者数（年間）	21 万人	30 万人
新資料館入館者数（年間）	-	10 万人
てんこす(注) レジ通過者数（年間）	6 万人（H23.1 現在）	10 万人
中央公園地下駐車場一台あたり平均利用時間	1.6 時間	2 時間
はりまや橋観光バスターミナル県外バス利用台数（年間）	125 台	1,000 台

(注)「てんこす」とは、東西軸エリアの中心地である中央公園の東側に位置する高知県内の名産品を集めたセレクトショップである。

東西軸プランの目指すべき姿として基本的な考え方を定め、これを実現させるための基本方針及び取り組みの方向性を定めている。基本的な考え方、基本方針、取り組みの方向性の体系は以下のとおりである。



東西軸プランの取り組みの方向性に基づく、具体的な施策内容は以下のとおりである。

スポット地域	項目	具体策	ランク	
【取り組みの方向性①】 スポット・地域ごとに実施するもの				
高知城	1	歴史をテーマとした新たな拠点づくり	1 新たな歴史系資料館の建設	A
	2	お城の魅力向上	2-1 眺望や景観改善に資する城内や周囲の樹木の剪定	A
			2-2 城内の案内板等の整備	A
3	お城周辺のにぎわい、回遊性確保	3-1 観光バスの乗降スペースの確保	A	
		3-2 観光情報の発信や県内文化施設との連携の強化	A	
追手筋	4	日曜市の活性化	4-1 学生サポーターの活用	A
			4-2 日曜日協力店の促進や空きコマ等の活用	A
			4-3 日曜市の情報発信の強化	A
追手前小学校敷地	5	追手前小学校敷地の活用	5 図書館等の建設	A
アーケード・おびさんロード	6	おまちの拠点づくり	6 物産販売と中心街支援の拠点「てんこす」の充実	A
	7	おまちのにぎわいづくり	7-1 にぎわいを呼ぶ各種イベントの充実	A
			7-2 フラフ（※1）等で季節ごとの演出	A
			7-3 せり出し商いプロジェクトの推進	A
			7-4 商店街街路市等の実施	A
			7-5 日曜日とおまちを結ぶ新たなマーケットの創出	B
	8	おまちの店舗対策	8-1 空き店舗対策	A
			8-2 店舗の業種業態転換への支援等	A
	9	来街者にやさしい商店街づくり	9-1 エスコーターズ（※2）活動の充実	A
			9-2 子育てにやさしい環境づくり	A
			9-3 長時間安心して過ごせる環境整備	A
9-4 おまちの情報発信			A	
中央公園	10	中央公園の魅力アップ	10-1 気軽に休める憩いスペースの確保	A
			10-2 夜の魅力を高めるイルミネーションフェスタ等の実施	A
はりまや橋	11	はりまや橋のイメージアップ	11-1 既存施設を活用した魅力あるイベントの創出	A
			11-2 はりまや橋周辺の東西ラインの良好な景観の形成	A
			11-3 民間主体による歌碑（南国土佐を後にして）の建立	A

スポット地域	項目		具体策	ランク	
【取組みの方向性②】 エリア全域で実施するもの					
よさこい祭り	12	よさこい祭りの聖地づくり	12-1	よさこい祭りの歴史・文化に関する情報発信スポットの整備	A
			12-2	シーズンオフのよさこい関連イベントの情報発信の強化	A
			12-3	共用地方車設備の整備	A
			12-4	新たな大規模よさこいイベントの創出	C
まんが文化	13	まんが文化によるにぎわいづくり	13-1	まんが甲子園の充実	A
			13-2	まんが甲子園優勝モニュメントの移設	B
			13-3	まんさい（※3）の充実	A
			13-4	まんがによる交通拠点でのおもてなし	B
			13-5	まんがロードの整備（まんがの殿堂づくり構想）	C
土佐の食文化	14	土佐の食・酒文化のパワーアップ	14-1	「土佐のおきゃく」等の食のイベントの充実	A
			14-2	土佐流の食・酒文化やご当地グルメの情報発信	A
土佐の偉人	15	土佐の偉人のアピール	15-1	土佐の偉人イベントの実施	A
			15-2	坂本龍馬の言葉プロジェクトの推進	A
			15-3	維新ロードの整備	C
【取組みの方向性③】 連携して実施するもの					
快適空間形成	16	誰もが快適に過ごせる空間づくり	16-1	自転車と歩行者が快適に通行できる空間づくり	A
			16-2	駐車場の利便性の向上	B
			16-3	景観の整備や環境美化活動の促進	A
まち歩き	17	まち歩きの促進	17-1	ガイド付きまち歩きコースの拡充	A
			17-2	案内板等の充実や多彩なまち歩きの促進	A
公共交通	18	公共交通との連携	18	公共交通の利用促進	A

（※1）フラフとは大きな絵旗のことであり、高知の風習として端午の節句の際に鯉のぼりと共に掲げられていることがある。

（※2）高知TMOが高知女子大学（現高知県立大学）に呼びかけて結成された学生の団体で、来街者へのあいさつ、案内等をはじめとした商店街等の活性化に向けた様々な活動を行っている。

（※3）まんさいとは、毎年11月に高知市文化プラザかるぼーとで開催される「こうちまんがフェスティバル」の愛称である。

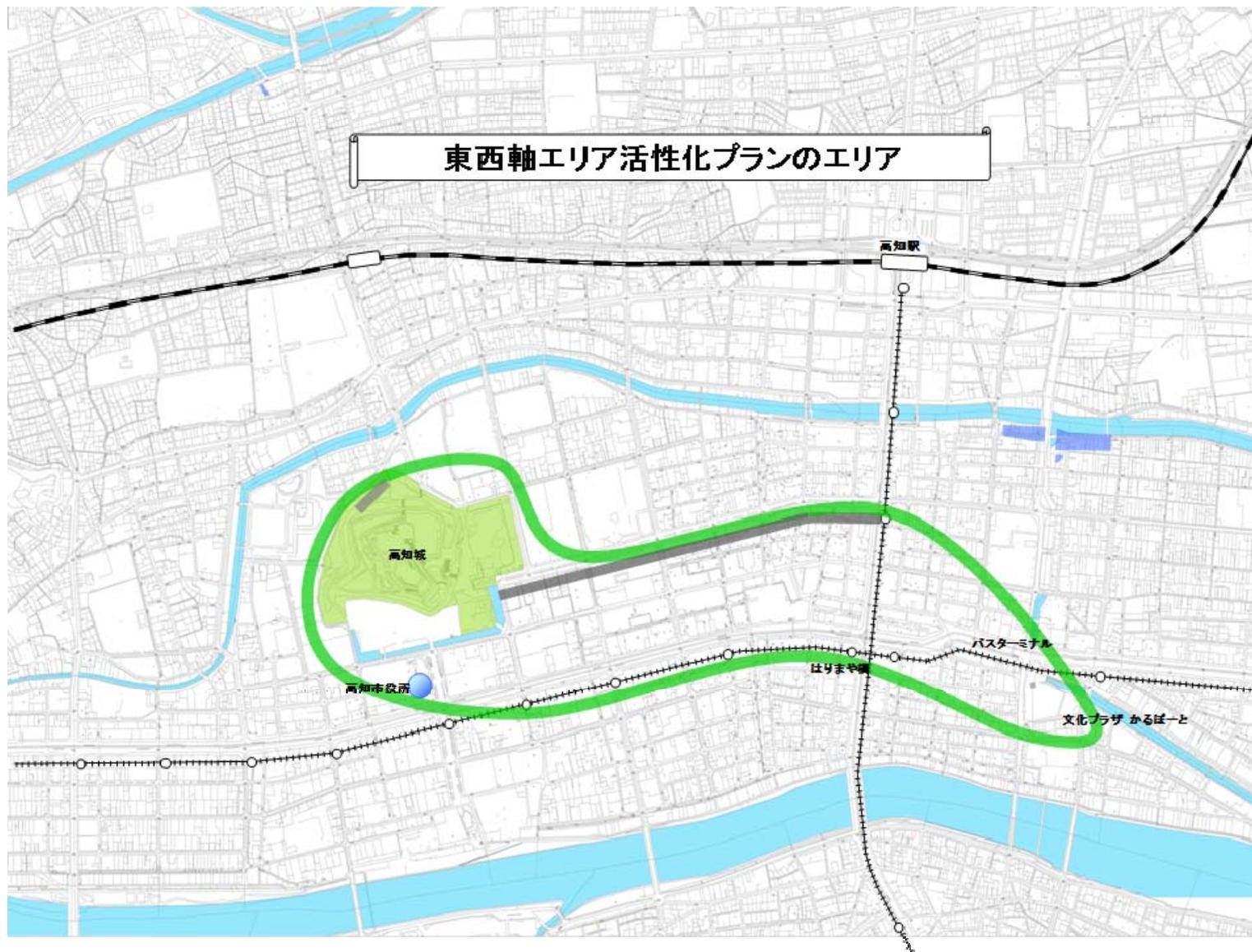
（注）上記のランクは以下のとおりである。

A・・・平成23年度に予算化等を行い、直ちに取組む事業

B・・・平成23年度から取組に向けた具体的な検討をしていく事業

C・・・実施の可否も含め、中期的な視点で検討していく事業

東西軸プランにおける対象地域は以下のとおりである。



2) 高知市中心市街地活性化基本計画

市は中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年 6 月 3 日法律第 92 号）に基づき、高知市中心市街地活性化基本計画（以下、「中活計画」という。）を策定し、平成 24 年 11 月 30 日付けで内閣総理大臣の認定を受けている。

中心市街地の活性化に関する法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定める必要がある。

中活計画の計画期間は平成 24 年 12 月から平成 30 年 3 月までの 5 年 4 か月間としており、具体的な目標は以下のとおりである。

【具体的な指標及び目標】

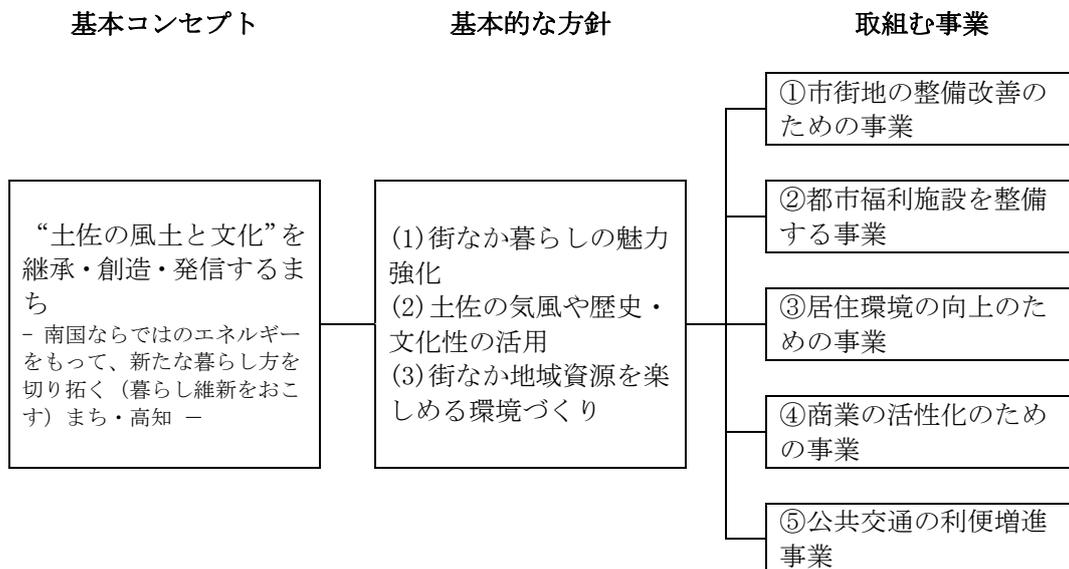
評価指標	現況値 (平成 21、23 年) (※ 1)	目標値 (平成 30 年)
中心市街地の居住人口	5,017 人	5,145 人
中心部の空き店舗率 (※ 2)	14.4%	13.4%
歩行者通行量 (平日・休日合計)	103,249 人/2 日・14 地点	105,916 人/2 日・14 地点
施設の入館者数 (※ 2、3)	673,295 人/年	707,000 人/年

(※ 1) 評価指標のうち、「中心市街地の居住人口」、「中心部の空き店舗率」、「歩行者通行量 (平日・休日合計)」は平成 23 年のデータとなっており、「施設の入館者数」は平成 21 年のデータとなっている。

(※ 2) 中活計画の数値目標は「中心市街地の居住人口」及び「歩行者通行量 (平日・休日合計)」となっており、「中心部の空き店舗率」及び「施設の入館者数」は参考指標として設定されている。

(※ 3) 対象施設は、中活計画の対象地域の北部に位置する高知観光情報発信館「とさてらす」と、東部に位置する高知市文化プラザ「かるぼーと」である。西部は高知城や新図書館等複合施設等を予定しており、最も来街者が見込まれるため、対象施設を選定していない。

中活計画の目指すべき姿として基本コンセプトを定め、これを実現させるための基本的な方針及び取組む事業を定めている。基本コンセプト、基本的な方針、取組む事業の体系は以下のとおりである。



中活計画の取組む事業性に基づく、具体的な施策内容は以下のとおりである。

No.	具体的な施策内容
【取組む事業①】市街地の整備改善のための事業	
1	多目的広場・遊歩道整備事業
2	商店街にぎわい創出支援事業
3	旧少年補導センター跡地活用事業
4	新庁舎建設事業
5	賑わい広場整備事業（西敷地）
6	観光バスの乗降スペース整備事業
7	花とみどりのまちづくり事業
8	はりまや橋公園沿道都市美形成事業
9	憩いの空間整備事業
10	高知城の環境整備事業
11	駐輪場整備事業
12	道路バリアフリー促進事業（高知街 87 号線）
【取組む事業②】都市福利施設を整備する事業	
13	総合あんしんセンター整備・運営事業
14	新図書館等複合施設の設計等
15	新図書館の整備
16	点字図書館の整備
17	（仮称）こども科学館の整備
（再掲）	多目的広場・遊歩道整備事業
18	新資料館整備事業
（再掲）	旧少年補導センター跡地活用事業
（再掲）	新庁舎建設事業
（再掲）	賑わい広場整備事業（西敷地）
19	県立大学（永国寺キャンパス）の整備

No.	具体的な施策内容
【取組む事業③】 居住環境の向上のための事業	
20	(仮称) 帯屋町二丁目複合施設整備事業
(再掲)	総合あんしんセンター整備・運営事業
21	住生活基本計画の推進
22	借上公営住宅の供給促進事業の検討
23	「セントラルレジデンス高知中央公園」整備事業
24	来街者にやさしい環境づくり
【取組む事業④】 商業の活性化のための事業	
25	大規模小売店舗立地法特例区域指定
(再掲)	(仮称) 帯屋町二丁目複合施設整備事業
(再掲)	新資料館整備事業
26	よさこい情報発信機能強化事業
27	おもてなし拠点の魅力向上事業
28	はりまや橋魅力化事業
29	空き店舗対策事業
30	おまちの情報発信事業 (街なかイベントマネージメント事業含む)
31	新図書館等複合施設での中心市街地活性化事業
32	学生による日曜日サポート事業
33	観光まち歩きガイド事業の推進
34	フラフ等による商店街の演出
35	案内板等の充実や多彩なまち歩きの促進
36	商店街アーケードリニューアル整備、放送設備及び防犯カメラ整備事業
(再掲)	旧少年補導センター跡地活用事業
(再掲)	賑わい広場整備事業 (西敷地)
37	物産販売と中心街支援の拠点「てんこす」の充実
38	IC カード「ですか」活用事業
39	“まちの灯台” エスコーターズ事業
40	商店街定期イベント
41	街なか季節イベント
42	街なかガーデニング事業
43	街なか学生活動連携事業
44	街なかキャンパス事業
45	日曜日とおまちを結ぶ新たなマーケット等の検討
46	新資料館による中心市街地活性化事業
47	観光周遊バス運行事業
(再掲)	来街者にやさしい環境づくり
48	街路市・商店街回遊促進事業の検討
49	商店街まちなみアドバイス事業
【取組む事業⑤】 公共交通の利便増進事業	
50	路面電車高齢者パス販売事業
(再掲)	IC カード「ですか」活用事業
51	交通基本計画の推進
(再掲)	駐輪場整備事業
(再掲)	観光バスの乗降スペース整備事業
(再掲)	観光周遊バス運行事業

(2) 商工振興に関する各種事業

商工振興課が実施する産業振興に関する平成 26 年度の事務事業は以下のとおりであり、このうち東西軸プランと中活計画に基づく事業については「○」を記載している。

(単位：千円)

事務事業名	事務概要（目的等）	H26 年度 予算額	東西軸 プラン	中活 計画
ポートセールス 推進事業費	大型船舶・自衛艦寄港誘致、航路・貨物誘致等	762		
地場産品販路拡大 推進事業費	中四国地域連携軸上に位置する 4 市（浜田市・広島市・松山市・高知市）と 4 商工会議所が協力して開催する見本市・商談会（ビジネスフェア中四国）	1,000		
地産外商推進事業費	地場産品の販路拡大を目的に国内外の展示商談会に参加経費等の一部を助成（販路拡大チャレンジ事業補助金）	3,600		
新市場開拓支援 事業費	バイヤーとの関係強化により高知産品の PR の機会獲得、商品の定番化、販売支援や、バイヤー招聘による商談会の実施、展示会への出展	7,600		
みなとまつり補助金	みなとまつりの開催・運営に要する経費を高知みなとまつり実行委員会に対し助成	145		
大型船舶寄港誘致 推進事業費	高知港・高知新港への大型客船の誘致推進のため、シャトルバス借上げや式典イベントに対し助成	4,329		
港湾県営工事負担金	港湾の秩序ある発展・整備及び航路の開発保全に資するため、「県の実施する建設事業の負担（県議会議決）、高知県国直轄港湾工事負担金徴収条例」に基づき負担	16,496		
企業誘致推進・創業 支援事業費	雇用の場の創出等を目的とする企業誘致活動費	2,405		
イルミネーション フェスタ事業費補助金	商店街が行うイルミネーションに対し補助するもの	1,200	○	○
指導団体補助金	商工業の振興に指導的役割を果たす団体に対し運営に係る経費を助成するもの	8,838		
企業立地助成金	企業立地の推進により産業の活性化を図るため、指定地域に工場等を新・移設する製造業者等や誘致したコールセンター事業者等に対し助成するもの	180,000		
産業活性化共同 事業費補助金	中小企業団体・商工団体が行う調査、研修及び商店街イベント、情報化推進事業等の共同事業に対し補助するもの	3,800	○	○
中心市街地商業 活性化推進事業費補助金	中心市街地の商業機能の強化を図るために、高知 TMO（※1）の運営及び事業推進（エスコーターズ等）へ補助するもの	3,000	○	○
近隣商店街活性化 事業費	近隣商店街の振興に資するための勉強会・研修会の実施等に係る経費を支出するもの	200		
産業活性化共同 施設整備事業費補助金	商店街振興組合等が実施する、アーケード等の施設改修等に対し補助するもの	3,989		○

事務事業名	事務概要（目的等）	H26年度 予算額	東西軸 プラン	中活 計画
発明協会補助金	発明・特許等を重視する開発型企業の育成を図るため、発明くふうコンクールを主催する一般社団法人高知県発明協会に対し補助するもの	50		
空き店舗活用支援事業費補助金	中心市街地の活性化に資するため、空き店舗を活用して出店（新規創業・事業拡大）する事業者に対し、家賃の一部を助成するもの	3,000	○	○
まちあるき促進事業費	東西軸エリア活性化プランに基づき、中心商店街周辺でのまちあるきを促進するための情報発信を強化するもの	146	○	○
ものづくり受注拡大支援事業費	公益財団法人高知県産業振興センターが実施するミニ商談会に対して助成するもの	1,325		
中心市街地活性化計画推進事業費	中心市街地活性化基本計画のフォローアップに係る事業費、高知市学生活動交流館の管理運営に係る費用など	8,000	○	○
長浜産業団地施設管理費	住工混在の解消と工場操業環境の改善を図ることを目的に整備した、長浜産業団地の管理に要する経費	1,903		

（※1）高知TMOとは、中心市街地活性化法に基づき、中心市街地の活性化を図るための「街づくり機関」として、高知商工会議所が市から認定を受けた「高知TMO事業推進委員会」の略称である。

2. 監査の結果及び意見について

(1) 全般事項

1) 中活計画の目標設定のあり方について（意見）

中活計画において、目指すべき姿として基本コンセプトを定めており、具体的な数値目標を以下のとおり掲げている。

評価指標	現況値 (平成 21、23 年)	目標値 (平成 30 年)
中心市街地の居住人口	5,017 人	5,145 人
歩行者通行量(平日・休日合計)	103,249 人/2 日・14 地点	105,916 人/2 日・14 地点
中心部の空き店舗率(参考指標)	14.4%	13.4%
施設の入館者数(参考指標)	673,295 人/年	707,000 人/年

中活計画では 51 の個別施策を実施することにより、上記目標の達成を図ることとしているが、個別施策が上記目標にどのように貢献するのかといった関連性が不明確である。このため、どの個別施策に注力すると目標により貢献するかといった分析が出来ず、次年度以降の計画変更や効果の高い個別施策への予算配分といった改善策検討も効果的に行うことが難しい。

今後、51 の個別施策と上記目標との関連性を明確にしたうえで、中活計画に対する個別事業の貢献度を明確にし、毎年評価することが望まれる。

また、各個別施策に具体的な目標を設けていない。

個別施策に具体的な目標を設けていない場合、実績との分析ができないことから個別施策の有効性を事後的に検証することができない。

すべての個別施策に対して具体的な数値目標を設けることは実務上困難であるが、可能な限り数値目標を設定するとともに、具体的な数値目標を設けることが実務上困難な個別施策については、定性的な目標を設定することで、事後的な有効性の検証を行う必要がある。

市は上記目標に対する検証を毎年行っているが、個別施策についての具体的な目標を設けることにより、中活計画の上記目標の達成に対する貢献度合いを分析する必要がある。また、その結果を受けた個別施策の見直しを行うことが望まれる。

2) 商店街に対する補助について

①概要

市は商店街を活性化する事業に対して、補助金の交付や事業を実施しており、これらを集約すると以下のとおりである。

(単位：千円)

事務事業名	事業概要	H26年度 予算額
イルミネーションフェスタ事業費補助金	商店街が行うイルミネーションに対し補助するもの	1,200
中心市街地商業活性化推進事業費補助金	中心市街地の商業機能の強化を図るために、高知TMOの運営及び事業推進へ補助するもの	3,000
近隣商店街活性化事業費	近隣商店街の振興に資するための勉強会・研修会の実施等に係る経費を支出するもの	200
空き店舗活用支援事業費補助金	中心市街地の活性化に資するため、空き店舗を活用して出店(新規創業・事業拡大)する事業者に対し、家賃の一部を助成するもの	3,000
産業活性化共同事業費補助金	中小企業団体・商工団体が行う調査、研修及び商店街イベント、情報化推進事業等の共同事業に対し補助するもの	3,800
産業活性化共同施設整備事業費補助金	商店街振興組合等が実施する、アーケード等の施設改修等に対し補助するもの	3,989
まちあるき促進事業費	東西軸エリア活性化プランに基づき、中心商店街周辺でのまちあるきを促進するための情報発信を強化するもの	146
合計		15,335

市は中活計画に基づく中心商店街と、近隣商店街について活性化させる必要があると認識している。その主な理由は以下のとおりである。

【中心・近隣商店街を活性化させる必要がある理由】

- ・中心商店街の活性化は市の商業振興につながる
- ・近隣商店街の活性化は買物弱者(注)の救援の役割を担う

(注)買物弱者とは、経済産業省の「買物弱者応援マニュアル Ver. 3.0」によると、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々のことをいう。

中心商店街と近隣商店街はそれぞれ以下のとおりである。

番号	商店街名	番号	商店街名	番号	商店街名
中心商店街(※1)			近隣商店街(※2)		
①	はりまや橋商店街	⑦	おびさんロード商店街	⑫	天神橋通商店街
②	京町商店街	⑧	中の橋商店街	⑬	菜園場商店街
③	新京橋商店街	⑨	柳町商店街	⑭	升形商店街
④	壺番街商店街	⑩	大橋通り商店街	⑮	越前町商店街
⑤	帯屋町一丁目商店街	⑪	魚の棚商店街	⑯	愛宕商店街
⑥	帯屋町二丁目商店街				

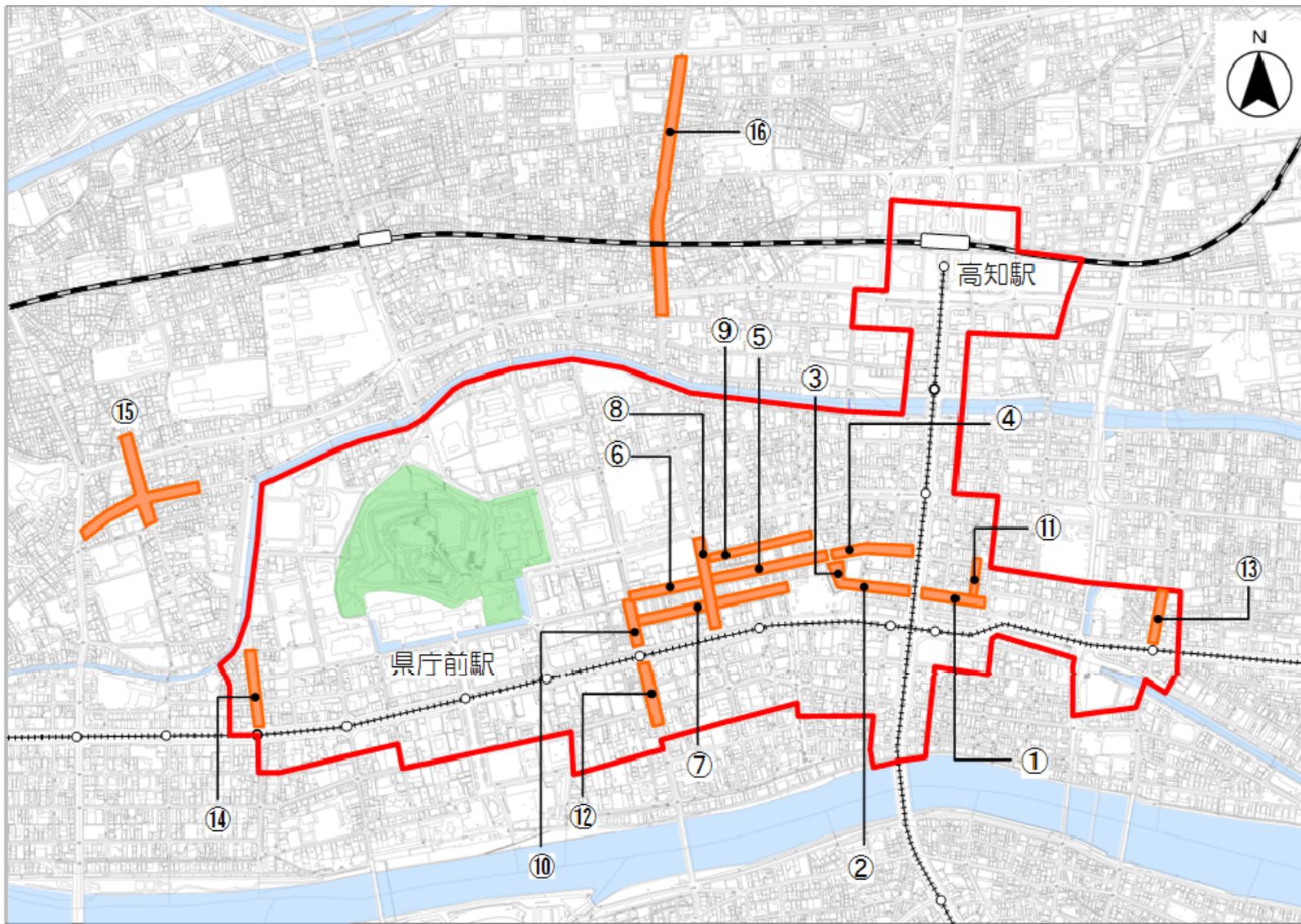
(出典：中活計画)

(注)⑨柳町商店街と⑮越前町商店街は商店街振興組合等を解散し、⑪魚の棚商店街は元々組合等を組織していない。

(※1)中心商店街とは、高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱に「中心商店街地域」として定める関係法令に基づき設立された商店街組合のことであり、中活計画の対象地域との関係性はない。

(※2)その他「万々商店街」と「旭町三丁目商店街」がある。

【商店街図】



(出典：中活計画)

(⑤帯屋町一丁目商店街 (中心商店街))



(⑨柳町商店街)



(⑩大橋通り商店街 (中心商店街))



(⑪魚の棚商店街 (中心商店街))



(⑮万々商店街 (近隣商店街))



(⑯愛宕商店街 (近隣商店街))



②監査の結果及び意見について

ア) 近隣商店街に対する補助事業について（意見）

市は、中活計画に基づき、中心街を活性化させることを目指して中活計画の対象地域の商店街に対する補助事業を行っており、その必要性は理解できる。

これとは別に、近隣商店街を対象とした補助事業は、買物弱者の対策を目的としており、中活計画及び産業振興の目的とは異なるものである。

市は、買物弱者への支援策を講じるのであれば、その前提として、どのエリアにどのような具体的な店の種類（八百屋や米屋など）を必要とするのかを把握する必要がある。しかし、調査等は実施しておらず、買物弱者が生じる要因を把握していない。また、買物弱者の救援を目的とするのであれば、他の地域への支援も同様に検討されるべきである。

近隣商店街に対する市の補助事業は、買物弱者が生じている要因分析が行われていない中で継続されており、その事業効果について疑問が生じる。

市は、その補助事業の効果を検証することが望まれる。

(2) 個別事項

1) イルミネーションフェスタ事業費補助金について

①概要

イルミネーションフェスタ事業は、高知市中央公園に 11 月末から翌年 1 月中旬にかけて、イルミネーションを設置する事業である。



当該事業は東西軸プランに基づき、「10-2. 夜の魅力を高めるイルミネーションフェスタ等の実施」事業として実施している。また、中活計画においても当該事業が引き継がれており、商業の活性化のための事業の「41. 街なか季節イベント」に位置づけられている。

補助金の交付先は中心商店街と株式会社高知大丸が出資する株式会社高知市中心街再開発協議会が組織するイルミネーションフェスタ実行委員会である。また、補助対象経費の 2 分の 1 を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付している。

【補助対象経費】

- ・謝礼金（出演者謝礼金をいう。）
- ・事業経費（会場設営費、光熱費、印刷費、広報宣伝費、消耗品費及び雑役務費をいう。）
- ・上記のほか、市長が特に必要と認める経費

当該事業における平成 22 年度から平成 26 年度の収支の金額及び補助金の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収入項目					
高知市補助金	500	1,000	1,000	1,151	1,195
高知県補助金	-	3,000	1,500	-	-
広告協賛金	550	525	462	682	518
委員会事業費	1,101	2,175	1,538	1,267	1,387
収入項目計	2,151	6,700	4,500	3,100	3,100
支出項目					
事業費	2,151	6,700	4,500	3,100	3,100
支出項目計	2,151	6,700	4,500	3,100	3,100
差引計	-	-	-	-	-

②監査の結果及び意見について

ア) 実績報告の検証について (意見)

市は実績報告を受ける際に、領収書等の証拠書類を提出させているものの、平成 26 年度の実績報告書の支出額 3,100 千円に対する証拠書類の金額は 2,581 千円と相違が生じていた。

上記相違の理由について所管課に確認したところ、相違する理由を記載した資料等が保管されておらず、支出額の妥当性についての検証を十分にできていたのか、疑問が生じる状況であった。

実績報告書の支出額が証拠書類の金額を上回っている場合、補助金額を必要以上に交付する恐れがあるため、補助対象経費を慎重に検証する必要がある。

なお、上記の金額の相違理由を、監査人の指摘により市が追加で調査したところ、補助対象者が広告協賛金収入 518 千円を控除した金額で委託業者から請求書を入手しており、当該請求書を証拠書類として提出しているものであった。

今後、証拠書類との不整合が生じた際には、調査するとともにその結果を保管することが望まれる。また、証拠書類の提出についても支出額から収入額を差し引いた純額で記載するのではなく、支出額および収入額を総額で記載した資料を提出するよう、補助対象団体に対して指導することが望まれる。

イ) 業務委託について (意見)

補助対象者はイルミネーション事業のすべてを外部の 1 業者に委託しているが、市はその選定方法を把握しておらず、また、相見積の入手や入札による業者選定を求めていなかった。

市が追加で調査したところ、現存する保管資料で平成 16 年度以降、当該業者が継続して委託先として選定されていることは確認できたが、業者の選定方法及び選定理由は不明であった。

委託業者の選定方法が不明、もしくは随意契約を継続的に締結している場合、選定された業者が事業を適切に実施できるのかといった有効性の観点や、委託費は最も安い金額で積算されているのかといった経済性の観点について疑問が生じる。

この点、市においては高知市随意契約ガイドラインを策定しており、平成 21 年 11 月 14 日より適用している。当該ガイドラインによると、市が委託する業者の選定方法を原則として一般競争入札としており、随意契約はその例外と定められている。

今後、補助対象者が事業の一部または全部を外部に委託する場合、当該ガイドラインの考え方を踏襲した業者選定の基準を交付要綱に設けるか、再委託の場合についても高知市随意契約ガイドラインと同様の取り扱いとするなど、市と同様の水準での業者選定方法を定めることが望まれる。

2) 指導団体補助金について

①概要

市は高知市産業活性化条例に基づき、以下の商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす団体及び観光の振興に関する活動を行う団体を支援する目的として補助金を交付している。

- ・高知商工会議所
- ・春野商工会
- ・高知県中小企業団体中央会
- ・独立行政法人日本貿易振興機構高知貿易情報センター

【高知市産業活性化条例（一部抜粋）】

(目的) 第1条 この条例は、本市の商工業の育成強化及び企業誘致の推進並びに観光の振興のために必要な措置を講ずることにより、産業の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。
(指導団体等) 第7条 市長は、本市産業の活性化を促進するため、商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす団体及び観光の振興に関する活動を行う団体を指定し、当該団体の活動を支援するとともに、本市が行う施策への協力を求めるものとする。 2 市長は、前項の団体その他これに類すると特に認める団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、又は出捐することができる。

【高知市産業活性化条例施行規則（一部抜粋）】

(商工業指定団体) 第21条 条例第7条第1項に規定する商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす団体を、次のとおり指定する。 (1) 高知商工会議所 (2) 春野商工会 (3) 高知県中小企業団体中央会 (4) 独立行政法人日本貿易振興機構高知貿易情報センター

平成22年度から平成26年度の補助金の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

指導団体	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高知商工会議所	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
春野商工会	3,800	3,800	3,300	3,300	3,300
高知県中小企業団体中央会	288	288	288	288	288
独立行政法人日本貿易振興機構高知貿易情報センター	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250

②監査の結果及び意見について

ア) 補助金交付の妥当性について (結果)

高知市産業活性化条例に基づく補助金は指導団体を支援することを目的としているものの、補助対象経費の範囲を明確にしておらず、また、補助金の交付額の算定根拠が明確となっていなかった。このため、補助金の検証においても、指導団体の決算書に上記補助金の収入が記載されていることを確認するにとどまり、補助金によりどのような業務を実施しているかの確認ができていない。

補助対象経費及び金額の算定根拠が不明となっている理由は、市が指導団体のどのような活動を支援するのか、または市の施策に対してどのような協力を求めるか等、補助金の交付目的としての事業を明確にしていないことが要因である。その結果、補助金を交付することにより、どのような効果が見込めるのかも不明となっている。

市は指導団体に対する補助金の交付目的の事業を明確に定め、補助対象経費を積算し、補助金交付額の算定根拠を明確にする必要がある。また、指導団体から業務実績及び収支の報告を受けることで、当該補助金の効果の検証を行うことが必要である。

3) 産業活性化共同事業費補助金について

①概要

市の商工業の育成強化及び企業誘致の推進並びに観光の振興のために必要な措置を講ずることにより、産業の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的として交付する補助金であり、以下のとおり、高知市産業活性化条例において、交付要綱が定められている。

【高知市産業活性化条例（一部抜粋）】

(目的)

第1条 この条例は、本市の商工業の育成強化及び企業誘致の推進並びに観光の振興のために必要な措置を講ずることにより、産業の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(活性化助成金の交付)

第4条 市長は、中小企業の集団化若しくは共同化、商店街の近代化又は商品・技術開発の促進、企業立地の推進又は観光の振興のため、予算の範囲内において、活性化助成金を交付することができる。

2 活性化助成金は、次に掲げるものとし、その交付に関し必要な事項は規則で定める。

(4) 共同事業助成金

補助対象者は中小企業団体等と商工団体（商工業を営む中小企業者が、商工業の振興を目的として継続的に組織する団体で、市内に主たる事務所を有する者）である。

中小企業の集団化または共同化を目的として、以下の事業を実施した場合に補助対象経費の2分の1以内の額で25万円を限度（中活計画の区域内で商店街等イベント事業を実施する場合、対象経費の3分の2以内の額で50万円を限度）として補助金を交付する。

対象事業	具体的事業の例示	補助対象経費
商店街等イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・祭り、レクリエーション等の催物 ・各種コンクール又は展示会 	会場費(借上料, 設営費等) 印刷製本費 報償費 その他市長が必要と認める費用
販路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県外で開催される見本市、展示会等への参加事業 	出展小間料 印刷製本費 出品物の輸送費 その他市長が必要と認める費用
調査・研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会等 ・市場動向調査、消費者ニーズ調査 	会場費(借上料, 設営費等) 報償費 印刷製本費 委託料 旅費 その他市長が必要と認める費用
情報化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・バーチャルモール等の制作 ・団体及び組織内の情報通信網の構築 ・情報機器の導入 	設備費 報償費 委託料 その他市長が必要と認める費用

平成 22 年度から平成 26 年度の補助金の交付団体数、予算額、補助金額及び予算執行割合は以下のとおりである。

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付団体数 (団体)	8	9	11	10	5
予算額 (千円) A	3,055	3,055	3,000	3,800	3,800
補助金額 (千円) B	1,393	1,404	1,947	2,223	928
予算執行割合 B ÷ A	45.6%	46.0%	64.9%	58.5%	24.4%

なお、平成 26 年度において補助金額が減少している理由として、経済産業省の地域商店街活性化事業に基づくにぎわい補助金が準備され、当該補助金は上限額が 4,000 千円、補助割合が 100%と、市の補助金よりも条件が有利なため、補助対象者が経済産業省の補助金を選択したことが影響している。

②監査の結果及び意見について

ア) 適切な予算配分について (意見)

市は予算計上の際に、市が把握している交付対象者に対して事業実施予定の有無を調査し、要望のある団体数及び金額を把握している。しかし、予算計上の時期から実施するまでに期間を有することから、実際に事業を実施しない団体が生じるため、予算執行割合は 24%から 65%程度の推移となっている。特に、平成 26 年度においては経済産業省の補助金の交付があった影響で予算執行割合は 24%程度となっている。

予算の執行率が低くなると、他の必要な事業を実施できなくなるなど、予算の有効活用を阻害する恐れがあるため、できるだけ正確な執行額を見積もる必要がある(高知市予算規則第 16 条によると、補助金として予算計上された場合、他の予算に流用することが原則できない旨記載されているため、執行残を他の予算に流用すること等ができない。)

市は、各団体に調査した際に、事業実施予定の有無と必要事業費を把握するのみではなく、できる限り執行残が出ないように、過去の執行率を考慮した上で、予算額を決定することが望まれる。

【高知市予算規則第 16 条 一部抜粋】

第 16 条 歳出予算の流用の範囲及び金額は、必要最少限度を超えてはならない。
 3 次の各号に掲げる歳出予算の節の金額は、原則として流用することができない。
 (2) 負担金、補助及び交付金のうち補助及び交付金

4) 中心市街地商業活性化推進事業費補助金について

①概要

中心市街地商業活性化推進事業は、中心市街地活性化を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする事業である。

当該事業は東西軸プランに基づき、「9. 来街者にやさしい商店街づくり事業」として実施している。また、中活計画においても当該事業が引き継がれており、居住環境の向上のための事業の「24. 来街者にやさしい環境づくり」及び商業の活性化のための事業の「39. “まちの灯台” エスコーターズ事業」に位置づけられている。

中心市街地の活性化を図るためのタウンマネジメント機関(TMO)として市が認定した高知TMO(高知商工会議所)が当該事業を実施しており、以下の補助対象経費から国等から交付される補助金の額を減じて得た額を限度として、予算の範囲内で補助金を交付している。

【補助対象経費】

- ・謝金(委員謝礼金及び専門家謝礼金)
- ・旅費(委員旅費及び職員旅費)
- ・事業経費(会場賃借料、印刷製本費、資料作成費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費及び雑役務費)
- ・委託費(事業の一部を委託する経費)
- ・人件費
- ・その他(市長が特に必要と認めた経費)

当該事業における平成22年度から平成26年度の収支の金額及び補助金の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入項目					
市補助金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
事業参加商店街負担金	1,476	1,476	1,476	1,364	1,914
雑収入	62	0	0	4	158
収入項目計	4,538	4,476	4,476	4,368	5,072
支出項目					
事業費	4,538	4,476	4,476	4,368	5,072
(事業費のうち人件費)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
支出項目計	4,538	4,476	4,476	4,368	5,072
差引計	-	-	-	-	-

②監査の結果及び意見について

ア) 正職員に対する人件費の補助について (結果)

補助対象経費の内訳のうち、人件費1,000千円が毎年度計上されている。この内容は、商工会議所の正職員の人件費とのことであるが、当該金額の算定根拠は不明であった。

正職員の人件費に対して補助金を交付する場合であっても、例えば農林水産省が示す以下のような時間単価に直接作業時間数を乗じて算定させる必要がある。

人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

人件費＝ 時間単価 × 直接作業時間数

<正職員の時間単価の算定方法>

人件費時間単価＝（年間総支給額＋年間法定福利費）÷年間理論総労働時間

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする。
- ・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する。
- ・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする。

(出典：農林水産省 HP「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」)

補助対象経費の算定根拠が不明な場合、補助金の交付額に過不足が生じている恐れがある。過度な補助金交付となっていれば補助金の返還を求める必要がある。また、過少な補助金交付となっていれば、補助対象者の自己負担となっていることが考えられ、事業の存続に影響を与えることとなる。

人件費について適切な算定方法により補助対象経費の内容を報告するように、補助対象者に対して指導することが必要である。なお、次年度以降の補助金交付申請の際の積算根拠とすることについても留意することが必要である。

イ) 補助対象経費の検証について (結果)

市は実績報告書の添付書類として、事業成果報告書及び収支決算書を求めているものの、実際の支出に関する証拠書類の確認を行っていなかった。

補助金の交付に際して、その根拠となる補助対象経費の実在性を確認することは重要であるが、証拠書類を提出させるルールがないことは問題である。

特に当該補助対象事業の収支差額は継続して0円となっており、支出額の実在性については慎重に対応する必要がある。この点、監査人の指摘により市が追加調査したところ、補助事業費に不足額が生じた場合は、補助対象者が負担していることが判明した。平成26年度の収支不足額は24,386円であるものの、当該金額を含む全ての事業費を収支決算書に計上することを補助対象者に対して指導する必要がある。そのうえで、補助対象経費の実在性を確認するため、サンプリングによる支出に関する証拠書類の確認を行うことが必要である。

5) 空き店舗活用支援事業費補助金について

①概要

商店街の空き店舗を活用して新規創業又は事業拡大を行おうとする者に対し、店舗賃借料の一部を補助することにより、中心商店街への出店を促し、空き店舗の解消を図ることにより、商店街を活性化させる目的で交付する補助金である。

当該事業は東西軸プランに基づき、「8.おまちの店舗対策」として実施している。また、中活計画においても当該事業が引き継がれており、商業の活性化のための事業の「29.空き店舗対策事業」に位置づけられている。

補助金の交付金額（月額）及び対象月数は以下のとおりである。

エリア	交付金額（月額）		対象月数	
	補助率	上限額（千円）	新規（月）	拡大（月）
中心市街地	2/3	100	6	3
中心市街地以外	1/2	50	6	3

平成 22 年度から平成 26 年度の補助金の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

補助金	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
空き店舗活用支援事業費補助金	1,999	730	660	685	2,963

なお、平成 26 年度に交付額が増加した理由は、補助対象者が平成 25 年度は 3 名であったが、平成 26 年度は 8 名に増加しており、この 8 名のうち 7 名が新規創業者であったことと、家賃額及び対象エリアの違いにより、1 件あたりの補助額にも違いがあったためである。

②監査の結果及び意見について

ア) 補助金交付後の経営状況の確認について（意見）

補助事業者に対して補助事業が完了した際に実績報告を求めているが、補助金交付後において、補助事業者からその後の経営状況の報告を求めておらず、また、市は自ら調査を行っていないかった。

補助金の交付目的を達成するためには、補助金の交付期間中のみ空き店舗が解消されるだけではならず、補助金の交付後においても事業が継続されている必要がある。

中心市街地の活性化という目的を達成するために必要な対応は何か検討するために、新規事業者の経営状況を確認するとともに、新規事業者のニーズを把握することは有用である。したがって、市は補助事業者の補助金交付後の経営状況を確認するとともに事業者のニーズを把握することが望まれる。

6) 企業誘致推進・創業支援事業費について

①概要

地場企業の活性化と県外資本の導入との相乗効果による景気循環を促すために、地場企業と連携できる県外企業の誘致を推進する事業である。市は誘致にあたり、若年者労働力の流出を食い止めるためにも、市民の就職ニーズに合った雇用創出効果の高い企業の誘致に取り組んでいる。

当該事業は総合計画の「施策 65. 企業誘致の推進」に基づいており、第2次実施計画における目標値は以下のとおりである。

指標	指標の説明	現状値 (平成 24 年度末)	目標値 (平成 28 年度末)
企業誘致数	大型コールセンター（100 人以上）の誘致数	2 社	3 社

平成 22 年度から平成 26 年度の事業費は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
企業誘致推進・創業支援事業費	1,604	1,607	1,272	2,328	2,001

②監査の結果及び意見について

ア) 目標値の設定について（意見）

市は事業の目標を職員数 100 人以上の大型コールセンターの誘致を 3 社と掲げているが、平成 26 年度時点でコールセンターのオペレーターとしての担い手が不足している状況となっているため、コールセンターを誘致する必要性は乏しくなっているとのことである。

目標指標として職員数 100 人以上の大型コールセンターとする背景は、市の事務職系の雇用先を増加させることである。そのため、現在は事務職系の雇用先となるバックオフィスの誘致に尽力しており、結果的に目標指標と相違する企業の誘致活動を実施している。

今後、総合計画第3次実施計画の策定の際に、目標指標が実態と乖離することがないように、市が果たすべき目標を慎重に策定することが望まれる。

7) 発明協会補助金について

①概要

発明協会事業は、補助対象団体である一般社団法人高知県発明協会が行う発明及び考案の奨励並びに特許等の普及及び啓蒙活動により、市の中小企業者の技術開発の向上を図るために実施する事業である。

補助対象経費の範囲は補助対象事業に要する経費の全額としており、補助対象経費を限度として予算の範囲内で補助金を交付している。

平成 22 年度から平成 26 年度の補助金の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発明協会補助金	50	50	50	50	50

②監査の結果及び意見について

ア) 補助金の交付目的について (結果)

市の中小企業者の技術開発の向上を図ることを補助金の交付目的としているが、実績報告書によると小中学生を中心とする児童生徒発明くふう展の行事のために使用されていた。

小中学生を対象とする場合であっても発明・特許等の啓蒙活動に該当するが、そもそもの目的である市の中小企業者の技術開発の向上を図る事業であるとは言えないため、補助金の交付目的を達成しているとは言えない。

過去 5 年間、補助金交付目的の事業が行われていないことから、事業の評価・見直しは適時に行われているか甚だ疑問である。事業の評価・見直しを適時に行い、効率的・効果的な事務の執行に繋げていく必要がある。

8) 駐車場の利便性向上について

①概要

東西軸プランにおいて「16-2 駐車場の利便性の向上」の施策を掲げており、駐車場の利便性を向上させることにより、集客効果を高めることを目的としている。

具体的な施策内容は、(i) 商店街での買い物額に応じた駐車場料金サービスと、(ii) 駐車場に関するサービスについての情報発信を民間主体で実施しており、具体的には以下のとおりである。

No.	具体策	施策内容
(i)	商店街での買い物額に応じた駐車場料金サービス	・タウン誌と連携して発行したクーポン誌に、駐車場基本料金サービス券を掲載 ・3,000円以上の買い物で、『1時間駐車無料』、『コインパーキング300円分無料』、『お買い物乗車券』（電車・バス190円券）などの配布、など
(ii)	駐車場に関するサービスについての情報発信	・商店街の交通サービスについて、「OBIBURAMAP」、「エスコーターズマップ」、中心商店街のホームページ「よさこいタウン」に掲載、など

また、中心市街地の中央に位置する市営の駐車場として、中央公園地下駐車場があり、その利用台数及び利用率は以下のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年12月
利用台数	324,873台	319,321台	308,456台	32,988台
利用率	34%	33%	31%	38%

②監査の結果及び意見について

ア) 中央公園地下駐車場の未利用分の活用について（意見）

中央公園地下駐車場について、年間の利用率は平成24年度から平成26年度において、31%から34%程度となっており、直近の平成27年12月末では38%と総じて低い状況となっている。

中心市街地の活性化という観点より、民間主体で商店街での買い物額に応じた駐車場料金サービスを民間負担で行っているものの、駐車場の未利用率が大きい状況に変わりはない。本来東西軸プランを遂行する主体的立場の市としての積極的な施策を施すことで未利用分の活用を図る必要があると考えられるが、そのような施策も見受けられない状況である。

今後は、民間に頼るのみならず、市も積極的に中央公園地下駐車場の未利用分を活用する施策を検討することで、駐車場の有効活用を図り、中心市街地の活性化に繋げることが望まれる。

9) 港湾県営工事負担金について

①概要

道路法第 52 条第 1 項、海岸法第 28 条第 1 項及び地方財政法第 27 条第 1 項の規定に基づき、昭和 49 年度以降に県が行う土木その他の建設事業に要する経費の一部を市が負担するものである。

当該負担金は港湾事業の重要港湾改修事業にかかる事業費から事務費を控除した額について市が 9.375%から 15%を負担することとなっている。

平成 22 年度から平成 26 年度の負担金額と工事費総額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
港湾県営工事負担金	166,088	172,727	370,318	232,837	206,690
工事費総額	1,771,596	1,787,700	3,935,979	2,501,199	2,142,539

②監査の結果及び意見について

ア) 所管する課について (結果)

港湾工事の負担金の算定は県が行っているが、その算定額の検証を高知港の整備及び振興に関する事務を担う商工振興課が行っている。

しかし、商工振興課には土木系の技術職がいないことから、県が実施する港湾工事の必要性及び金額の妥当性について十分検証できる状況にはない。

数億円もの工事費の負担をするにあたって、工事内容及び金額の妥当性を十分に検証できる職員を有さない所管課が所管すべきではない。

高知港の整備に関する事務を、港湾工事の必要性及び金額の妥当性を検証できる土木系等の技術職を有する課に変更することで、県が提示する港湾工事の内容を検証することが必要である。

第4. 産業政策について

1. 産業政策の概況について

産業政策課では、総合計画に掲げる新たな共生社会の実現に向けて、産業振興と雇用の確保に関する主な事業として、産業活性化融資制度、街路市、雇用・労働対策に取り組んでいる。

(1) 産業活性化融資制度

総合計画に基づき、産業活性化融資制度に関する事業を行っている。

1) 産業活性化融資制度に関連する計画

総合計画の政策「22. 魅力あふれる商業の振興」に関して「67. 経営力の強化」が施策として掲げられている。「67. 経営力の強化」の支援事業として、産業活性化融資制度に関する事業を行っている。

政策	施策	施策の目標数値		
		目標の指標	現状値 (H24年度末)	目標値 (H28年度末)
22 魅力あふれる商業の振興	67 経営力の強化	指導団体の会員事業者数	3,478 事業所	現状を維持

(出典：総合計画、第2次実施計画)

2) 産業活性化融資制度に関する個別事業の概要

産業活性化融資制度に関する個別事業の概要は以下のとおりである。

個別事業名	事業概要
高知市産業活性化融資制度	本市、高知県信用保証協会、取扱金融機関が協調して取り組む、中小企業に対する資金貸付けの実施
高知市産業活性化融資保証料補助金	高知市産業活性化融資制度等に係る保証料の一部負担

(出典：総合計画、第2次実施計画)

(2) 街路市

市では、日曜日をはじめとする街路市が開催されており、市民の消費経済を支えるとともに、重要な観光資源ともなっている。

1) 街路市に関連する計画

街路市に関する計画としては、総合計画、中活計画、高知市観光振興計画（以下、「観光計画」という。）がある。

①総合計画

総合計画の政策「04. 共生文化の継承と創造」に関して「11. 食を通じた地域文化の継承と創造」が、政策「22. 魅力あふれる商業の振興」に関して「66. 地域特性を活かした商業集積の形成」が、施策として掲げられている。

政策	施策	施策の目標数値				
		目標の指標	現状値 (H24年度末)	目標値 (H28年度末)		
04	共生文化の継承と創造	11	食を通じた地域文化の継承と創造	情報発信アイテムのメニュー数	3件/年	5件/年
22	魅力あふれる商業の振興	66	地域特性を活かした商業集積の形成	中心市街地活性化基本計画事業進捗	(開始年)	48事業着手

(出典：総合計画、第2次実施計画)

②中活計画

中活計画のうち、街路市に関する事業は以下のとおりである。

商業の活性化のための事業
学生による日曜日サポート事業
日曜日とおまちを結ぶ新たなマーケット等の検討
街路市商店街回遊促進事業の検討

(出典：中活計画)

③観光計画

観光計画では、施策「1-1. 観光資源の磨き上げと創出」に対する取組として、日曜市の活性化が掲げられている。

施策	取組事業	主な取組
新たな観光魅力の創造		
1-1 観光資源の磨き上げと創出	1-1-③ 食の魅力を活かした観光の推進	・日曜市の活性化

(出典：観光計画)

2) 街路市の概要

日曜日その他、火曜日、木曜日、金曜日が開かれており、概要は以下のとおりである。

項目	日曜日	火曜日	木曜日	金曜日
開市場所	追手筋	上町4・5丁目	県庁前	愛宕町1丁目
延長距離	1,314.5m	248.5m	278.5m	233m
出店数	426	40	77	32
開市時間	4月～9月：5時～18時 10月～3月：5時30分～17時	6時から日没 1時間前	日の出から日没1時間前	
開市期間	1月1日・2日及びよさこい祭り 開催期間（8月10日から12日） を除く日曜日	1月1日・2日を除く各曜日		

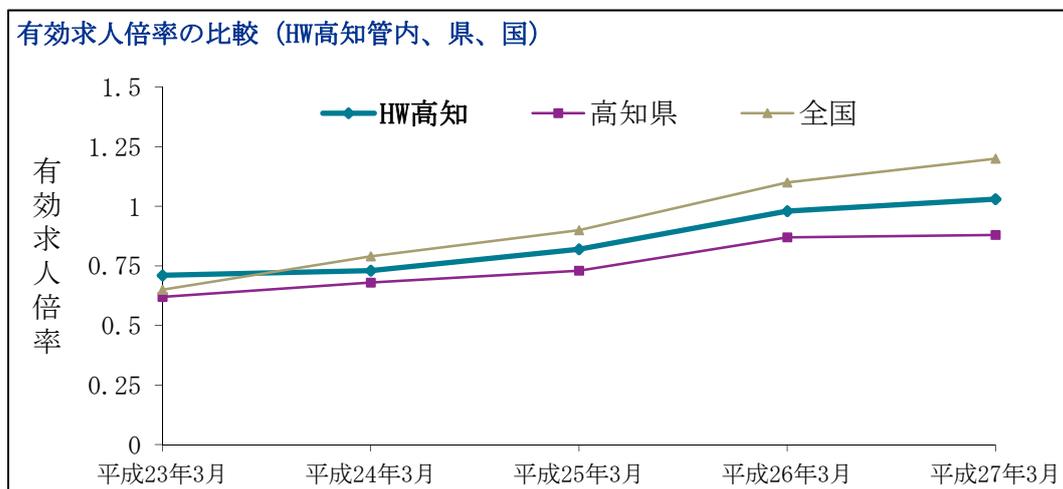
（出典：高知市ホームページ（産業政策課／土佐の街路市））

(3) 雇用・労働対策

1) 雇用状況

①有効求人倍率

全国平均の有効求人倍率の上昇と同様に、市を含むハローワーク高知管内の有効求人倍率も以下のとおり、上昇傾向となっている。



(出典：市提供「有効求人倍率の比較(HW 高知管内、県、国)」に基づきグラフ化)

2) 雇用・労働対策に関する計画

①総合計画

総合計画の政策「24. いきいきと働ける社会づくり」に関して「72. 地域における雇用創出」が施策として掲げられている。

政策		施策		施策の目標数値		
				目標の指標	現状値 (H24年度末)	目標値 (H28年度末)
24	いきいきと働ける社会づくり	72	地域における雇用創出	「若者就職応援セミナー事業」参加者の就職達成率	20%	30%

(出典：総合計画、第2次実施計画)

②地域再生計画

地域再生計画は、今後特に市場成長の可能性が高い分野でより多くの安定雇用を確実に創造するために、各分野で求められている人材を実践的に育成し、平成 25 年度から平成 27 年度における雇用の拡大と地域経済の活性化を目指すことを目的としている。地域再生計画の概要は以下のとおりである。

地域再生計画	
申請先	内閣府 平成 25 年 6 月 28 日付認定
名称	“こうちのええとこ” まるごと発信－発信力の高い人材を育成し、まちの魅力を高めよう！－
対象区域	高知市の全域
計画期間	平成 28 年 3 月末まで
概要	今後特に成長の可能性の高い分野として、5つの重点分野【地域重点分野】（食品加工分野、防災関連産業分野、観光分野、商業振興・中心市街地活性化分野、企業誘致分野）を設定し、実践型地域雇用創造事業の活用により、各分野で抱える雇用面の課題及び全分野共通で抱える雇用面の課題を解決するために人材育成事業等を実施し、安定雇用の創造を図る。
目標値	「高知県産業振興計画」や「地域アクションプラン」と連携し、今後特に市場成長の可能性が高い分野でより多くの安定雇用を確実に創造するために、各分野で求められている人材を実践的に育成し、3年間で175人の雇用創出を目標に、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指す。 雇用創出数 平成 25 年度 39 人 平成 26 年度 68 人 平成 27 年度 68 人

③雇用創造計画

雇用創造計画は、実践型地域雇用創造事業の実施により、平成 25 年度から平成 27 年度における雇用創出を目指すことを目的としている。雇用創造計画の概要は以下のとおりである。

雇用創造計画	
申請先	厚生労働省 平成 25 年 6 月 26 日付同意
名称	高知市地域雇用創造計画
対象区域	高知市の全域
計画期間	平成 28 年 3 月末まで
概要	雇用創造に向けた意欲が高い地域（自発雇用創造地域）としての認定を受けるとともに、地域重点分野の設定のために策定

2. 監査の結果及び意見について

(1) 個別事項

1) 産業活性化融資制度

①概要

ア) 事業の概要

産業活性化融資制度は、市が一定の運用資金をあらかじめ取扱い金融機関に預け、また、それぞれの金融機関の独自資金も併せて、市内の事業者に融資するものである。高知県信用保証協会並びに取扱い金融機関の相互努力により、市内の事業者の経営の安定や設備投資に長期・低利・低保証料で融資を行うことにより、中小企業者の振興を図ることを目的としている。

産業活性化融資制度に関して市が行っている事業の概要は以下のとおりである。

(単位：千円)

事務事業名	事業概要	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額
産業活性化融資資金	中小企業等の活性化のため資金調達の円滑化を図るためのものである。市の融資制度を取扱う金融機関に対して預託金として低金利で貸出し、金融機関が行う通常融資よりも低い金利での中小企業者等への貸出を可能とするものである。	66,990	80,160
産業活性化融資信用保証料補助金	産業活性化融資制度の保証料の補助を行うものである。中小企業者等が市の融資制度を利用する際に負担する高知県信用保証協会の保証料の一部を補助するものである。	58,235	64,000

イ) 新規貸出実績一覧

新規貸出実績の件数・金額は以下のとおり、平成17年度から平成26年度にかけて大幅に減少している。

(単位：件、百万円)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中小企業 振興資金	件数	49	153	184	21	4	1	-	2	1	-
	金額	528	1,897	1,990	143	18	3	-	21	20	-
小規模企業 振興資金	件数	324	603	609	241	51	21	9	14	18	14
	金額	1,069	2,236	2,241	689	139	57	21	28	46	33
小口	件数	253	510	392	54	9	2	1	3	4	1
	金額	911	1,975	1,658	186	25	7	5	8	15	5
小口零細	件数	-	-	134	148	33	15	6	8	12	11
	金額	-	-	392	405	93	42	14	13	29	25
特別小口	件数	71	93	83	39	9	4	2	3	2	2
	金額	158	261	190	97	19	7	2	6	2	2
産業活性化 支援資金	件数	41	63	22	5	2	-	-	-	-	-
	金額	246	424	91	51	5	-	-	-	-	-
店舗魅力化	件数	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	16	27	-	-	-	-	-	-	-	-
中心市街地 活性化	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大型店対策	件数	3	9	2	-	-	-	-	-	-	-
	金額	10	46	22	-	-	-	-	-	-	-
企業立地支援	件数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-
地場産業育成	件数	22	33	1	3	-	-	-	-	-	-
	金額	162	280	2	44	-	-	-	-	-	-
創業支援	件数	9	13	16	2	2	-	-	-	-	-
	金額	38	42	55	6	5	-	-	-	-	-
新事業支援	件数	4	2	3	-	-	-	-	-	-	-
	金額	19	10	11	-	-	-	-	-	-	-
経営改善資金	件数	64	106	2	-	-	-	-	-	-	-
	金額	478	765	15	-	-	-	-	-	-	-
中小企業団体 育成資金	件数	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	60	40	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	484	929	817	267	57	22	9	16	19	14
	金額	2,383	5,364	4,338	884	163	60	21	50	66	33

(出典：市作成「新規貸出実績一覧」)

ウ) 資金

「高知市産業活性化融資制度のご案内」によると、各資金メニューの概要は以下のとおりである。

■運転資金や設備資金が必要な場合

融資の種類		融資対象者	資金使途
中小企業振興資金		●市内において事業を営んでいる中小企業者	設備資金 運転資金
小規模企業振興資金	小口資金	●市内において事業を営んでいる小規模企業者	
	小口零細企業資金	●市内において事業を営んでいる小規模企業者 ●新規申込み額と既存の信用保証協会保証残高（根保証においては融資極度額）との合計が1,250万円以内の方	
	特別小口資金	●市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる小規模企業者（法人を除く） ●直近1年間に納期が到来した市民税について、所得割が課税されている方	

■魅力ある店舗に改装する場合、中心市街地の活性化に寄与する事業を行う場合

融資の種類		融資対象者	資金使途
産業活性化支援資金	商業活性化資金	●市内において事業を営んでいる中小企業者 ●次のいずれかに該当する場合 ①商業（原則として卸売業を除く）、サービス業を営んでいる方 ②商業（原則として卸売業を除く）、サービス業が営まれる店舗を有する方 ●店舗の新築・増築・改装を行う方 ◇卸売業の方でも、小売部門の店舗改修は対象となります。 ◇この資金は、建築本体工事や設備工事に関する費用を対象とします。（備品代等は除く）	設備資金
		中心市街地活性化融資	●市内において事業を営んでいる中小企業者 ●高知市中心市街地活性化計画（平成11年3月策定）に基づいた中心市街地の活性化に寄与する事業を行う方
	大型店対策融資	●市内において引き続き1年以上小売業を営んでいる中小企業者 ●最近3か月間もしくは1年間の売上高が前年同時期と比較して5%以上減少している方	設備資金 運転資金

■事業所の新設等を行う場合

融資の種類		融資対象者	資金使途
産業活性化支援資金	企業立地支援資金	●製造業、情報サービス業、卸売業、貨物自動車運送業、倉庫業、港湾振興に寄与する事業その他市長が特に必要と認める事業を営んでいる方 ●指定地域において、事業所等を新設、移設、3億円以上の建設費を要する増設を行う方もしくは行った方、又は指定地域以外の市内において、3億円以上の建設費を要する事業所等の新設、移設、増設を行う方 ◇指定地域とは、市等が造成し、分譲・貸与する企業団地など、企業が立地する地域として、市が適当と認めた地域をいいます。 ◇3億円以上の建設費とは、建設本体工事費が3億円以上のことをいいます。（土地造成費や各種設備工事等を除く） ◇この資金の設備資金は、事業所等の新設・移設・増設に必要な土地、建物、償却資産の購入費用に対して融資を行います。	設備資金 運転資金

■製造業や情報サービス業等を営んでいる方で、運転資金や設備資金が必要な場合

融資の種類		融資対象者	資金使途
産業活性化支援資金	地場産業育成資金	●市内において事業を営んでいる中小企業者 ●製造業もしくは情報サービス業等を営んでいる方	設備資金 運転資金

(出典：高知市 HP「高知市産業活性化融資制度のご案内」)

エ) 預託金

市は金融機関に有利子で預託金を預け入れている。預託額については金融機関からの資金需要が減少しており、以下のとおり減少傾向にある。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	405,700	284,270	284,270	77,010	80,160
決算額	358,210	224,800	108,460	66,990	55,410

(出典：市作成「資金別の予算及び決算の金額及び件数と貸出実績累計額」)

オ) 保証料補助金額

保証料補助金額は貸出件数の減少に伴い、以下のとおり減少傾向にある。

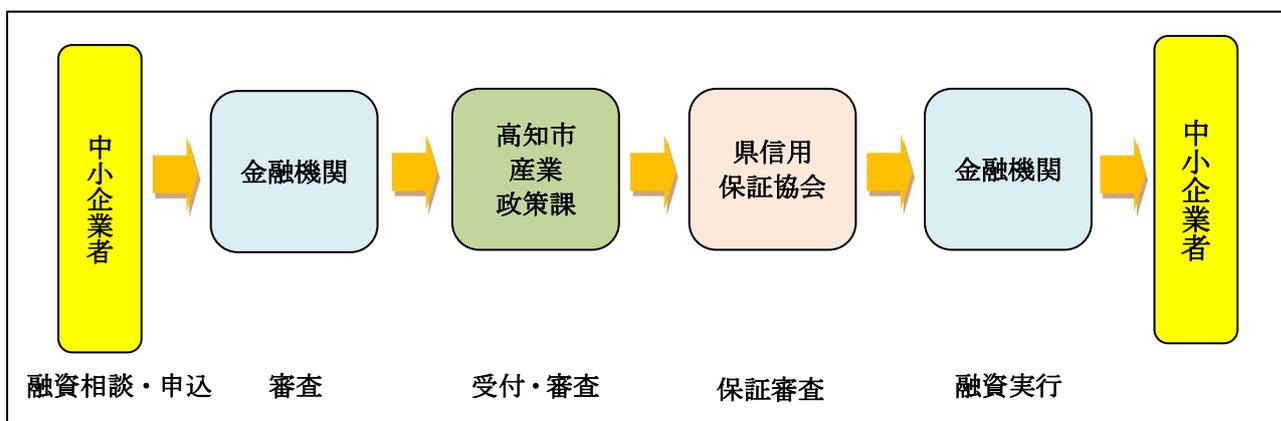
(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中小企業振興基金	3,795	1,835	982	525	219
小口資金	3,877	1,721	945	447	222
小口零細企業	1,699	1,042	631	479	407
特別小口資金	695	456	184	571	59
店舗魅力化融資	28	9	-	-	-
中心市街地活性化融資	-	-	-	-	-
大型店対策融資	106	21	5	0	-
地場産業育成資金	383	186	82	35	-
創業支援資金	335	209	121	55	25
新事業支援資金	77	24	15	1	-
企業立地支援資金	-	-	-	-	-
特別経営安定資金	2,172	1,336	861	490	296
緊急経営支援資金	101	24	8	1	-
合計	13,274	6,867	3,839	2,604	1,230

(出典：市作成「資金別の予算及び決算の金額及び件数と貸出実績累計額」)

カ) 融資制度利用の流れ

市の融資制度を利用するための申込みから貸付までの流れは以下のとおりである。



(出典：高知市産業活性化融資制度のご案内)

キ) 融資制度の申込み要件

融資制度に共通する申込み要件は以下のとおりである（各資金の要件についても別途満たす必要がある）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 営んでいる又は営まれる予定の事業が信用保証協会の保証対象業種であること2. 返済能力があり、信用保証協会の信用保証が受けられること3. 営んでいる事業に関し必要な許可等を受け、又は登録もしくは届出等を行っていること4. 市民税を滞納していないこと |
|---|

(注) 1. 及び2. については信用保証協会の保証付き融資の場合のみである。

(出典：高知市産業活性化融資制度のご案内)

②監査の結果及び意見について

ア) 融資制度の利用の減少について（意見）

概要の「イ) 新規貸出実績一覧」に記載したとおり、平成 18 年度の 929 件をピークに、新規貸出は減少傾向にあり、ここ数年は概ね 10 件から 20 件程度で推移している。また、中小企業向けの資金メニュー以外の資金メニューについては、利用実績がない状況である。高知県が実施している、より低利で利用できる「安心実現のための高知県緊急融資制度」が継続されていることなどが原因であると考えられる。

そのため、市では、融資制度の利用の増加を図るべく、金融機関等と資金メニューの創設などについて協議を行っているものの、創設などの新たなニーズがない状況が継続している。

こういった状況を踏まえ、まずは、関係金融機関及び信用保証協会の協力を得ながら、融資制度の受付・審査の方法や利率およびその設定方法の見直しなど、融資制度の運用の改善に取り組むことが望まれる。

2) 高知市街路市活性化構想について

①概要

ア) 事業の概要

街路市は、市の消費経済面において、農産物を中心に一定の流通機能を果たしている。特に、日曜市は、出店数およそ 430 店、街路市の長さ約 1.3 km であり路上で開かれる街路市としては日本一の規模を誇る。庶民の生活市として 300 年以上も続いており、地産地消の促進や観光資源として重要な役割を担っている。そのため、市としても、街路市係を設置し、重点的に取り組んでいる。

市では、平成 16 年度に日曜市基本調査、平成 17 年度に日曜市の経済波及効果分析調査を実施し、その結果を踏まえ、平成 18 年度に高知市街路市活性化構想を策定している。しかしながら、高齢化、後継者不足などによる出店者減少、地元客減少などの傾向に歯止めがかかかっていない状況である。この危機的な状況からの脱却を図るため、平成 26 年度に、学識経験者、街路市出店者、中心商店街関係者、観光業界関係者等 17 名による高知市街路市活性化推進委員会（以下、「活性化委員会」という。）を設置して、各種調査結果や過去の構想等を分析し、活性化委員会からの意見を踏まえ、新しい高知市街路市活性化構想（以下、「活性化構想」という。）を策定している。

イ) 活性化構想の具体的施策・事業

活性化構想では、『300 年の歴史と文化を継承し、高知城下がにぎわいと笑顔であふれる魅力的な生活市をめざします』との基本理念に基づき、街路市の理想的な将来像を実現するために、5 つの視点ごとに 5 つの基本方針と、各方針に対して 2 つのプロジェクト（合計 10 プロジェクト）を設定し、10 のプロジェクトを具体的に推進するために 41 の施策・事業を実施する計画としている。

視点	基本方針	プロジェクト	施策・事業
地元利用者	『行きたい、楽しい、魅力的な市づくり』	1 積極的な情報の発信による利用者の呼び込み	<ul style="list-style-type: none"> ■市広報紙「あかるいまち」を活用した定期的な情報の発信 ■メディア、マスコミへの情報提供の強化 ■パンフレットや Facebook 等による情報提供の強化 ●地元客向けリーフレット、ポスターの作成、配布 ★食を通じた飲食店との連携事業 ★計画的・効果的な各種調査の実施 ★リピート数アップのための事業研究 ■関係団体（高知市シルバー人材センター等）との連携
		2 利用しやすい空間の配置や整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ★空き小間を活用した取組み（出店者運営の休憩所の設置等） ●駐車場マップ・トイレマップ等の情報提供 ★商店街との回遊性向上のための取組み ★手荷物預かり所の設置 ★ミニ観光案内所の開設 ■日曜市、金曜市の歩行者等安全確保 ★車イスの貸し出し事業 ★アート創造事業

視点	基本方針	プロジェクト	施策・事業
観光客	『素朴な雰囲気でおもてなしの市づくり』	3	観光事業者との連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■観光業者、外国人への街路市パンフレット等の提供 ★エコバック配布、買い物・宅配支援の研究 ●イベント情報の提供 ★出店者向けの講習会の実施(おもてなしアップ、経営力向上等) ●街路市商品購入チケット制度の検討
		4	積極的な街路市の魅力の発信 <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 食を通じた飲食店との連携事業 (再掲) 商店街との回遊性向上のための取組み ●観光宣伝隊等県外PR活動の強化 (再掲) メディア・マスコミへの情報提供の強化 ●他市観光市、街路市サミットなどのネットワークづくり ■日曜日協力店の普及
出店者	『出店したい、続けたい市づくり』	5	出店者の出店環境改善と出店意欲の向上の促進 <ul style="list-style-type: none"> ★出店者台帳の作成と定期的な出店者訪問活動 (再掲) 出店者向け講習会の実施(おもてなしアップ、経営力向上等) ●ボランティアによる出店サポートの充実 ■いち版等発行によるコミュニケーションの深化 ●「経営力アップのヒント」チラシの作製・配布 (再掲) 空き小間を活用した取組み(間口拡大等)
		6	積極的な情報の発信による新たな出店者の開拓 <ul style="list-style-type: none"> ●新規出店者の募集、開拓 ★街路市の商品を用いた飲食店情報の提供 (再掲) 市広報紙「あかるいまち」を活用した定期的な情報の発信 ●出店基準の規制緩和
景観	『300年の歴史と生活が織りなす道の市づくり』	7	出店者等で連携した景観維持の促進 <ul style="list-style-type: none"> ■出店者によるゴミ減量運動の実施 ★出店者レンタルトイレ、トイレ美化推進事業
		8	街路市魅力ある資源についての情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ★街路市図の作成、提示、配布等 ★写真撮影ポイントの設置 (再掲) パンフレットやFacebookによる情報提供の強化 (再掲) 空き小間を活用した街路市情報・グルメパネルの設置 (再掲) 商店街との回遊性向上のための取組み
教育・学び	『行って学べる、話して学べる育ての市づくり』	9	子どもが街路市を学べる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ●お客様感謝事業の充実 ●小学校の授業や教材を通じた街路市文化の伝承 ★小学生等の受け入れ体制の充実
		10	学校と街路市の教育的連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●高知商業高校の日曜日での活動への協力 ●高知大学等の日曜日での活動への協力 ●SNS等の活動への協力

(★新規事業、●拡充事業、■継続事業)

(出典：活性化構想)

ウ) 街路市の出店登録者数の推移

街路市の曜日別の出店登録者数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
日曜日	517	507	486	473	456	442	428	430	430	435
火曜日	62	61	55	53	52	52	51	50	48	43
木曜日	112	110	109	99	94	88	85	81	79	76
金曜日	95	58	57	52	50	49	47	41	37	32
延人数	786	736	707	677	652	631	611	602	594	586

(出典：活性化構想)

エ) 活性化構想の指標

「通行量調査」「来市者アンケート」「出店者アンケート」など、街路市の活性化検討のために必要な基礎データを収集するための調査を実施して、活性化委員会の意見を踏まえて定めた活性化構想の具体的な目標値は以下のとおりである。

指標	指標概要	現状値 (H26年度)	目標値 (H36年度)
通行量	日曜日内の通行量	92,859人/4回	110,000人/4回
出店者数の推移	街路市(日・火・木・金曜日)の出店登録者数(注)	460店	510店
地元利用者数	来客者数に占める地元利用者数(市在住)	5,300人/回	6,300人/回
観光客の満足度の比率	日曜日に対する印象で「良い」と回答した県外客の割合	69.3%	90%以上

(注) 複数の街路市に出店登録している重複者分を除いて集計している。

(出典：活性化構想)

②監査の結果及び意見について

ア) 個別施策の活性化構想に関する指標との関連づけと各個別施策に対する目標値の設定について（意見）

活性化構想では 41 の個別施策を実施することにより、4つの指標の達成を計画しているが、個別施策が指標の達成にどのように関連するのかが不明確である。今後、41の個別施策と上記指標との関連性を可能な限り明確にすることが望まれる。

また、4つの指標は活性化委員会による意見を踏まえ設定しているものの、個別施策に対する具体的な数値目標を設けていない。個別施策に具体的な数値目標を設けていない場合、実績と比較した分析ができないことから個別施策の有効性を事後的に検証することができない。すべての個別施策に対して具体的な数値目標を設けることは実務上困難であるが、例えば「新規出店者の募集、開拓」については、新規出店者数の目標値を設定することができるため、容易に目標設定及びその効果を測定することができる個別施策もある。可能な限り、個別施策に対して数値目標を設定することが望まれる。

その上で、上記指標に関連づけた個別施策に関する目標と実績の比較を通じて、活性化構想の上記指標の達成度合いを分析する必要がある。また、その結果を受けた個別施策の見直しを行うことが望まれる。

また、指標の達成度合いの分析にあたっては、例えば、アンケート調査の結果を有効活用することが考えられる。市は、活性化構想の策定にあたり、各種アンケート調査を実施しているが、調査項目が多く、費用がかかることから、約10年に1回の頻度で行うとされている。アンケート調査の内容をより簡易的なものにして、数年に1回などの頻度で実施し、個別施策の目的適合性の検証を実施することも有用であると考えられる。

3) 街路市の交通安全等安全管理業務について

①概要

ア) 事業の概要

街路市では、歩行者等の安全を確保するため、安全機器等の設置・撤去、交通誘導、開催場所の管理を行っている。

イ) 交通安全管理業務の予算額/決算額（日曜市を含む街路市）

平成24年度の接触事故を受けて、警備体制を強化したことにより、平成25年度以降、予算額が増加している。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	5,665	5,106	4,824	8,203	7,702
決算額	4,888	4,589	4,579	7,077	8,448

ウ) 日曜市の警備人数

平成24年度の接触事故を受けて、警備体制を強化したことにより、平成25年度以降、警備人数が増加している。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
警備業者（日曜市早朝・夕刻安全機器設置・撤去業務）	2（注1）	3	3
シルバー人材センター（日曜市開催場所管理業務）	3	4	4

(注1) 設置・撤去のみ受け持ち、常駐ではない（その他は常駐）。

(注2) ゴールデンウィーク時には、合計14人の体制としている。

エ) 日曜市の調査日別通行量

平成26年度における日曜市の調査日別通行量は以下のとおりである。

(単位：人)

	平成26年5月4日	平成26年7月6日	平成26年9月7日	平成26年11月2日
通行量	44,654	13,296	14,456	22,551

(出典：活性化構想)

②監査の結果及び意見について

ア) 日曜市の警備体制について（意見）

平成 24 年度の日曜市での自動車とバイクの接触事故を受けて、安全管理体制を強化するため警備及び歩行者安全誘導業務の人員増を図ったが、増強した体制の安全性について警察との協議は行われていない。

上記以外は、日曜市を含む街路市で大きな事故は起きていないものの、事故が起きた場合に地域生活や観光等に与えるマイナス影響は非常に大きいものと予想される。そのため、日曜市の警備体制が適切であるかどうかについて警察と協議を行い、必要であれば警備体制を見直すなどさらなる安全性の向上に努めるべきである。

4) 若者就職応援事業費について

①概要

ア) 事業の概要

市の単独事業であり、若年の女性未就職者等(45歳未満)に対して、ビジネスマナー、面接研修など就職に必要とされるスキルを習得させるものである。厚生労働者の「若年者等トライアル雇用」における年齢要件を準用して、45歳未満を対象としている。

イ) 予算額/決算額

平成23年度において、対象を女性に限定し、求人开拓員の配置期間を短縮したことから、予算額に比して決算額が小さくなっている。また、平成25年度において、求人开拓員を廃止したことから、予算額に比して決算額が小さくなっている。さらに、平成26年度において、パソコン研修をカリキュラムから外したことにより、予算額に比して決算額が小さくなっている。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	6,406	6,429	4,900	4,894	4,573
決算額	5,523	3,327	4,466	3,498	3,095

ウ) 事業の変遷

事業の変遷については下表のとおりである。平成23年度から対象を女性に限定し、定員数を半分に縮小している。

年度	対象者	定員	事業形態	目標
H16	概ね30歳未満の未就職者	営業コース20人 販売コース20人 一般事務コース20人	民間委託	—
H17	概ね30歳未満の未就職者	営業コース20人 販売コース20人 一般事務コース20人	民間委託	—
H18	概ね35歳未満の未就職者	営業コース20人 販売コース20人 一般事務コース20人	民間委託	—
H19	概ね35歳未満の未就職者	60人	民間委託	—
H20	概ね35歳未満の未就職者	40人	民間委託	—
H21	概ね35歳未満の未就職者	40人	民間委託	—
H22	40歳未満の未就職者	40人	民間委託	—
H23	40歳未満の女性未就職者	20人	民間委託	—
H24	45歳未満の女性未就職者	20人	民間委託	—
H25	45歳未満の女性未就職者	20人	民間委託	—
H26	45歳未満の女性未就職者	20人	民間委託	—
H27	45歳未満の女性未就職者	20人	民間委託	参加者の50% の就職決定

エ) 事業実績

応募者数は年々低下している一方で、就職者数については、平成 25 年度、平成 26 年度にかけて一定の改善が見られる。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
応募者数 (人)	92	62	97	80	43	54	47	21	22	24	16	558
受講者数 (人)	68	60	59	59	39	41	39	18	20	22	16	441
就職者数 (人)	57	46	48	36	20	19	15	3	4	10	9	267
就職率 (%)	83.8	76.7	81.4	61.0	51.3	46.3	38.5	16.7	20.0	45.5	56.3	60.5

(注) 平成 26 年度の就職者数は平成 27 年 6 月末時点の人数である。

②監査の結果及び意見について

ア) 事業のあり方について (意見)

市では、厚生労働省の委託事業である「実践型地域雇用創造事業」の採択を受け、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年にわたって、就職セミナーや合同説明会の開催による若年求職者の就職支援及び市内事業者に対する技術支援や新商品の開発など産業の振興に取り組み、市域の雇用拡大を図っている。そのため、「実践型地域雇用創造事業」との重複をなるべく避ける形で、市単独事業である「若者就職応援事業」を実施している。

平成 26 年度における予算額は約 450 万円、定員数は 20 人であり、1 人あたりで 20 万円以上の支出となっている。外部から研修講師を招き 8 回にわたるセミナーを開催しているため、決して安いとはいえない研修費用がかかっているが、平成 26 年度における就職者数は 9 人のみである。なお、就職者数の 9 人のほとんどが非正規社員であるが、平成 23 年度以降は、45 歳未満の女性を対象としたセミナーに変更し、この年齢層の特徴である子育て中や子育て終了後の再就職を希望する等の事情を勘案し、パートタイム等の非正規社員も含めた採用を目指すものとしている。研修終了後に就職が決まっている人に対しては、「高知市無料職業紹介所」に引き継ぎ、就労支援員によるキャリアカウンセリングを実施し、支援が行われている。

雇用を取り巻く情勢は近年変化が激しく、タイムリーな施策を打つことの困難性はあるものの、市単独の雇用施策を進めてきたことには一定の評価ができる。ただし、当該支出に対する十分な効果が得られているかどうかの検証が十分に行われているとは言い難い状況である。

事業目的に合致した目標値の設定を行った上で、実績と目標との比較分析を行い、問題点を洗い出し、次年度の計画に反映することで、次年度以降の効果的かつ効率的な業務の執行に活かしていくことが望まれる。

5) 勤労者交流館管理運営費（維持補修費及び指定管理料）

①概要

ア) 事業の概要

高知市勤労者交流館は、勤労者等の文化・教養及び福祉の向上を図ることを目的とした施設であり、会議室の貸し出し、講座の実施、労働相談等の事業を行っている。市では、公募により、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターを指定管理者として選定している。

イ) 予算額/決算額

<高知市勤労者交流館指定管理料>

指定管理料は、人件費、施設管理費等の支出総額から施設利用料などの収入総額を差し引いた残りの不足額を計上したものである。

(単位：千円)

年度	予算額	決算
平成 22 年度	9,310	9,310
平成 23 年度	9,310	9,310
平成 24 年度	9,310	9,310
平成 25 年度	9,310	9,310
平成 26 年度	9,288	9,288

<高知市勤労者交流館修繕費>

高知市勤労者交流館は 1985 年建造で、経年劣化に伴う修繕が多くなってきており、経年劣化等で大規模なもの（1 件 300 千円以上の場合）については、市が経費等を負担することになっている。

なお、平成 26 年度において 300 千円未満の修繕費について市が負担している。これは、リモコンスイッチ修繕の見積りを業者に依頼したところ 319 千円であったことから協議により市が修繕するものとなったものの、市が別途 3 社の見積り合せをしたところ 217 千円で業者が決定したことから、300 千円未満であるが市の負担で修繕を行なったものである。

(単位：千円)

年度	予算額	決算
平成 22 年度	193	324
平成 23 年度	193	1,073
平成 24 年度	300	729
平成 25 年度	300	960
平成 26 年度	300	217

ウ) 収支決算推移

高知市勤労者交流館を常時利用していたサークル団体が高齢化等により減少していること等により、貸室利用収入が低下し、収入額の低下につながっていたが、平成26年度においては、貸室利用料収入が前年比752千円増加した。なお、平成26年度に喫茶事業を指定管理業務から外している。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入額					
指定管理料	9,310	9,310	9,310	9,310	9,288
貸室利用料	5,793	5,926	6,273	5,252	6,004
勤労者福祉推進事業	2,147	2,612	2,258	2,418	2,400
喫茶事業	2,225	1,788	1,708	1,434	-
雑収入	0	0	0	0	0
合計	19,476	19,636	19,549	18,414	17,692
支出額					
人件費	7,302	6,992	6,949	7,108	5,692
交流館受託事業	7,911	7,857	7,478	8,912	10,049
勤労者福祉推進事業	2,443	2,614	1,980	1,927	2,160
喫茶事業支出	2,791	2,596	2,686	887	-
合計	20,448	20,060	19,093	18,833	17,901
収支差額	△ 972	△ 424	457	△ 419	△ 209

エ) 貸室稼働率推移

全体としての貸室稼働率で見た場合、30%前後と稼働率は低い水準にある。

	特別会議室			会議室			第1研修室			第2研修室			第1和室			第2和室			平均
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
平成24年度	14%	28%	9%	32%	46%	17%	30%	47%	25%	40%	63%	46%	38%	36%	16%	26%	38%	24%	32%
平成25年度	20%	20%	14%	34%	30%	19%	23%	26%	8%	27%	46%	44%	45%	42%	17%	26%	36%	17%	27%
平成26年度	21%	22%	19%	31%	38%	16%	29%	40%	19%	27%	49%	55%	45%	43%	16%	23%	39%	17%	30%

②監査の結果及び意見について

ア) 目標値の設定について (意見)

上記のとおり、貸室の稼働率は低い水準にあり、この結果として市が負担する指定管理料が高くなっている。また、市が保有する施設が市民に有効に活用されていない点も問題である。現状では、指定管理者である公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターから事業計画書や事績報告書の提出が行われ、市で検証を行っている。しかしながら、会議室の利用状況や労働相談件数等についての具体的な目標値が設定されていないため、事業の達成度の詳細な検証までには至っていない。

会議室の利用状況や労働相談件数等に対して、具体的な目標値を設定した上で、実績比較で検証を行い、事業の達成度を測るとともに改善すべき点はないか検証することが必要である。

イ) 指定管理者の指導について (意見)

貸室について、近隣の事業者チラシで案内等を実施しているとのことであるが、貸室稼働率は年平均30%程度となっていることを勘案すると、貸室を積極的に貸すようさらなる対応をとることが望まれる。

監査人が平成27年12月にインターネットにて、「貸会議室 高知」で検索すると(Google、Yahoo) 5ページ目にて、「会議室 高知」で検索すると(Google、Yahoo) 3ページ目にて勤労者交流館の貸室が表示された。高知市における貸会議室の件数を勘案すると、検索結果は相当後ろの方といえ、インターネットで検索して貸会議室を借りようとする人に認識されていない可能性がある。実際、監査人が高知市内で会議室を何度か借りているが、インターネットで会議室を探したこともあり、勤労者交流館に貸会議室があることを把握できなかった。

市は、保有する施設を有効に活用し、結果として、市が負担する指定管理料を低く抑えることが求められている。そのためには、指定管理者に貸会議室を積極的に貸すよう指導する必要がある。

例えば、今日のインターネットの普及を勘案すると、検索をしやすくするためにSEO(Search Engine Optimization) 対策等をとることも有益と思われる。

第5．観光振興について

1．観光振興の概況について

(1) 観光振興に関する計画

1) 高知市観光振興計画

市は、平成6年3月に高知市観光振興基本計画を策定し、平成13年に策定した「2001高知市総合計画」の観光分野における施策に沿ってハード・ソフト面にわたった様々な観光振興策を進めていた。

その後、市は2011年版の総合計画を策定し、当該計画の観光分野「第4章 地産の環 第6節 政策23 あったか土佐のおもてなし観光の充実」において、新たな観光魅力の創造、観光客誘致と情報発信、まごころ観光の充実を3つの柱に観光のまちづくりを目指して取り組んでいる。また、国において観光立国の実現に向け平成24年3月に観光立国推進基本計画の見直しが行われ、高知県では産業振興計画の観光分野において観光振興への取組が強化されている。

こうした情勢を踏まえ、観光による交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、観光に関わるすべての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して観光振興を図っていくことを目的としている。

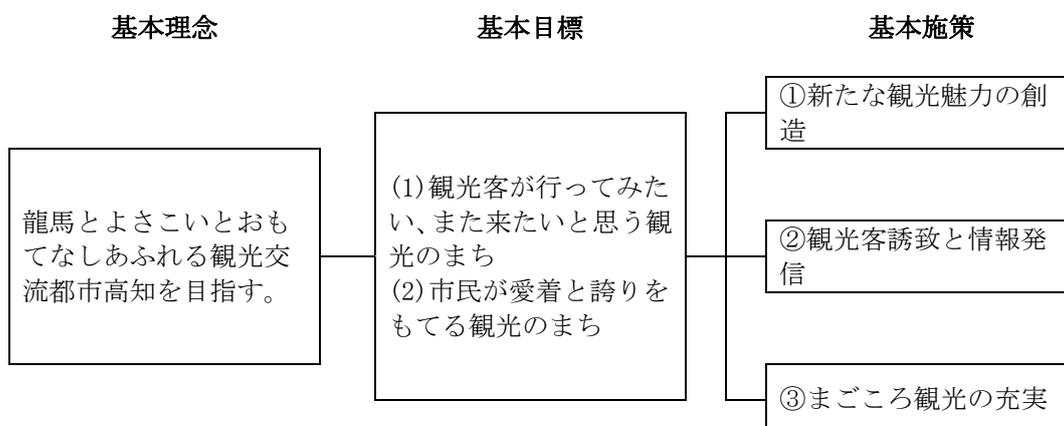
観光計画は、市政運営の基本となる総合計画の観光分野との整合性や関連する他分野との連携を図るとともに、高知県、周辺市町村との連携を図りながら実施するため、高知県が平成24年に策定した「第2期高知県産業振興計画 ver. 2」との連携も図り、施策を推進している。

観光計画の計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間としており、成果指標の計画策定時の前提となる平成24年度の実績と、平成30年度の目標は以下のとおりである。

No.	成果指標	現状値（平成24年）	目標値（平成30年）
1	年間観光入込客数	288万人	317万人以上
2	市内の延宿泊者数	114万人	125万人以上
3	県外観光客消費額	750億円	900億円以上
4	観光客の高知市観光の満足度	※ 70.9%	※ 80.9%

※観光計画策定時において市に限定した観光客の満足度調査のデータがなかったため、平成26年度に実施した高知市満足度調査で得られた数値を基に設定している。

観光計画の目指すべき姿として基本理念を定め、これを実現させるための基本目標及び基本施策を定めている。基本理念、基本目標、基本施策の方向性の体系は以下のとおりである。



観光計画の基本施策に基づき、具体的な施策内容は以下のとおりである。

施策	取組事業	主な取組
【基本施策①】 新たな観光魅力の創造		
1-1 観光資源の磨き上げと創出	1-1-① 龍馬のふるさと魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> 龍馬関連周年事業の実施 土佐っ歩コースの充実 史跡案内板の整備 龍馬関連イベントの開催 龍馬のふるさとの魅力向上 龍馬の生まれたまち記念館の管理運営
	1-1-② 桂浜公園の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> 桂浜公園の再整備 桂浜公園の維持管理 国民宿舎桂浜荘の管理運営
	1-1-③ 食の魅力を活かした観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地場産品を活かした食の開発や提供 日曜市の活性化 土佐の酒・食文化の振興
	1-1-④ 新たな観光資源の発掘、磨き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 観光資源の掘り起こし 体験観光のメニューづくり まんがを活用した魅力づくりの検討 温泉開発の可能性の検討
1-2 祭り・イベントの充実とコンベンションの振興	1-2-① 本家よさこい祭りの充実	<ul style="list-style-type: none"> よさこい祭りの運営体制の充実 高知よさこい情報交流館の充実 県外のよさこいで観光PRの強化 よさこい祭り振興事業 祭りイベントの振興
	1-2-② スポーツキャンプ・大会等の誘致促進	<ul style="list-style-type: none"> オリックス・バファローズキャンプ支援 アマチュアスポーツ合宿誘致促進 プロゴルフトーナメント開催支援 プロ野球ウエスタンリーグ公式戦開催支援 プロスポーツキャンプの誘致促進、受入
	1-2-③ コンベンションの誘致促進	<ul style="list-style-type: none"> コンベンションの誘致促進

施策	取組事業	主な取組
1-3 広域観光の推進	1-3-①物部川・仁淀川地域等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・物部川地域との活動の推進 ・仁淀川地域との連携推進 ・四国四市観光誘致促進協議会との連携 ・姉妹都市物産観光交流
【基本施策②】観光客誘致と情報発信		
2-1 観光プロモーションの推進	2-1-①観光客動向調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客動向、満足度調査の実施
	2-1-②効果的な観光プロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージコンテンツ等の制作と活用 ・エージェント向け情報発信 ・プロモーションの推進
2-2 効果的な情報発信	2-2-①多様な媒体を活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した情報発信の強化 ・観光パンフレットの充実 ・ホームページの充実
2-3 外国人観光客の誘致	2-3-①インバウンド観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客誘致活動の推進
	2-3-②外国人観光客の受入態勢の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内板やパンフレット等の多言語化の推進 ・外国人観光客受入研修の実施
【基本施策③】まごころ観光の充実		
3-1 受入態勢の充実	3-1-①観光案内機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内機能の強化 ・臨時観光案内所の開設 ・観光案内所の設置
	3-1-②観光地間の移動手段の利便性・快適性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・周遊観光バス「MY遊バス」の運行 ・おもてなしタクシーや駅から観タクンの情報発信の強化 ・はりまや橋観光バスターミナルの管理運営
	3-1-③宿泊施設の耐震化支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の耐震化の支援
	3-1-④観光施策推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施策推進体制の検討
3-2 ホスピタリティの育成・向上	3-2-①おもてなし力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし研修の実施 ・子ども達のふるさとへの愛着を高める取組の推進 ・町内版土佐っ歩の実施
	3-2-②観光ガイドの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学生ガイドの検討 ・観光ボランティアガイド養成講座の開催

2) 桂浜公園整備基本構想

市の都市公園である桂浜公園は、昭和 50 年代に有料駐車場やみやげ品店の並ぶサービスエリア地区、桂浜水族館や休憩所等が整備され、現在 30 年余りが経過しており、施設の老朽化や多様化する観光客のニーズに対応できていない状況が見られるようになった結果、市は桂浜公園の再整備が必要と判断した。

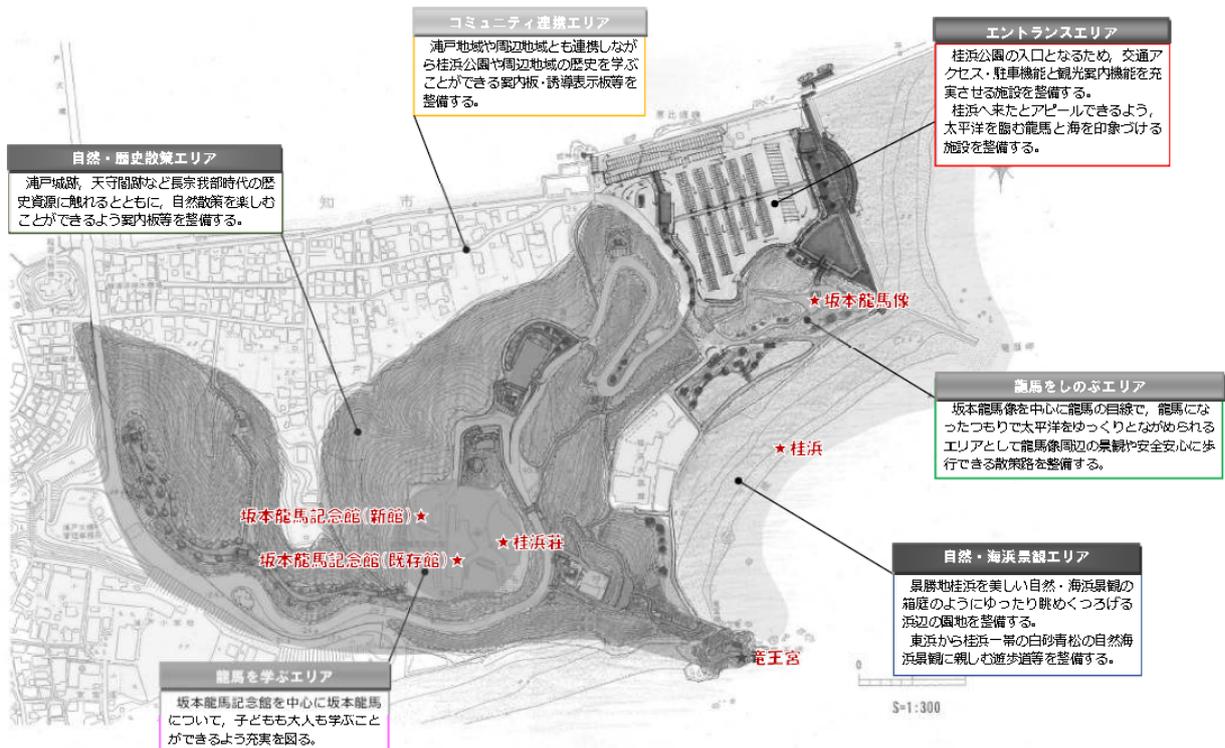
そこで、市は「桂浜公園整備基本構想」を平成 27 年 4 月にまとめ、当該構想をもとに具体的な整備に向けた検討を基本計画等で行っていくとしている。

桂浜公園整備基本構想では「桂浜の貴重な自然景観と歴史資源を活かし、学びや憩い、楽しみがあふれる公園として再生します」を基本理念とし、以下の整備目標と整備方針を定めている。

No.	整備目標	整備方針
1	自然景観を重視した景勝地にふさわしい公園づくりをめざす	<ul style="list-style-type: none"> 桂浜の景勝地を取り囲むゾーンは、自然景観を徹底する。 東浜と桂浜の自然海浜の連続性・景観を重視する。 丘陵地の自然に親しむ環境を演出し、桂浜との一体性・連続性を確保する。
2	歴史に想いを馳せる公園づくりをめざす	<ul style="list-style-type: none"> 龍馬に出会える、龍馬を感じられる環境を創出する。 浦戸城跡、長宗我部氏など歴史資源を巡り親しむ環境を創出する。
3	学び、憩い、楽しみと活気があふれる公園づくりをめざす	<ul style="list-style-type: none"> ここにいきたいと思わせるような食や土産物、高知の特産品等を楽しめる魅力を創出する。 海浜景観をゆっくり眺めながらくつろげる環境を整備する。 誰もが学び、くつろぎ、楽しめる環境を整備する。 誘客促進を持続的に行う仕組み、継続性をもったソフト施策に取り組む。
4	訪れる人に優しい公園づくりをめざす	<ul style="list-style-type: none"> 歩きやすい、回遊しやすい環境をつくる。 園内のユニバーサルデザイン化を進める。 防災機能等の向上により安全性を高める。
5	地域との連携、地域の活性化につながる公園づくりをめざす	<ul style="list-style-type: none"> 浦戸地域や周辺地域と連携し地域の歴史、まちのたたずまいに触れる環境を創出する。 桂浜公園とのネットワークを形成する。

桂浜公園整備基本構想では、整備方針を踏まえ、桂浜公園の再整備に向けた公園全体のゾーンエリアを以下のように設定している。

ゾーンエリア	ゾーンエリアの考え方
① エントランスエリア	桂浜公園の導入部となるため、交通アクセス・駐車機能と観光案内機能の充実を図るとともに、桂浜へ来たときアピールできるよう、太平洋を臨む龍馬と海を印象づけるエリアとする。
② 自然・海浜景観エリア	景勝地桂浜を美しい自然・海浜景観の箱庭のようにゆったり眺める、楽しめるゾーンとするとともに、東浜から桂浜一帯を白砂青松の自然海浜景観に親しむエリアとする。
③ 龍馬をしのぶエリア	坂本龍馬像を中心に龍馬の目線で、龍馬になったつもりで太平洋をゆっくりながめることができるエリアとする。
④ 龍馬を学ぶエリア	坂本龍馬記念館を中心に坂本龍馬について、子どもも大人も学ぶことができるエリアとする。
⑤ 自然・歴史散策エリア	浦戸城跡、天守閣跡など長宗我部時代の歴史資源に触れるとともに、自然散策を楽しめるエリアとする。
⑥ コミュニティ連携エリア	浦戸地域や周辺地域とも連携しながら桂浜公園や周辺地域の歴史を学ぶことができるエリアとする。



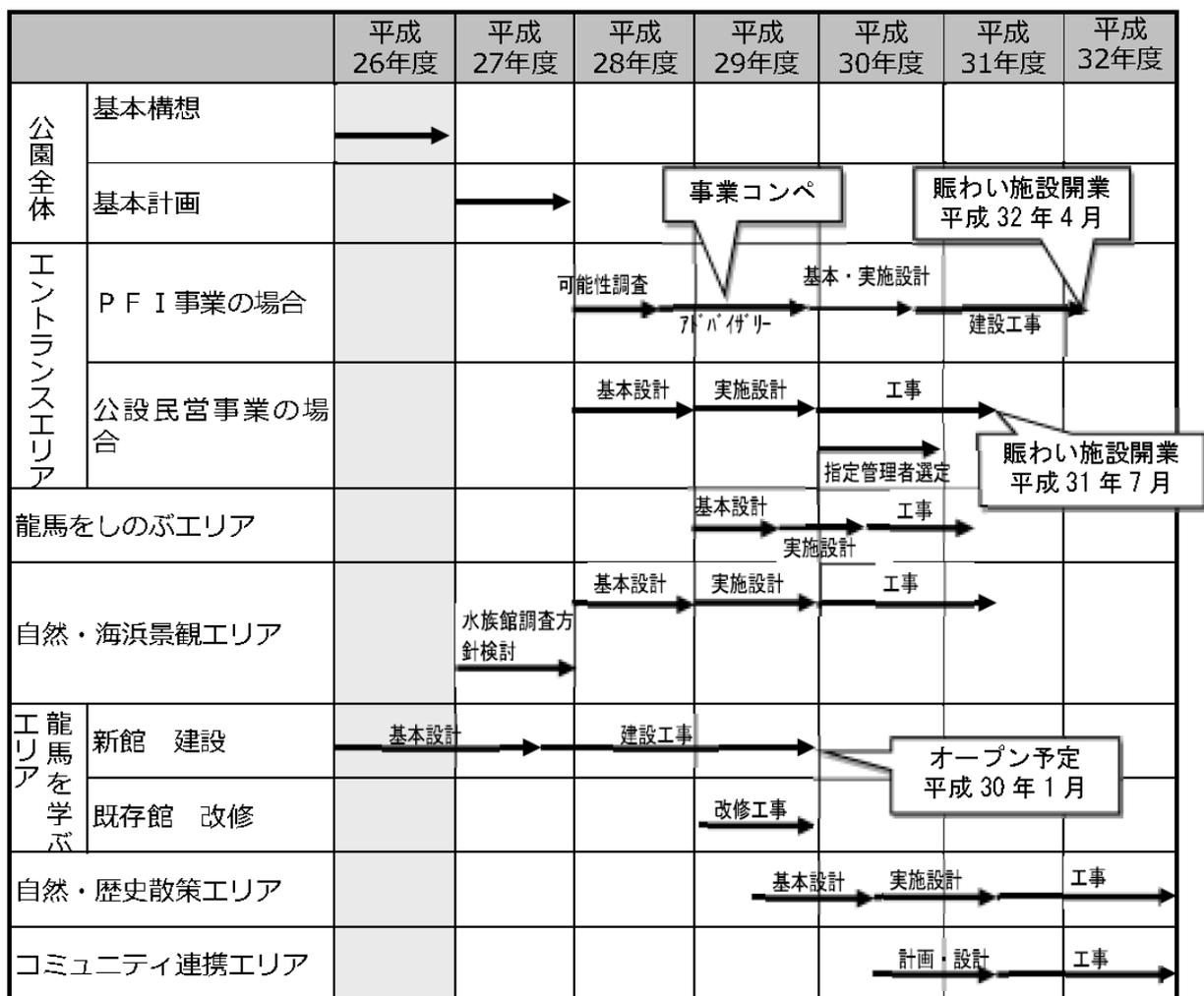
(出典：桂浜公園整備基本構想)

桂浜公園のゾーンエリア別の主要設備の整備内容は以下のとおりである。

主要施設	整備内容（留意点含む）
【ゾーンエリア①】 エントランスエリア	
係留施設 (浦戸湾海上交通 旅客船・遊覧船)	<ul style="list-style-type: none"> 浦戸湾内から桂浜公園へのアクセスに使用する客船の船着場を整備する。 ホエールウォッチングや桂浜を海から眺める観光遊覧船などの発着場としての活用も留意する。 係留施設から桂浜へのアクセス動線は東浜テラスを通るルートを設定することで安全性を確保するとともに、賑わい施設への誘導を図る。
バス・タクシー乗降場、駐車場（観光バス、一般乗用車）	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス・タクシー乗降場を一般駐車場の外側に配置する。 一般乗用車の駐車場は収容台数を現状と同等以上にする。 駐車場（観光バス、一般乗用車）から桂浜へのアクセス動線は賑わい施設を通り抜け海岸沿いを通るよう誘導を図る。
園内移動バス乗降場	<ul style="list-style-type: none"> 浦戸城跡、坂本龍馬記念館への移動手段となる園内移動バス乗降場は、駐車場から見えやすい賑わい施設前に設置する。
賑わい施設	<ul style="list-style-type: none"> 東浜の親水テラスに沿って2階建ての賑わい施設を配置する。 回遊性を高める賑わい施設の配置を工夫する。 龍馬像への動線となるエレベーター、東浜から龍馬像へ向かう遊歩道アクセスへの誘導を明確にする。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい施設から坂本龍馬像広場への高低差を解消させるためのエレベーターを賑わい施設に隣接又は一体型で整備する。
【ゾーンエリア②】 龍馬をしのぶエリア	
龍馬像周辺	<ul style="list-style-type: none"> 海上から龍馬像を眺めることができるよう龍馬像周辺の樹木の剪定を行う。
散策路	<ul style="list-style-type: none"> 龍馬像と桂浜を結ぶ散策路の拡幅を検討する。
【ゾーンエリア③】 自然・海浜景観エリア	
東浜親水テラス	<ul style="list-style-type: none"> 東浜沿いを歩く遊歩道と、海を眺めながら休憩でき、東浜にも降りやすい階段状のテラスを整備する。
浜辺の遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> フットライトの導入など浜沿いを安全に楽しく歩くことができる遊歩道を整備する。
月見の広場	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくりくつろげる広場を整備する。
浜辺の園地	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくりと休憩できるよう広場を中心にベンチ等を整備する。
海の眺望スポット	<ul style="list-style-type: none"> 桂浜の写真が取りやすい場所、海の眺望スポットを整備する。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 海から桂浜を眺めた場合の景観に配慮した形状とし、ユニバーサルデザインに対応したトイレを整備する。
【ゾーンエリア④】 龍馬を学ぶエリア	
坂本龍馬記念館新館・既存館	<ul style="list-style-type: none"> 龍馬を求める人々の思いに応えうる博物館としての機能を備えるとともに、太平洋を臨む立地条件を活かした魅力ある観光文化施設として整備する。 本物の資料が展示できる展示室、資料を適切に保存するための収蔵、調査研究・各種講座開催のための諸室を整備する。
桂浜荘	<ul style="list-style-type: none"> 桂浜の丘陵部の回遊拠点としての機能の向上を図る。
【ゾーンエリア⑤】 自然・歴史散策エリア	
桂松閣跡地展望スポット・広場	<ul style="list-style-type: none"> やぐら展望台など歴史を感じることができ、浦戸湾を見渡すことのできる展望スポットの検討や、斜面地を広場として整備する。
高知灯台付近	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の剪定、展望台など写真撮影ポイントとしてふさわしい景観や竜王岬から登ってこられた方が休憩できるベンチ等の休憩スポットを整備する。

主要施設	整備内容（留意点含む）
案内板	<ul style="list-style-type: none"> 自然・歴史散策エリア内の歴史資源（堀切、首洗いの井戸跡、浦戸城天守跡、桂松閣跡地、浦戸城跡）、句碑（高浜虚子句碑）、自然資源（桂浜特有の樹木、草花）などの紹介をする案内板を整備する。 安全に安心して散策が可能となるように各場所までの距離、目安の時間、方向などを示した案内板を設置する。
展望台（旧アスレチック広場）付近の広場	<ul style="list-style-type: none"> 多目的に使用可能なオープンな広場として整備する。 土佐湾を見渡す展望スポット、モニュメントなどの整備や桜の名所として整備する。
林内散策路	<ul style="list-style-type: none"> 既存散策路は風通しよく樹木を剪定し、明るく歩きやすい雰囲気とするとともに、園路の滑りやすい舗装、手すりを再整備し、安全性を確保する。
【ゾーンエリア⑥】コミュニティ連携エリア	
案内板等	<ul style="list-style-type: none"> 稲荷大明神、戎神社などの歴史資源を紹介する案内板を整備する。 外国人にも対応した桂浜公園の各施設への誘導案内板を整備する。 空き地、空き家を活用した休憩広場、駐車場等としての活用を検討する。

桂浜公園の整備スケジュールは以下のとおりである。



(2) 観光振興に関する各種事業

1) 観光計画に基づく事業

観光振興課が実施する産業振興に関する平成 26 年度の事務事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

事務事業名	事務概要（目的等）	H26 年度 予算額
高知県観光コンベンション協会負担金	高知県観光コンベンション協会への市町村負担金	8,910
大会等歓迎事業費	市で開催される全国大会等に郷土芸能等を提供し、観光サービスに努めることにより、全国大会等の誘致を促進するもの	1,500
よさこい振興事業費	全国各地に「よさこい祭り」の拡大を図るとともに、観光客の増大を目指すもの	857
スーパーよさこい事業費補助金	東京原宿で開催されるスーパーよさこいへの県内チーム派遣への補助を行い、全国区での高知のよさこいのPRを図るもの	1,000
高知市観光協会運営費補助金	観光振興事業の運営母体である高知市観光協会の組織としての運営費用の補助を行うもの	25,110
よさこい祭り補助金	よさこい祭りの実施・運営のための費用の補助を行うもの	8,000
土佐のまつり補助金	高知市商店街龍馬生誕祭、土佐のおきゃく、土佐の豊穰祭、春野あじさい祭りへの補助を行うもの	7,520
高知よさこい情報交流館運営事業費	よさこい情報交流館の運営費（指定管理料、テナント賃借料等）	31,007
観光周遊バス運営支援事業費	観光地への二次交通の充実をめざし、高知駅～五台山～桂浜間を運行する「MY 遊バス」の運営を支援するもの	10,000
あったか土佐おもてなし観光事業費	インバウンド観光推進のためのPR活動・ツール製作等を行うもの	14,500
建築物耐震対策緊急促進事業費補助金	大規模宿泊施設への耐震補助を行うもの	176,299
よさこいシリーズ観光宣伝事業費	オリックス・バファローズの本拠地京セラドーム大阪にて観光宣伝を行い、関西のファンに同球団のキャンプ地高知のPRを行うもの	2,058
プロ野球キャンプ対策強化事業費	プロ野球をはじめとするプロスポーツのキャンプ誘致を行い、観光産業の活性化を図るもの	10,000
プロゴルフトーナメント開催支援事業費	プロゴルフトーナメント開催に伴い、広告を掲出し、開催を支援するもの	2,572
スポーツ合宿支援事業費補助金	市内宿泊客数の増加を図るため、スポーツ合宿による宿泊利用への補助を行うもの	2,000
定住自立圏高知市観光協会運営費補助金	定住自立圏4市で構成する「高知中央広域観光協議会」の事務局となる高知市観光協会への運営補助を行うもの	9,000
定住自立圏高知まんなか広域周遊観光事業費	高知中央広域観光協議会により、広域的な観光推進事業を行うもの	7,000
桂浜公園駐車場管理運営費（指定管理料）	桂浜公園駐車場の運営管理（指定管理料）	42,546

事務事業名	事務概要（目的等）	H26 年度 予算額
桂浜公園維持管理費	県内屈指の観光地である桂浜公園の経常的な保守維持管理費	39,079
桂浜公園松くい虫防除事業費	桂浜公園内の松枯れ対策を行うもの	5,000
龍馬の生まれたまち記念館管理運営費（指定管理料）	龍馬の生まれたまち記念館の維持管理を行うもの（指定管理料）	22,845
はりまや橋観光バスターミナル管理費（指定管理料）	はりまや橋観光バスターミナルの運営管理（指定管理料）	16,957
桂浜公園整備事業費	老朽化した桂浜公園内の施設整備を行うもの	20,000
桂浜公園整備構想検討事業費	桂浜公園の観光地としての魅力向上を目指し、整備基本計画を策定するもの	5,000
桂浜ゴールデンウィーク等渋滞対策事業費	GW と盆期間中、桂浜と臨時駐車場をつなぐシャトルバスを運行し、渋滞を緩和させることにより、観光客へのおもてなしを図るもの	8,000
高知市観光協会事業費補助金	高知市観光協会が実施する各種事業及び宣伝活動に係る費用に対して補助を行うもの	97,000
種崎海水浴場管理運営補助金	市内唯一の海水浴場である種崎海水浴場の運営費の助成を行い、同海水浴場の存続と安全性の確保を図る	1,015
観光公園維持管理費	観光案内板、旧浦戸小跡地、田中良助旧邸等の維持管理費	2,034

2. 監査の結果及び意見について

(1) 全般事項

1) 観光計画に対する目標設定及び経済的な効果の測定について（意見）

観光計画において、目指すべき姿として基本理念を定めており、具体的な数値目標を以下のとおり掲げている。

No.	成果指標	現状値（平成 24 年）	目標値（平成 30 年）
1	年間観光入込客数	288 万人	317 万人以上
2	市内の延宿泊者数	114 万人	125 万人以上
3	県外観光客消費額	750 億円	900 億円以上
4	観光客の高知市観光の満足度	※ 70.9%	※ 80.9%

※平成 26 年度の高知市満足度調査で得られた数値を基に設定している。

観光計画では 54 の主な取組を実施することにより、上記目標の達成を計画しているが、主な取組が上記目標にどのように貢献するのかといった関連性が不明確である。

今後、54 の主な取組と上記目標との関連性を明確にするように計画策定したうえで、観光計画に対する主な取組の貢献度を明確にすることが望まれる。

また、観光事業について、市が実施する事業や補助金の交付等に対する経済的な効果を測定できていない。特に、複数の事業等を実施することにより観光客の増加が見込めるものも多いため、個別事業等に対する効果の予測や検証ができていない。

観光事業に対する経済的な効果の測定は困難であることは考慮できるが、市税が投入されている以上は実施事業に対する説明責任を問われることとなるため、個別事業等について可能な限りその効果を事前に予測することによって、事業等の有用性を検証する必要があり、また、実施結果に対する効果との分析が必要であると考えられる。

例えば、桂浜公園整備基本構想が平成 27 年 4 月に公表されており、当該構想に基づく整備事業費の概算額は約 47 億円となっているが、公園整備による経済的な効果の調査が行われていない。また、プロスポーツに対する施策についても、プロ野球チームのキャンプの招致に関する事業費 1 千万円や、プロゴルフトーナメントの開催支援のための事業費の 250 万円について、その経済的な効果の調査が行われていない。

経済産業省では「観光産業の地域経済への波及効果分析手法の検討及び地域ストーリーづくりに関する調査」に関する報告書が平成 27 年 3 月に公表されており、その調査の背景において以下のとおり記載されている。

これまで観光産業が地域に及ぼす経済効果については、地域への観光客の入込者数や従来の「観光業者」の売上高のみで計測されており、地域の商工業や農林水産業全体への波及効果が大きいとされつつも、その実相は未だ明確に把握されていない。そのため、地域の商工業や農林水産業等への波及効果を測るための手法が必要である。

（出典：経済産業省 HP「観光産業の地域経済への波及効果分析手法の検討及び地域ストーリーづくりに関する調査」）

経済産業省の報告書によると、経済波及効果の測定を今後進めていくことが求められている。そして、地域への観光客の入込者数や観光業者の売上高のみで経済効果を測定しているが、地域の商工業や農林水産業等への波及効果を測るための手法が必要であると記載されている。しかし、市はそもそも個別事業等に対する経済的な効果の測定ができていない状況となっている。

この点、高知県は「県外観光客入込・動態調査報告書」を毎年度公表しており、平成27年9月に公表されている平成26年の報告書において、県外観光客1人あたりの県内消費額を算定しており、その内容は以下のとおりである。

(単位：円)

	宿泊費	飲食費	交通費	土産代	その他	合計
平成24年	6,679	5,858	7,315	5,458	755	26,065
平成25年	7,028	5,923	7,608	5,683	831	27,073
平成26年	7,047	6,253	7,383	5,210	903	26,796

(注) 各年の調査期間は1月1日から12月31日までである。

(出典：高知県HP「平成26年県外観光客入込・動態調査報告書」)

まずは、市として観光客の入込者数を予測し、高知県の算定している県外観光客1人あたりの県内消費額を乗じる等の方法で、観光事業の経済的な効果を試算することにより、観光客の増加がもたらす経済的効果がどの程度あるか客観的な指標を提示することが必要と考えられる。そのうえで、観光計画に対する主な取組の貢献度を明確にすることが望まれる。

2) よさこい祭りの実施主体について（意見）

よさこい祭りの事務局は、高知市商工会議所内に設けられた法人格のない任意団体であるよさこい祭振興会が担っている。よさこい祭りは、市以外に関係する団体が多いが、運営に係る資金管理や警備対策などの責任の主体は、明確になっていない。また、よさこい祭りの中長期計画についても策定されておらず、その策定主体も明確になっていない。

よさこい祭りの平成 26 年度の収支状況は以下のとおり、事業費は 70 百万円を超える大規模なものであり、リスク分担（責任の所在の明確化）や中長期の計画の策定の必要性は高いと考えられる。

早急に、実施運営主体となる団体を明確にすることが望まれる。

なお、よさこい祭振興会では、よさこい祭りに関係する市や団体と協議の場を設け、よさこい祭りの実施運営主体について議論を重ねているが、結論を得ていない。

（単位：千円）

科目	決算額	科目	決算額
収入		支出	
高知市補助金	8,000	祭典費	100
高知県補助金	4,000	普及費	7,011
寄附金	7,254	本部競演場費	12,310
高知商工会議所助成金	3,000	前夜祭・後夜祭運営費	26,590
高知市観光協会負担金	150	警備費	8,349
協賛金	1,800	地区競演場・演舞場助成金	5,200
アーク製作協賛金	3,123	よさこい読本製作費	4,210
前夜祭・後夜祭協賛金	24,252	宣伝費	3,048
よさこい読本収入	4,600	会議・通信費	2,431
その他収入	7,783	人件費	5,301
参加負担金	10,000	交通費	85
前年度繰越金	2,020	庶務費	151
収入合計	75,985	支出合計	74,791

(2) 個別事項

1) 大会等歓迎事業について

①概要

公益財団法人高知県観光コンベンション協会(以下、「コンベンション協会」という。)は高知県内へのコンベンション及びスポーツ大会等の誘致を促進し、宿泊交流人口の拡大と地域経済の活性化及びスポーツ振興を図っている。

市はコンベンション協会と委託契約を締結しており、以下の助成事業の経費の一部を委託料として支払っている。

【助成事業】

- ・大会・学会等事業
- ・展示会・見本市事業
- ・スポーツ大会等事業
- ・企業研修会等事業

市は、市内で開催される上記事業(展示会・見本市事業を除く)のうち、県外参加者の市内1日あたりの宿泊数が一定数を超える場合に以下のサービスをコンベンション協会が提供する際に、委託料を支払っている。

項目	内容
よさこい鳴子踊り	よさこい鳴子踊りを会場に派遣し、正調と現代調、よさこい鳴子踊り体験から組み合わせて提供される。(派遣人数6名、15分~20分)
土佐和太鼓	坂本龍馬やジョン万次郎をテーマとした和太鼓による演奏が提供される。(派遣人数1名)
土佐の地酒	高知県内の蔵元から取り寄せた地酒を「土佐の地酒コーナー」として会場に設営し、土佐流の飲み方を提供される。
皿鉢料理	黒潮の恵みを受けた魚介の活造や、大皿に季節の料理を盛った高知名物「皿鉢料理」が提供される。
歓迎看板(県庁前のみ)	高知県庁前に看板(高さ5m、幅90cm、2面の三角塔)を開催日の1週間前から終了日まで設置される。

なお、サービス提供する場合の宿泊者数と委託料として提供する基準額は以下のとおりである。

県外参加者の市内 1日あたりの宿泊数	提供基準額
100泊から499泊まで	50,000円
500泊から999泊まで	100,000円
1,000泊以上	150,000円

平成22年度から平成26年度の委託料の実績額は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大会等歓迎事業費	1,414	1,211	1,312	1,377	1,211

②監査の結果及び意見について

ア) 委託料の検証について (意見)

市は委託料の精算時において、コンベンション協会から領収書等の証拠書類の入手や帳簿の閲覧等による支出実績を検証していないにもかかわらず、提供基準額の全額を交付していた。

市は基準額内で各サービスを提供するようにコンベンション協会に伝達しており、通常は基準額と同額になるため、実績額の検証まではしていないとのことである。

しかし、当該委託業務は通常の委託契約とは違い、あくまでサービスあたりの委託料の基準額を定めているものであり、委託料が契約等により確定しているものではないため、実績額が基準額に満たない場合について、基準額全額を交付する必要はないと考えられる。

市は今後、実績額が基準額を下回った場合は実績額で委託料を交付する旨を委託契約書に追加するとともに、実績額の報告を受けることが望まれる。

2) 土佐のまつり補助金について

①概要

市は観光振興に寄与することを目的として、誘客効果のある各種イベントを開催する事業を対象に補助金を交付している。平成 22 年度から平成 26 年度までの補助金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
土佐のまつり補助金	2,520	2,633	2,520	4,520	5,520

補助対象経費は補助対象者が行う補助対象事業に要する経費の全額となっており、補助金額は補助対象経費を限度として予算の範囲内となっている。

平成 26 年度の補助金の交付対象となるイベント及び交付対象先、交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

イベント名	交付対象先	交付額
龍馬生誕祭	高知市商店街龍馬生誕祭実行委員会	640
あじさいまつり	春野町あじさいまつり実行委員会	880
土佐のおきゃく	土佐のおきゃく推進会議	2,000
土佐の豊穰祭	土佐の豊穰祭実行委員会	2,000

なお、市内において上記以外のイベントも多く開催されているが、市外からの誘客効果が見込めないイベントについては補助金の交付対象となっていない。

②監査の結果及び意見について

ア) 交付実績の検証について (結果)

市は実績報告書の添付書類として、事業成果報告書及び収支決算書を求めているものの、実際の支出に関する証拠書類の添付を求めていなかった。

この点、監査人の指摘により市が追加調査したところ、土佐のおきゃくについて収支決算書と証拠書類との金額に不一致が発見された。不一致の要因は、3月15日に事業を終了してから実績報告書を3月31日までに提出する必要があり、金額が未確定のまま仮の収支決算書を作成したためである。

補助金の交付に際して、その根拠となる補助対象経費の実在性を確認することは重要であるにもかかわらず、仮の収支決算書を実績報告として受領していたことに気づかずに放置していた市の対応は問題と言わざるを得ない。

証拠書類を提出させるルールを構築するとともに、補助対象者から証拠書類を提出させることが必要である。また、仮の収支決算書を実績報告として提出を受けた場合、確定金額に変更がないことを確認するため、証拠書類の提出とともに、確定後の収支計算書を提出させることを、補助対象者に対して指導することが必要である。

イ) イベントカレンダーへの掲載について (結果)

市は市内のイベント情報の一覧をイベントカレンダー (2014 年) として、市のホームページに掲載しているが、当該補助金の交付対象となっている 4 つのイベントのうち、平成 26 年 8 月 26 日時点のイベントカレンダー (2014 年) に、開催される土佐の豊穰祭が掲載されていなかった。また、平成 27 年 10 月 14 日時点のイベントカレンダー (2015 年) についても同様に、土佐の豊穰祭が掲載されていなかった。

観光客の誘致を目的として市は当該イベントを補助するのであれば、より多くの観光客を誘致できるように、市のホームページに土佐の豊穰祭を加えることが必要である。

ウ) 補助金の効果の検証について (意見)

市は、誘客効果のある各種イベントの開催する事業を対象に補助金を交付しているものの、イベントごとの具体的な観光客数の目標値を設定しておらず、また、実績値の報告を受けていなかった。

補助金の交付目的からすると観光客をどれだけ呼び込めるイベントとなっているかが重要となるため、具体的な観光客数の目標値の設定とその実績値の把握は補助金の効果を検証するうえで有用であると考えられる。

今後、補助金を交付するイベントについて、観光客数の目標値を設定し、その実績値の報告を受けたうえで、補助金の効果を検証することが望まれる。

3) 高知よさこい情報交流館運営事業について

①概要

高知よさこい情報交流館（以下、「交流館」という。）は、よさこい祭りの発祥の地である市において、市民、観光客等へ本家のよさこい祭りを広く紹介し、その情報の提供及び発信をするとともに、よさこい祭りを通じた人々の交流の場を提供することにより、よさこい祭りの更なる発展と市の観光の振興に資することを目的として整備された。交流館は市の中心市街地の東端に設置されており、入館料が無料の市の施設となっている。

(交流館外観)



(交流館入口横)



交流館は平成 25 年 4 月に開設され、平成 25 年度は市の直営であったが、平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間について指定管理者が施設の維持・運営を行っている。平成 25 年度及び平成 26 年度の指定管理料を含む事業費は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度
高知よさこい情報交流館運営事業費	21,286	30,094

上記の事業費のうち、平成 26 年度の指定管理料は 19,181 千円である。このうち人件費は 12,976 千円となっており、指定管理料の約 7 割を占めている。人件費は館長 1 名とスタッフ 4 名によるものであり、平日 4 名と休日 5 名を配置することによる積算額となっている。

②監査の結果及び意見について

ア) 施設のさらなる活用と経費削減について (意見)

交流館の入館者数について平成 25 年度は 66,418 人の入館者数があったが、平成 26 年度は 53,225 人と下落しているものの、平成 26 年度の営業日数 310 日で除算した 1 日あたり入館者数は 171.7 人となっている。施設の開館時間は 10 時から 18 時半までとなっており、1 人あたり 30 分交流館に滞在していると仮定した場合、常時約 10 人(≒171.7 人×0.5 時間÷8.5 時間)が滞在している状況であり、さらなる集客を望めるものと考えられる。

より集客することを目指して施設の魅力を整理し、さらなる創意工夫が求められるところである。

監査人は、平成 27 年 9 月 17 日(金曜日)の午前と平成 27 年 11 月 15 日(日曜日)の午後に各 1 時間程度視察したところ、監査人以外の入館者がいなかったことから、閑散時期及び時間帯があると推測される。

市のよさこい祭りに関する事業費や補助金などは以下のとおりであり、高知よさこい情報交流館運営事業費は高い水準であるとともに、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて大きく増加している。入館者動向の実態を分析し、閑散時期及び時間帯には配置人員数を削減するといった、きめ細かい運用を行うことによる人件費の削減等、経費削減に向けた検討も必要である。

(単位：千円)

事業名	H22	H23	H24	H25	H26
よさこい振興事業費	841	852	853	854	869
スーパーよさこい事業費補助金	951	980	1,000	1,000	1,000
よさこい祭り補助金	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
高知よさこい情報交流館運営事業費	-	-	-	21,286	30,094
よさこいシリーズ観光宣伝事業費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,057
合計	11,792	11,832	11,853	33,140	42,020

4) 観光周遊バス運営支援事業について

①概要

観光周遊バス運営支援事業は、観光客の利便性向上を図るとともに、観光地間の移動を快適なものにすることを目的として、高知駅から五台山を經由して桂浜までの観光目的地への移動のため、以下のバス路線の運行を支援する事業である。



(出典：よさこいネット HP)

周遊バスは1日最大9便となっており、平日と休日に関係なく、毎日運行している。
 当該事業の実施主体は高知県観光コンベンション協会であり、当該事業について高知県及び市が支援金を交付しており、平成22年度から平成26年度の市の支援事業費は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
観光周遊バス運営支援事業費	1,000	1,000	1,000	10,000	10,000

なお、市に直接波及する事業効果が大きいことから県から負担割合を増加する要請があったため、平成25年度からは市の負担額が増額となっている。

平成26年度の周遊バスの全体の収支決算の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	金額
収入	
高知県補助金	50,242
高知市補助金	10,000
その他収入	9,087
小計	69,329
支出	
委託料	59,684
その他支出	9,645
小計	69,329
差引計	0

②監査の結果及び意見について

ア) 路線バスの停留場所について (意見)

路線バスの停留場所は公的な観光場所が中心となっており、民間の観光施設等には停留していない状況である。

当該路線バスは高知県及び市が支援することで成り立っていることから、一部の民間施設が有利となる施策は実施すべきではないことは当然である。しかし、民間施設と共同することによって観光者数が増加するのであれば、本来の趣旨に合致すると考えられる。

そのため、昼食時には飲食店の付近に停留するなど、停留場所と時間帯を考慮することにより、民間施設に対してバス停留所の設置を斡旋することを目的として協議する場を設けるよう、実施主体である高知県観光コンベンション協会に提言することが望まれる。なお、一部の民間施設が過度に利益を享受する結果とならないように、停留所設置による負担金の徴収を前提に議論を進める必要がある点にご留意願いたい。

5) 種崎海水浴場管理運営補助金について

①概要

市内唯一となる海水浴場の開設にかかる事業を実施する種崎観光協会に対して市が補助金を交付している。

平成 22 年度から平成 26 年度の補助金の交付額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
種崎海水浴場管理運営補助金	360	360	460	460	1,015

なお、平成 26 年度は更衣室及びシャワー室を 2 室から 3 室に増設した影響で補助金額が増額となっている。

②監査の結果及び意見について

ア) 補助対象経費の検証について (結果)

市は補助金額の精算にあたり、補助金交付先から実績報告書を提出させており、各補助金に係る事業費の実績額の内訳を添付させているが、領収書等の証拠書類の入手や帳簿の閲覧等による支出実績を検証していなかった。

この点、監査人の指摘により市が追加調査したところ、すべての支出に関する証拠書類を確認することができた。

補助金交付実績の検証は、補助対象経費の実在性の確認とともに、検証行為が架空経費の計上を防止する牽制行為にもつながるため、状況に応じた実績額の検証が必要である。特に、平成 26 年度のように補助金の交付額が増額している場合、検証の必要性は高いと考えられる。

6) 高知市観光協会事業費補助金

①概要

ア) 事業の概要

高知市観光協会への補助により、プロスポーツ協賛等による宣伝事業や、よさこい祭り・龍馬関連イベント等の実施による観光客誘致・受入事業を実施するものである。

イ) 予算額/決算額

平成22年度から平成26年度における高知市観光協会事業費補助金の予算額及び決算額の推移は以下のとおりである。なお、平成26年度において、市から高知市観光協会に対しては、当該事業費補助金97,000千円以外に、協会運営費補助金24,571千円、スポーツ合宿支援補助金2,000千円、定住自立圏高知市観光協会事業費補助金9,000千円が別途交付されている。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	79,772	78,113	84,000	90,000	97,000
決算額	79,772	78,113	84,000	90,000	97,000

ウ) 高知市観光協会の概要

高知市観光協会は昭和26年に設立され、平成25年に公益社団法人に移行しており、その概要は以下のとおりである。

団体名	設立年月日	団体の業務内容	市と団体の関係
公益社団法人 高知市観光協会	昭和26年1月29日設立 平成25年4月1日 公益社団法人に移行	<ul style="list-style-type: none"> 観光に関する宣伝紹介 観光客の誘致及び接遇 観光資源の開発及び保存活用 観光行催事の企画及び運営実施 観光案内所の運営 等 	<ul style="list-style-type: none"> 職員派遣 顧問、理事就任 事業共催

(出典：市作成「市と協力関係にある外部団体等」)

エ) 高知市観光協会の収支状況

平成22年度の龍馬伝効果により発生した次期繰越収支差額の充当を前提とした予算査定が行われていることや、天候不良等があった場合にはよさこい祭りの栈敷席販売売上が減少することなどから、平成23年度以降、赤字が継続している。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入額	214,149	196,685	201,312	220,532	217,069
支出額	210,173	199,174	207,981	223,510	219,534
収支差額	3,976	△2,488	△6,668	△2,977	△2,465
次期繰越収支差額	18,149	15,660	8,991	6,014	3,549

(出典：高知市観光協会 収支計算書書(決算額))

オ) 高知市観光協会の主な実施事業

高知市観光協会は、よさこい祭り等の誘致事業、宣伝事業のほか、受入事業として観光案内所の運営等を実施している。

区分		主な実施事業
誘致事業	観光イベント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高知城花回廊 ・龍馬に大接近 年に2回の開催 ・ウエスタンリーグ公式戦の開催 ・第64回納涼花火大会 ・桂浜観月の夕べ ・第47回南国土佐皿鉢祭、第32回高知箸供養祭
	よさこい祭り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・よさこい祭り事業 ・よさこい鳴子踊りの県外宣伝事業の実施 ・鳴子やハッピーの貸出事業 ・全国各地のよさこいととの交流促進
	歴史関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・龍馬まつりの開催 ・全国龍馬ファンの集い関東大会（横浜市）への参加 ・龍馬生誕180年記念事業への参画 ・長宗我部関連における高知県立歴史民俗資料館事業等への協力
宣伝事業	宣伝活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・プロ野球スポーツ宣伝事業（よさこいシリーズ） ・ミス高知事業の展開 ・観光パンフレットの作成・配布 ・観光キャラバン等宣伝活動の実施 ・観光DVDやよさこいグッズ、観光名刺の販売 ・その他宣伝活動事業
	定住自立圏高知まんなか広域周遊観光事業(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域への誘致活動 ・観光物産展の開催 ・各種パンフレット等制作
受入事業	観光案内事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市（駅）観光案内所の運営 ・桂浜・街路市観光案内所の開設 ・土佐観光ガイドボランティア協会との連携 ・龍馬の生まれたまちあるき「土佐っ歩」の実施 ・南国土佐観光びらき ・その他観光案内事業への協力・支援
	スポーツ関連受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ合宿支援事業(※) ・その他スポーツ関連事業への協力・支援 ・プロ野球やJリーグのキャンプ支援と歓迎行事の実施 ・スポーツ合宿に関する情報の収集と提供
	高知よさこい情報交流館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務の実施 ・自主事業の展開 ・商店街との連携

(※) 当補助金の対象外（スポーツ合宿支援補助金2,000千円、定住自立圏高知市観光協会事業費補助金9,000千円が別途交付されている）

(出典：市作成資料より抜粋)

②監査の結果及び意見について

ア) 補助金の交付目的に沿った支出がなされているかどうかのチェックについて (意見)

当補助金では、観光協会が行う事業のうち、別途、市の補助対象となっているスポーツ合宿支援、定住自立圏高知市観光協会事業を除くほぼすべての事業が補助対象となっている。

当補助金は約1億円と多額であり、年々増加していることから、補助金の交付目的に沿った適切な支出がなされているかどうかを確認することは重要である。また、平成23年度以降、収入が増加しているものの支出も増加しており、不適切な支出がなされていないかどうかについても、慎重にチェックを行う必要がある。

観光協会への補助金に対する市のチェック体制は以下のとおりである。

【市のチェック体制】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業報告書及び収支計算書、補助対象事業の内訳書による検証を行っている
(領収書の確認までは実施していない)(2) 税理士を含む外部監査人による会計監査が実施されている(3) 3年に1度、県による公益法人としての実施検査が実施されている(4) 観光協会の2名の市職員が概ね3年の任期で出向・配置している |
|---|

(1)については、事業報告書及び収支計算書による確認の他、補助対象事業の内訳書(個別事業ごとに費目別の支出額が記載された資料)について予算額と決算額との比較を行っているものの、比較のみでは、補助金の交付目的に沿った適切な支出か否か十分なチェックとはいえない。(2)会計監査は、財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなり着眼点が異なるものである。(3)県の実施検査についても、公益法人として遵守すべき事項に関する法人の事業の運営実態を確認する観点などから実施されるものであり着眼点が異なるものである。(4)市職員による出向者についても、観光協会の職員として業務に従事しており、補助金の交付目的に沿った適切な支出がなされているかどうかチェックすることは主たる業務ではないと考えられる。

上記のとおり、市のチェック体制は、不適切な支出がなされていないかという観点から十分でない可能性があり、以下のような追加的な対応を検討する必要がある。

市によるチェック体制については、限られた人員、時間で実施せざるを得ないことから証拠書類の全件チェックは実行性が乏しいと考えられる。したがって、例えば、以下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用することが望まれる。

補助対象事業の内訳書による分析

a 異常点の把握

- ・各費目の額が、各費目に計上されている取引の内容から判断して事業を実施するうえで、合理的と判断できるか検討する。
 - ・複数年度で比較分析を行い、各費目の金額及び各費目が支出全体に占める割合の変化に着目し、異常に増加している費目がないか確認する。異常に増加している費目については、その内容に合理性があるか慎重に検討する。
 - ・補助金の交付目的に対する直接的な関連性が低いような経費（交際費、旅費交通費、雑費等）について、多額の支出がないか確認する。例えば、昨年度までは、交際費が発生していなかった事業について、当年度より発生している事業がないかどうかを確認する。
- b a の分析結果を踏まえ、不整合な点や原因が不明で合った点に対して、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証拠書類をチェックする。

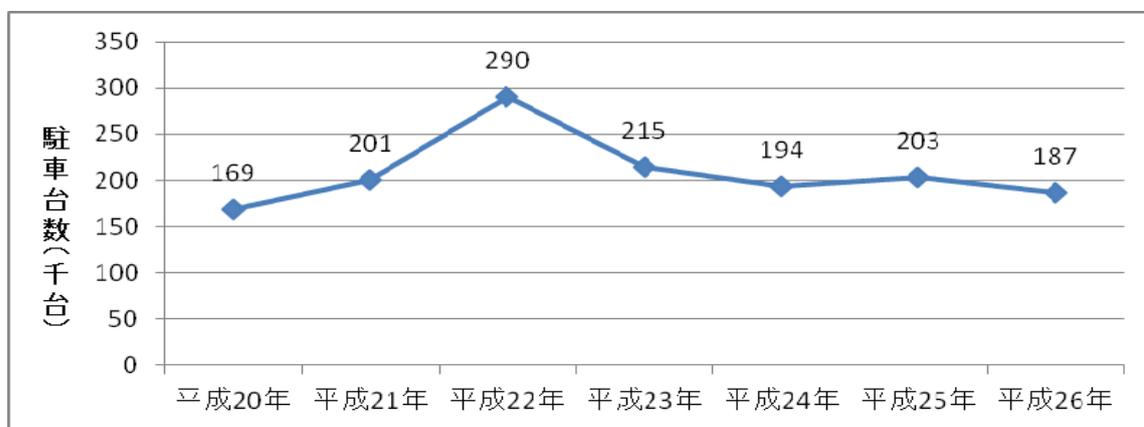
7) 桂浜公園の整備について

①概要

都市公園である桂浜公園は、松林に囲まれた砂浜を有する景勝地であり、また坂本龍馬像などがあることから、年間を通して多数の観光客が訪れる市を代表する観光地である。市では、桂浜の自然環境の保全を図るため、桂浜に関する維持管理・整備に取り組んでいる。一方で、施設の老朽化や滞在時間の短縮などの課題が生じており、「桂浜公園整備基本構想」を平成 27 年 4 月にまとめ、当該構想をもとに具体的な整備に向けた検討を基本計画等で行っていくとしている。

ア) 桂浜公園の観光動向

平成 22 年に大河ドラマ「龍馬伝」の効果によりピークを迎えて以降、減少傾向にある。



(出典：桂浜公園整備基本構想、平成 26 年県外観光客入込・動態調査報告書(高知県))

イ) 桂浜公園の概況

桂浜公園は昭和 26 年に開設されており、概況は以下のとおりである。

項目	内容
公園開設年月日	昭和 26 年 3 月 20 日
都市計画決定年月日	昭和 46 年 10 月 8 日
面積(市管理分)	22.5ha
種別	都市公園法によって規定される都市公園の中でも特殊公園、うち風致公園として指定

(出典：桂浜公園整備基本構想)

②監査の結果及び意見について

ア) 桂浜公園の整備について（意見）

「桂浜公園整備基本構想」を平成 27 年 4 月にまとめ、当該構想をもとに、平成 27 年度中に、基本計画の策定を行う予定としている。しかしながら、基本計画の策定段階においては盛り込まれていなかった以下の 2 つの大きな外的要因が生じている。

第一に、堤防である。桂浜公園の津波対策として堤防の建設を予定しており、市では国土交通省と協議を行っているものの、堤防の建設時期、建設場所、形状、高さ等については決まっていない。「桂浜公園整備基本構想」においても、海が展望できることが重視されており、堤防の建設時期、建設場所、形状、高さ等は基本計画等に大きな影響を与える外的要因である。

第二に、道の駅である。地方創生に向けた「道の駅」の連携による地域の交流・活性化拠点づくりが計画されており、桂浜公園の近くに道の駅の建設が検討されている。

上記の外的要因等を踏まえた上で、基本構想における基本理念に沿った基本計画を策定することが必要である。また、「官民連携基盤整備事業」と連携した基本計画を策定する必要がある。

第6. 農業振興について

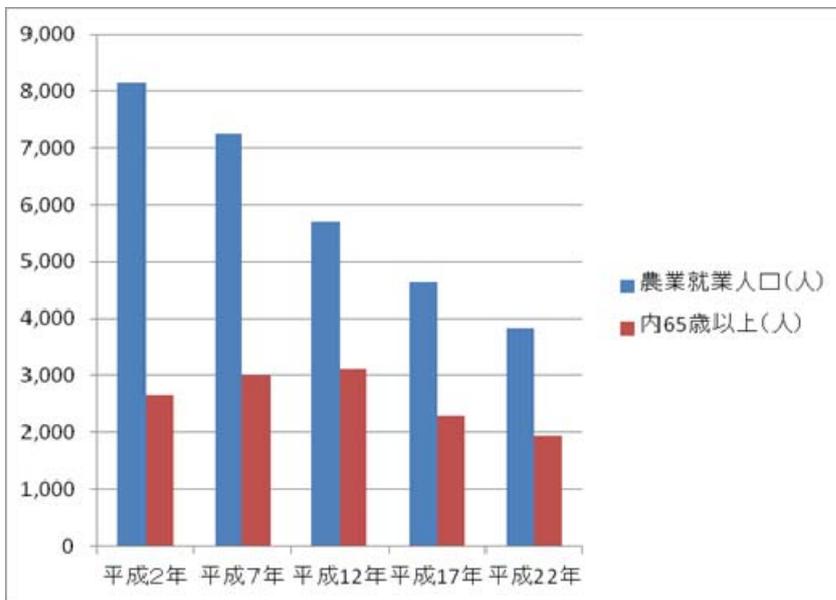
1. 農業振興の概況について

(1) 高知市の概要

1) 農業就業人口の推移

本市の農業就業人口は年々減少しており、平成22年には、3,827人となり、20年間で53%にあたる4,320人減少している。また、就業人口に占める65歳以上の割合が年々増加し、平成22年には50.5%と、就業人口の半数が65歳以上となっており、高齢化が進んでいる。

【農業就業人口に占める65歳以上の人数】



(出典：農林業センサス)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農業就業人口(人)	8,147	7,229	5,689	4,628	3,827
内65歳以上(人)	2,643	3,006	3,112	2,270	1,934
内65歳以上の割合	32.4%	41.6%	54.7%	49.0%	50.5%

(出典：農林業センサス)

2) 経営耕地面積と販売農家戸数の推移

農家については、全体の約70%が販売農家で、残りの約30%が自給的農家である。

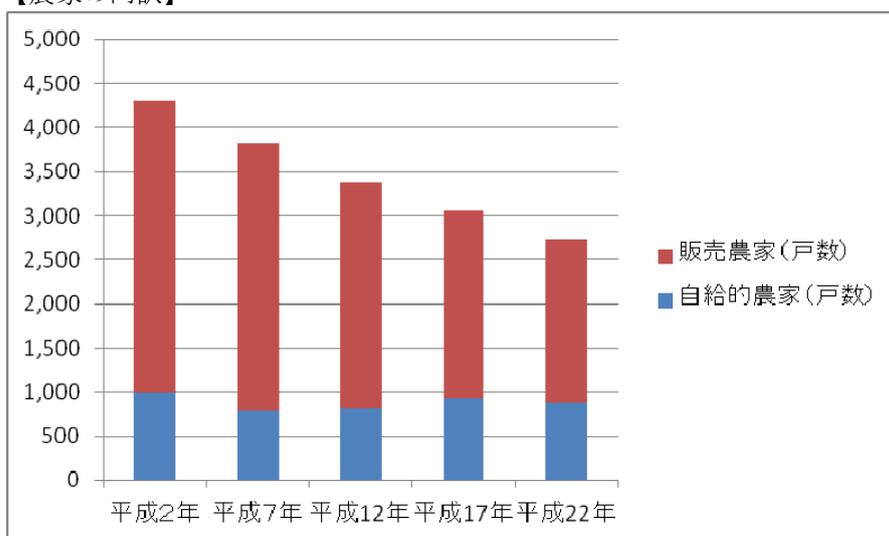
販売農家の経営規模では、0.5から1.0ha未満の農家が多く、次に0.1から0.5haと1.0から2.0haとなっており、それらの規模の農家により農地が耕作されている。

平成22年度の販売の規模では、50万円未満の農家が約27%、50万円以上100万円未満が16%となっている。

一方、1,000万円以上の高額販売農家は全体の16%であるが、販売額は大部分を占めていることから、大規模農家が農業生産の大部分を担っていると推測される。

耕作放棄地については、年々増加傾向にあり、平成22年においては、耕作放棄地の半数以上が、土地持ち非農家が所有する農地となっている。

【農家の内訳】



(出典：農林業センサス)

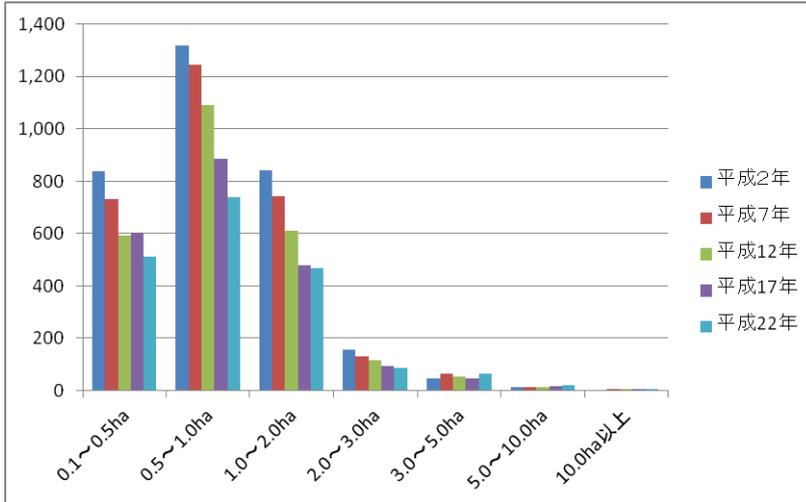
(注) 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
自給的農家 (戸数)	1,001	789	806	934	878
販売農家 (戸数)	3,311	3,034	2,582	2,129	1,846
内販売農家の割合	76.8%	79.4%	76.2%	69.5%	67.8%

(出典：農林業センサス)

【経営規模別農家数の推移】

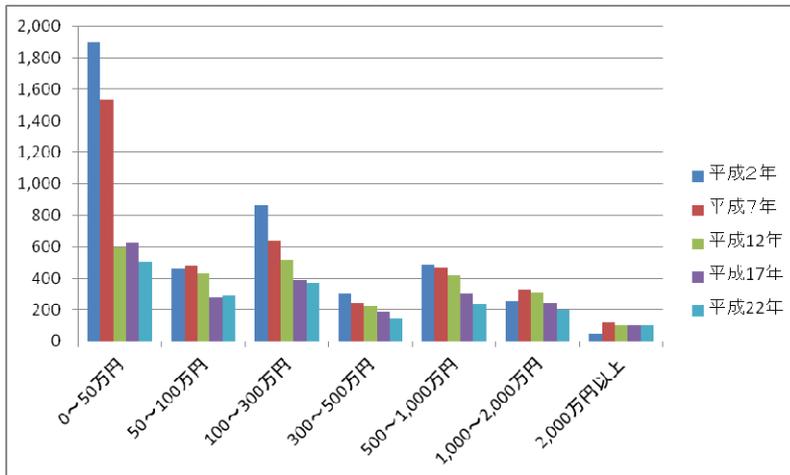
(単位：経営体)



(出典：農林業センサス)

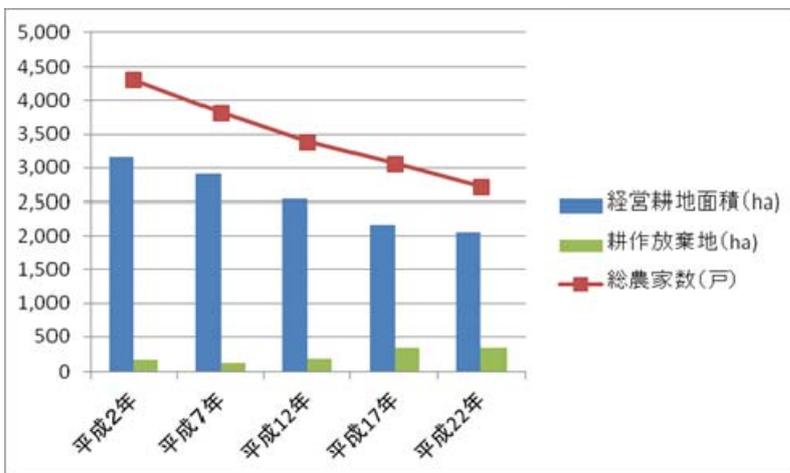
【販売額規模別の農家数の推移】

(単位：経営体)



(出典：農林業センサス)

【経営耕地面積、総農家数、耕作放棄地の推移】



(出典：農林業センサス)

3) 生産の現状

市では、さまざまな農産物がそれぞれの地域の実態に応じて生産されている。

水稲は、早生が平坦部水田地域を中心に、中生が北部中山間地域を中心に栽培されている。早生は早場米として大都市圏へ高知市農業協同組合（以下、「JA 高知市」という。）及び高知春野農業協同組合（以下、「JA 高知春野」という。また、JA 高知市と JA 高知春野を合わせて「JA 高知」という。）・全農高知県本部を通じて共同出荷され、中生の多くは自給用に生産されている。

施設野菜は、キュウリ、トマト、新ショウガ、は主に大都市圏向けに生産されている。

花きのうち、ユリ、グロリオサを大都市圏向けとして、ユリは市内各地、グロリオサは沿岸部砂畑地域で生産されている。

【主要農産物の収穫量】

(単位：t)

区分	品目	高知市(A)	高知県(B)	割合(A/B)	
稲・野菜	水稲	6,780	59,600	11.4%	
	ダイコン	1,316	7,660	17.2%	
	ハクサイ	968	2,760	35.1%	
	キャベツ	900	2,920	30.8%	
	ホウレンソウ	355	942	37.7%	
	レタス	171	573	29.8%	
	小ネギ	202	2,800	7.2%	
	タマネギ	216	1,020	21.2%	
	キュウリ	9,754	21,800	44.7%	
	トマト	1,465	4,780	30.6%	
	ショウガ	3,611	14,000	25.8%	
	(内訳)	露地	2,275	-	-
		施設	1,336	-	-
	ミョウガ	152	5,070	3.0%	
	メロン	966	6,700	14.4%	
果樹	ユズ	691	8,880	7.8%	
	日本ナシ	1,087	2,840	38.3%	
	スモモ	112	225	49.8%	
花き	キク	1,918	5,140	37.3%	
	ユリ	6,190	19,800	31.3%	
	チューリップ	142	142	100.0%	
	グロリオサ	5,310	6,010	88.4%	

(出典：第11次高知市農業基本計画)

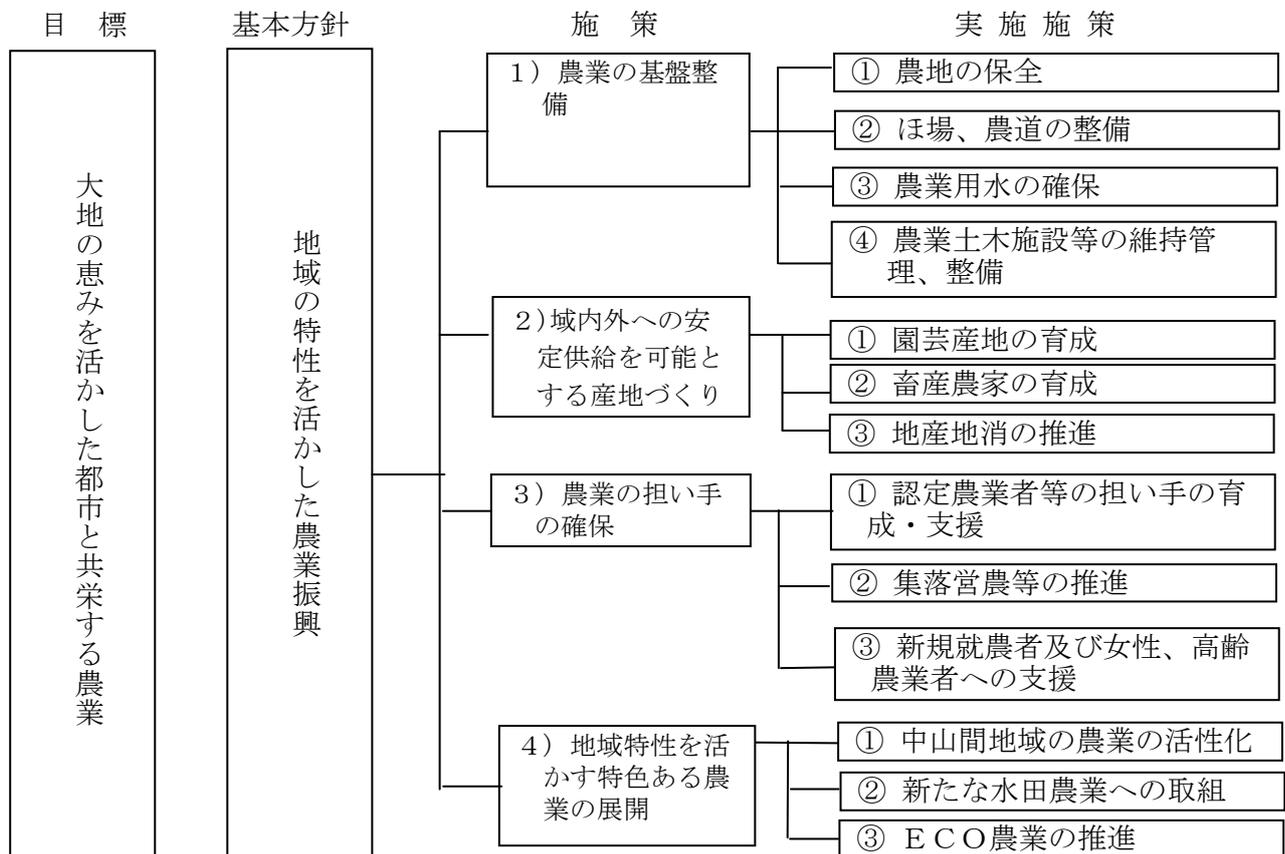
(2) 農業振興に関する計画

1) 高知市農業基本計画

高知市農業基本計画は、「高知市農林漁業振興に関する基本条例第4条」に基づき、農業の経営を安定化し、その健全な発展を図るために策定するものであり、市の農業関係計画の中では、最上位に位置する。

第11次高知市農業基本計画は、平成22年度から26年度までの5年間「地域の特性を活かした農業振興」を基本方針として、その実現を図るため「農業の基盤整備」「域内外への安定供給を可能とする産地づくり」「農業の担い手の確保」「地域特性を活かす特色ある農業の展開」という4つの視点で、それぞれの農業施策を農業者、関係機関・団体の協力のもと展開している。

<基本計画の体系>



(3) 農業振興に関する各種事業

1) 農業の基盤整備

農業生産基盤の整備を図るため①農地の保全、②ほ場、農道の整備、③農業用水の確保④農業土木施設等の維持管理整備、などに取組む施策である。

①農地の保全

農業生産の基礎となる、優良農地の確保と耕作放棄地の解消を図るため、高知市農業振興地域整備計画に基づく農地の適正管理に努め、関係機関等と連携し、担い手に農地の利用を斡旋するなどに取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	農業振興地域整備計画管理事業費	農業振興地域における計画の管理に係る事業費	261	253
農林水産課	農地保全有効利用事業費	高知県農業公社の実施する農地保有合理化事業業務の一部の委託を受け、農用地調査や連絡業務を行う	227	213

②ほ場、農道の整備

平坦部と中山間部に見合った基盤整備を継続し、農地の利活用を図るため、平坦部は農作業の効率化や機能性を高めるための農道整備、中山間部はせまち直しや農道の改修、災害時は国の認証事業を活用し、速やかな復旧工事に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
耕地課	未登記農道等登記事業費	県単、市単土地改良事業実施により提供を受けた用地の調査、測量、登記等を行う事業	2,500	376
耕地課	春野広域農道整備事業費	春野広域農道の機能保持及び歩道を整備することにより、通学路としての安全対策を図る	85,000	32,912
耕地課	市単土地改良事業費	市施工により、農道・用排水路等の農業用施設の機能維持保全を行うことと、国、県の補助対象とならない小規模土地改良事業に補助金を交付し、農業基盤整備を促進	65,000	63,457
耕地課	農業基盤整備促進事業費（明許繰越分）	農道・農業水利施設等を整備する	50,000	49,142
耕地課	農業土木施設補助災害復旧費	災害により崩壊した農道・水路等の農業用施設を復旧する	325,000	136,815
耕地課	農業土木施設単独災害復旧費	災害により崩壊した認証災害採択外基準の農地や農道・水路等を復旧する	157,600	113,350

③農業用水の確保

農地の排水不良による湿田化や塩水化を防ぐため、水路の整備や安定した農業用水の確保、長期的な視点での水源かん養を進めるため、用排水路、揚水ポンプ、水門等の整備、園芸作物等の畑作地域の雨水の地下浸透施設の設置、市の森林整備に関する事業で水源かん養に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
耕地課	春野農業用水送水施設等保全事業費	春野町内ノ谷地域の農業用水送水施設の維持管理等に係る事業を実施する	7,600	6,624

④農業土木施設等の維持管理、整備

農道、用排水路等の農業土木施設の維持管理、農家世帯の高齢化、農地の湛水被害の防止の課題に対して農道、用排水路等維持整備事業の実施、田役の負担を軽減するための土水路等の改修、農道、用排水路等、排水機場等の改修に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
耕地課	土地改良施設適正化事業費	土地改良施設維持管理適正化事業は、数年に一回行うような機械等の整備補修にかかる費用に対し助成する制度である。向こう5年間に整備補修を行うために必要な経費の一部(事業費の30%)を5年間均等に積み立て、この積立金は県土連を通じて全土連に拠出され、全土連は、国の補助30%と県の補助30%を合わせた90%を適正化事業資金として造成する。整備補修をする時に、事業費の90%を同事業資金から受ける	10,805	10,716
耕地課	堰維持管理費補助金	堰の運営維持管理を円滑に行うため、土地改良区等に補助金を交付し、農業振興を図る	249	249
耕地課	揚水機維持管理費補助金	揚水機の運営維持管理を円滑に行うため、土地改良区等に補助金を交付し、農業振興を図る	448	448
耕地課	土地改良施設整備事業費	農業用水の確保と、農業土木施設等の維持管理、整備	2,000	3,600
耕地課	農地・水保全管理活動支援事業費	地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた農業活動を支援する	9,244	9,234
耕地課	農道用排水路維持整備事業費交付金	土地改良区及び、各地区土木委員会に対して、農道及び水路の維持管理(田役)について別に定める金額を交付する	36,184	31,758

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
耕地課	緊急防災土地改良 浚渫事業費	集中豪雨等による農道・水路の堆積土砂及び排水機場沈砂地の浚渫等、機能維持・保全を行う	8,000	7,402
耕地課	かんがい排水県営 工事負担金	老朽化した用水施設及び排水機場の保全対策により、安定的な用水供給機能の確保と、農地及び宅地等の湛水被害の軽減を図る	440	411
耕地課	機場維持管理費	農業用排水機場の排水機能を維持し、内水排除を行うことにより、農業生産の向上及び防災対策を図る	98,073	113,072
耕地課	機場整備費	設備の改修や更新を実施し、機能を保持していくとともに、耐用年数の延長を図る（耕地課管理の排水機場 28 機場）	195,000	152,608
耕地課	仁ノ地区排水対策 事業費	仁ノ地区の土地利用の変化に伴い地区内の排水対策を見直し農地の湛水・浸水被害の軽減を図るための対策を行う	30,000	30,657

2) 域内外への安定供給を可能とする産地づくり

安定供給による有利な販売に繋げるため、①園芸産地の育成、②畜産農家の育成、安全安心な農畜産物を市民に供給するための③地産地消の推進、などに取組む施策である。

①園芸産地の育成

農畜産物価格の低迷、燃油や生産資材等の高騰による経営の圧迫、農業従事者の高齢化等の課題に対して、農商工連携による新たな消費、販路の拡大、関係機関等と連携し、地域の条件や特色に応じた品目や品種の導入、被覆資材の多重化や農業機械の共同利用の推進に取組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	営農支援事業費補助金	農業振興を図るため必要とする施設の整備や技術・体制・システムの導入に対し支援する	2,700	2,234
農林水産課	園芸農業レンタルハウス整備事業費補助金	JA 高知が農家向けの園芸用レンタルハウスを建設する経費に対し、県とともに補助を行うことで、農家の初期投資軽減を図る	24,780	15,784
春野地域振興課			81,834	81,834
農林水産課	経営体育成支援事業費補助金	平成 26 年 8 月の豪雨により被害を受けた農業生産に必要な施設の修繕等に対して助成を行う	7,325	5,953
農林水産課	農業用タンク津波対策事業費補助金	南海トラフ巨大地震に備え、津波によるタンク内の燃料流出を防ぐ、流出防止装置付きタンクの導入を支援する	36,000	9,694
農林水産課	こうち農業確立総合支援事業費補助金	地域の特性を活かした農業の確立を目的とし、自主的・主体的に推進する農業生産活動等にかかる農業振興施策の実施に要する経費に対し補助	14,564	14,416
春野地域振興課	経営体育成支援事業費補助金	人・農地プランに位置づけられた意欲ある中心経営体が農業経営の発展・改善を目的とし融資機関から融資を受け機械の導入、規模拡大を行う経費について助成し経営体の育成確保を図ることと、あわせて平成 26 年の豪雨被災農業者が復旧に要する経費を支援	7,936	7,309
春野地域振興課	木質資源利用促進事業費補助金	木質資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、木質バイオマスエネルギー利用施設装置として木質資源利用ボイラーの整備に要する経費に対し補助	41,962	30,434

②畜産農家の育成

飼料等の高騰による経営の圧迫、都市化による住宅と隣接しての畜産環境の課題に対して、家畜伝染病の予防や耕種農家との連携による飼料作物の生産拡大の推進、作業の効率化・省力化を図るための機械化や施設化の推進、家畜排泄物の適正処理や堆肥の有効利用の推進、畜産関係団体への活動助成を通じての畜産農業の振興に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	畜産業振興事務費	畜産関係団体に対する負担金（高知県畜産会会費、高知県草地飼料協会会費、死亡牛緊急処理円滑化施設運営事業負担金）	697	707

③地産地消の推進

安全・安心な農畜産物の安定供給、学校給食や飲食店等での利用促進を図るため、地元畜産物の利用拡大、販売体制の整備、農薬の適正使用の周知徹底を図り安全・安心な農畜産物の生産に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	産業振興推進総合支援事業費補助金	高知県産業振興計画、高知市地域アクションプランに掲げられた「食の提供による地域農産物の消費拡大」の実現に向けて行う、高知市農協農産物加工施設の整備支援	5,185	5,185
農林水産課	地場産品活用推進事業費	地産地消の推進及び 1.5 次産業の創出を行う	267	125
農林水産課	学校給食用食材生産支援事業費補助金	農業者等による学校給食用食材の生産活動に要する経費に対して支援を行う	360	97

3) 農業の担い手の確保

多様な担い手や農業後継者の育成・確保を図るため①認定農業者等の担い手の育成・支援、②集落営農等の推進、③新規就農者及び女性、高齢農業者への支援、などに取り組む施策である。

①認定農業者等の担い手の育成・支援

生産コストの高騰や輸入農畜産物の増大等に伴う、農畜産物価格の低迷に対応できる効率的・安定的な農業経営を行う認定農業者、農業生産法人等の育成・確保するため、制度を周知するとともに、関係機関等と連携して指導・支援、認定農業者が取り組む経営改善に対しての資金面・事業面での支援、経営規模の拡大を希望する認定農業者等に対して農地の利用集積等の推進、家族経営協定の締結の推進、農業団体・後継者団体の育成活動の支援に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	農業後継者対策事業費補助金	高知市農業基幹営農者会議が行う事業に対する補助と、基幹営農者が自立するための資金に対する利子補給、JA 高知が行う独身農業青年の交流事業等に対する支援	749	537
農林水産課	農業経営基盤強化資金利子補給金	認定農業者が経営改善のため借入れる農業経営基盤強化資金に対する利子補給	2,496	2,473
農林水産課	農業生産改善対策資金利子補給金	農業者等が資本装備を充実するための借入資金（農業近代化資金）に対する利子補給	793	620
農林水産課	認定農業者連絡協議会事業費補助金	認定農業者の社会的・経済的地位向上を図るため設立された高知市認定農業者連絡協議会に対し支援を行う	40	40

②集落営農等の推進

農業従事者の高齢化や後継者不足が要因の耕作放棄地の解消と発生防止、集落営農による機械の共同利用や受託組織の育成の課題に対して、集落営農の周知・啓発を行うとともに、関係機関等と連携した指導・支援の実施等による集落営農の推進、共同利用する農業機械や施設等の整備の支援に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
土佐山地域振興課	中山間農業活性化事業費	農業を中心とした中山間地域の活性化を図るため、小規模なグループや集落等が自由な発想のもと、主体性をもって実践する所得向上につながる取組に対して支援を行う	1,000	928

③新規就農者及び女性、高齢農業者への支援

担い手となる農業後継者の確保、女性・高齢者の能力を十分に発揮できる体制や環境の整備を課題として、関係機関等と連携し、農地の斡旋、情報通信等の体制整備、農業の基礎知識・技術を取得するための支援、新規就農希望者の指導・支援、グループ活動や地域の農畜産物の加工・販売活動の支援、女性認定農業者への誘導の推進に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	農業経営基盤強化促進対策事業費	認定農業者を中心とする担い手の育成と支援を目的とした高知市担い手育成総合支援協議会に対する負担金及び新規就農者の経営安定支援を目的とする青年就農給付金事業の実施	31,978	23,627
土佐山地域振興課	就農研修支援事業費補助金	中山間地域の農業は衰退傾向にあるが、特に後継者不足は深刻であり大きな課題である。このため、県の新規就農者研修支援事業を活用し、新規就農者に必要な研修を行う一般財団法人夢産地とさやま開発公社に補助金を交付し、中山間地農業の担い手を育成する	2,400	2,000
春野地域振興課	就農研修支援事業費補助金	就農希望者に対する実践研修に係る経費を一部補助することで、研修機会の増加を促進し、新規就農者の確保・定着を図る	6,505	6,305

4) 地域特性を活かす特色のある農業展開

地域の特性を活かした農業振興を図るため①中山間地域の農業の活性化、②新たな水田農業への取組、③ECO 農業（有機農業等の環境保全型農業）の推進、などに取組む施策である。

①中山間地域の農業の活性化

農業生産条件が悪く、過疎高齢化による労働力不足と所得不安、高齢者や女性農業従事者の参画機会の拡大や活動する場の創出の課題に対して、中山間地域等直接支払制度における集落協定の共同取組活動等を、担当職員を配置して支援、集落営農を地域の担い手の一つとして位置づけ、集落営農や地域ぐるみで取り組む農業を推進、小規模・高齢農家への生産支援や集出荷体制の整備に取り組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
土佐山地域振興課	営農指導員報酬	ユズ専門の営農指導員を平成 19 年度より配置。本市中山間地域の有望作物であるユズの栽培の拡大を目標に、同地域の農業振興を図ることと、ユズの栽培指針の作成、生産組織や生産者の育成及び指導等の支援を行う	2,330	2,329
土佐山地域振興課	中山間振興基金積立金	旧鏡村及び土佐山村との合併に伴い、中山間振興基金を新たに創設し、中山間地域の産業・経済・教育・文化等の振興と公共の福祉の増進を図る	383	118
土佐山地域振興課	ふるさと・水と土の保全基金積立金	旧鏡村及び土佐山村との合併に伴い、ふるさと・水と土の保全基金を創設し、中山間地域における土地改良施設や農地の多面的機能維持及び強化にかかる地域活動の活性化を図る	47	15
土佐山地域振興課	市民農園貸付事業費	中山間地域の耕作放棄地対策の一環として、特定農地貸付法により遊休農地を活用した市民農園を開設し、農地の多面的機能の維持を図るとともに、農園利用者と地元住民からなる地域活動の活性化を目的として事業を展開する	413	422
土佐山地域振興課	中山間地域農村集落活性化対策事業費	耕作放棄の発生を防止し、国土の保全・水源涵養等の多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する「中山間地域等直接支払制度」が実施されており、当該事業を活用し、中山間地域の農地の環境保全を図る	60,982	60,437
土佐山地域振興課	土づくりセンター管理運営費	有機農業等による中山間地農業の維持・活性化を図り、耕作放棄地化の防止と農家所得の向上のために、牛糞等の地域資源を活用して、BMW 技術による良質な堆肥の製造を委託する	6,383	6,973

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
土佐山地域振興課	夢産地とさやま開発公社公益事業費補助金	有機農業等による付加価値性の高い農業の実証と営農普及、農産物の受託販売などを行うことで、中山間地農業の多くを占める高齢農家や小規模農家の営農活動を支え、耕作放棄地化の防止と農家所得の向上を図る	20,000	20,000
土佐山地域振興課	ユズ産地化対策事業費補助金	市のユズの生産振興を目的とする旭食品株式会社等とのパートナーズ協定により、同社からの5年間にわたる総額5百万円の協賛金を基に、高知市中山間地域のユズの産地化を目指してユズ生産の振興に取り組む	1,000	1,000
土佐山地域振興課	中山間地域農産物加工施設整備事業費補助金（繰越明許）	土佐山夢産地パーク内のガラスハウスを有効活用し、四方竹の加工場及び夢産地とさやま開発公社が実証栽培を行う有機ショウガを使ったジンジャーエールや惣菜などの加工場を整備することと、これにより、中山間地域で生産される農産物の付加価値を高めるための6次産業化の推進を図る	-	4,936

②新たな水田農業への取組

食料自給力向上への取組、需要に応じた米の生産の課題に対して、米の生産数量目標に即して生産を行った農家に対し、所得補償制度が円滑に実施できるよう支援、「新規需要米（米粉用・飼料用・WCS用稲）」への取組や有利な野菜類導入による裏作の営農類型の確立、低コスト生産に向けた取組の推進、粒食文化の継承と消費者ニーズに合った米粉料理の研究の推進、消費者に対する食育の促進に取組む施策であり、主な事業は以下のとおりである。

（単位：千円）

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	農業者戸別所得補償制度推進事業費	米の需給調整にかかる事務費及び高知市農業再生協議会が行う農業者戸別所得補償制度の推進事業に対する補助金	10,500	8,737
農林水産課	こうち農業確立総合支援事業費補助金（再掲）	地域の特性を活かした農業の確立を目的とし、自主的・主体的に推進する農業生産活動等にかかる農業振興施策の実施に要する経費に対する補助金	14,564	14,416
春野地域振興課	経営所得安定対策推進事業費	国が実施する経営所得安定対策と併せて、地域の特性を活かした品目への転換などを促進し、水田経営の収益性の向上及び水田の有効活用を図る	2,976	2,941

③ECO 農業の推進

環境に配慮し負荷を低減する農業へ取組むため、鏡川源流域を中心とした有機・無農薬等の ECO 農業の推進、耕畜連携等による堆肥や稲わら等の活用の推進、農業生産資材廃棄物や家畜排泄物の適正処理の推進、天敵利用や防虫ネット等を組み合わせた IPM 技術の普及などの減農薬・減化学肥料栽培等の推進、地産地消の推進を取組む実施施策であり、主な事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

所管課	事務事業名	事務概要（目的等）	平成 26 年度	
			予算	決算
農林水産課	有機市民農園管理運営費	長浜宇賀地区に開設した有機市民農園の管理運営費	1,339	1,272
農林水産課	農業用廃プラスチック処理推進対策事業費補助金	農業用廃プラスチックの処理費の一部を助成することにより、農家の負担を軽減し、施設園芸の振興を図る	618	550
春野地域振興課			1,066	1,052
農林水産課	環境保全型農業推進事業費補助金	環境に対して負荷の少ない農業を推進するために行う技術、機械等の導入に対して支援を行う	589	549
春野地域振興課			1,329	920
農林水産課	環境保全型農業直接支援対策事業費交付金	地球温暖化防止や生物多様性の保全など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し直接支援を行う	1,780	1,853
春野地域振興課			395	213

2. 監査の結果及び意見について

(1) 個別事項

1) 食肉センター運営費負担金、食肉センター経営改善支援負担金について

①概要

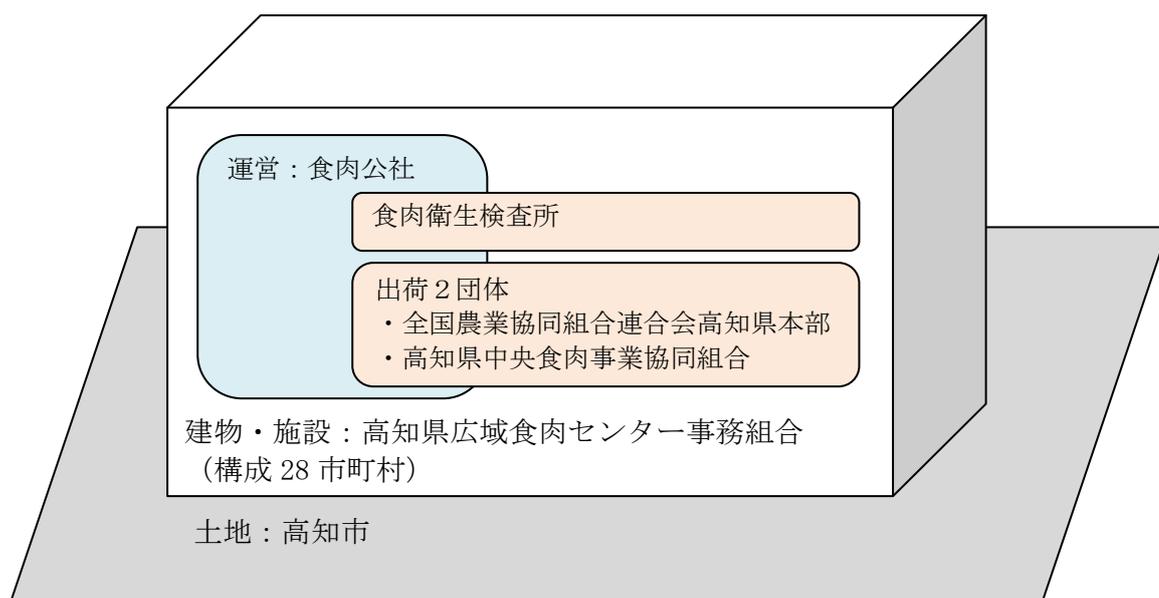
高知県広域食肉センター（以下、「食肉センター」という。）は、高知県広域食肉センター事務組合（以下、「事務組合」という。）が高知市の市有地を借上げて建設され、その食肉センターの運営は、一般社団法人高知県中央食肉公社（以下、「食肉公社」という。）が事務組合から委託を受けて担っている。

なお、事務組合は、高知市を含む県内の28市町村から構成されている団体である。

高知市は、事務組合の運営費及び食肉公社の赤字補てんのため、事務組合の他の構成市町村とともに運営費負担金を支払っている。食肉センターでは、食肉公社がと畜解体業務を行っており、同センター内には食肉衛生検査所がある。

また、同センター内において、事務組合は、食肉公社、食肉の出荷団体である全国農業協同組合連合会高知本部及び高知県中央食肉事業協同組合に対して事務所を賃貸している。

上記を図示したものは以下のとおりである。



	所有者	権原	借受者又は使用者
土地	高知市	使用貸借	高知県広域食肉センター事務組合
建物 ・設備	高知県広域食肉センター 事務組合	使用許可	一般社団法人高知県中央食肉公社 全国農業協同組合連合会高知県本部 高知県中央食肉事業協同組合

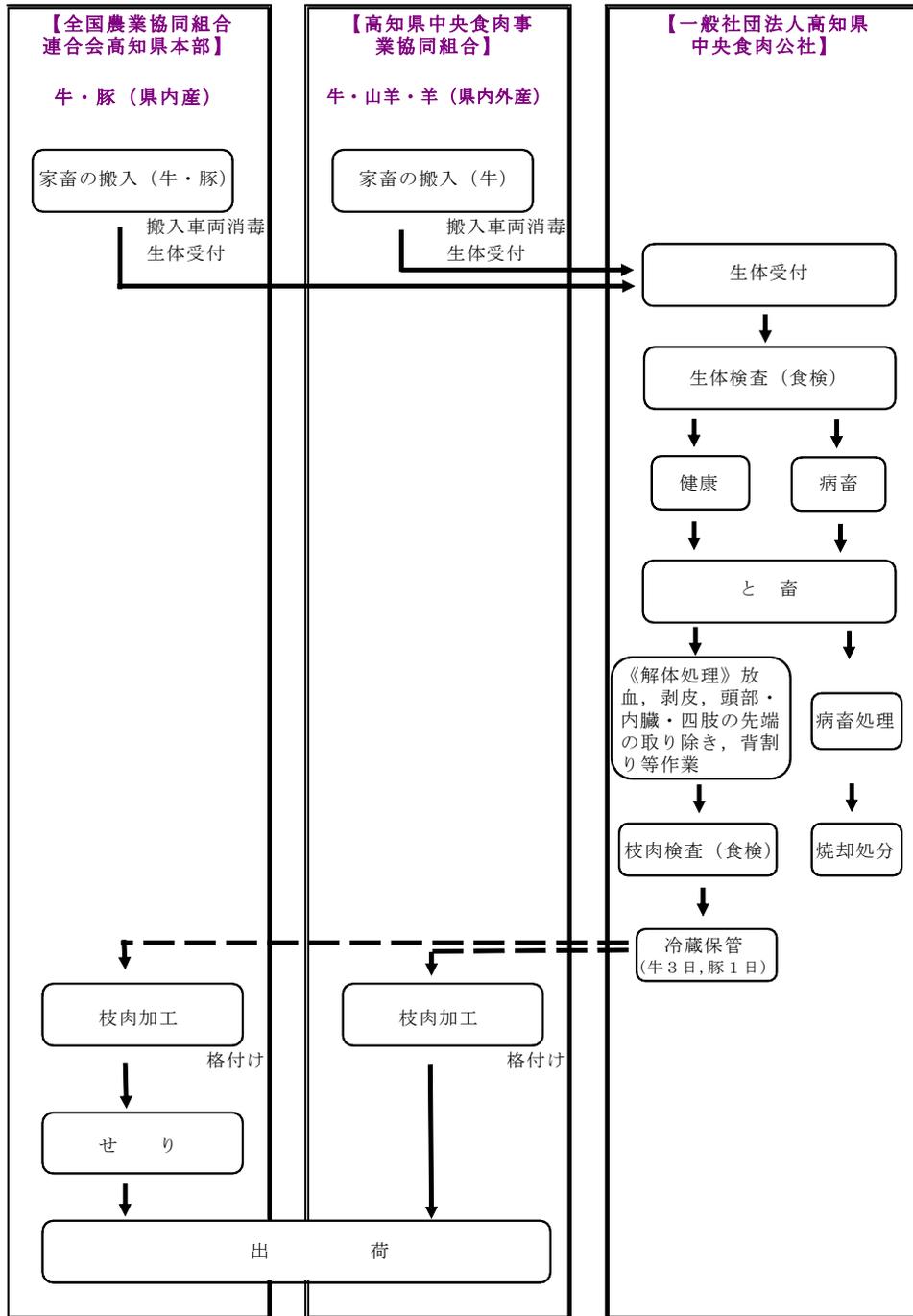
食肉公社の取引の流れは、全国農業協同組合連合会高知県本部が県内畜産業者から、牛・豚を仕入れ、食肉公社でと畜解体し、その枝肉等を全国農業協同組合連合会高知本部が販売することになる。

また、高知県中央食肉事業協同組合は、県内外の畜産業者から牛等を仕入れ、食肉公社でと畜解体し、その枝肉等を高知県中央食肉事業協同組合が販売することになる。

上記の取引の流れを図示したものは以下のとおりである。

【取引の流れ】

高知県広域食肉センターの処理の流れ



ア) 直近の決算状況

食肉公社の直近までの決算の状況は以下のとおりである。

県内及び県外からの処理動物の確保が出来ず、当期純損失が継続している状況であり、平成 26 年度においては債務超過となっている。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸借対照表					
流動資産	13,408	13,039	14,877	10,860	10,584
固定資産	8,663	4,634	679	430	181
資産計	22,071	17,674	15,556	11,291	10,765
流動負債	5,625	5,375	7,679	6,358	13,083
固定負債	1,051	-	-	-	-
負債計	6,676	5,375	7,679	6,358	13,083
正味財産等 (資本等)	15,395	12,299	7,877	4,933	△ 2,317
(内基本財産)	67,540	67,540	67,540	67,540	67,540
損益計算書					
収益	98,074	106,293	106,633	110,102	111,660
(内負担金補助金)	16,963	25,770	22,900	22,365	26,561
費用	108,461	109,389	111,055	113,047	118,911
当期純損失	△ 10,386	△ 3,096	△ 4,421	△ 2,944	△ 7,250

(出典：食肉公社決算書)

イ) 過去の収支状況と支援額

市は、事務組合の構成員であり、現在の市の負担割合は平成 22 年の国勢調査確定値の人口比率によって、51.25%と取り決められている。食肉公社の過去の収支差額と支援額は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	運営収支			支援			高知市 土地 使用料 減免分
	収入	支出	収支差額	全農高知・ 食肉 事業組合	事務 組合	内、市 負担分	
H15	85,315	99,184	△ 13,868	6,934	6,934	3,240	10,000
H16	92,917	106,789	△ 13,871	6,935	6,935	3,269	10,000
H17	93,076	107,931	△ 14,855	7,196	7,659	3,611	10,000
H18	92,936	107,024	△ 14,088	7,044	7,044	3,379	10,000
H19	92,824	104,777	△ 11,953	5,976	5,976	3,000	10,000
H20	88,059	108,350	△ 20,291	8,000	12,291	6,171	10,000
H21	90,445	107,408	△ 16,963	8,000	8,963	4,500	10,000
H22	80,060	103,330	△ 23,270	8,000	15,270	7,666	10,000
H23	79,471	105,361	△ 25,889	8,000	16,400	7,785	10,000
H24	83,733	107,099	△ 23,365	8,000	15,365	7,873	10,000
H25	87,737	112,798	△ 25,061	8,000	17,061	8,744	10,000
H26	85,099	118,662	△ 33,563	8,000	21,980	11,264	10,000

(出典：農林水産課作成資料)

ウ) 処理頭数の推移

食肉センターにおける高知県下の処理頭数は、以下のとおりであり、減少傾向にある。食肉公社の損益及び収支差額は、処理頭数と比例的な相関関係にあることから、減少傾向に歯止めをかけ、処理頭数増加を実現することが食肉公社の経営改善にとって最重要課題であることが窺える。

(単位：頭)

年度	高知市		高知県	
	牛※1	豚※2	牛	豚
平成15年度	3,306	6,757	4,574	87,827
平成16年度	3,494	6,675	4,784	88,907
平成17年度	3,564	6,781	4,893	86,376
平成18年度	3,655	6,286	4,928	87,069
平成19年度	3,688	5,418	4,994	91,106
平成20年度	3,634	3,284	4,965	94,333
平成21年度	3,904	2,796	5,116	96,592
平成22年度	3,380	3,720	4,751	97,364
平成23年度	3,227	4,668	4,418	97,416
平成24年度	3,441	4,899	4,466	101,265
平成25年度	3,551	4,583	4,598	102,519
平成26年度	3,256	4,355	4,372	102,209

(出典：農林水産省 畜産物流通調査 と畜数及びと畜場数累年統計、公社作成)

※1馬の処理頭数を含む

※2ヤギの処理頭数を含む

エ) 改善計画及び実際の予算実績対比

平成4年度以降赤字に陥っている食肉センターについて、有識者や食肉公社役員等も含めた食肉センターあり方検討委員会を開催し「高知県広域食肉センターの今後のあり方に関する提言」が出されている。提言では平成17年度をめどに示された短期対策と長期対策を、現状の整理、法整備などの環境の変化を踏まえて運営面の対策、施設の老朽化対策について言及されている。この中で、「高知県中央食肉公社再建計画」が策定され、存廃に関する決断を迫るとともに、少なくとも食肉公社の経営改善策を提言している。

平成12年度の改善計画では、以下のとおり予定されていた。

(単位：千円)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17
事業収入	130,004	150,569	153,644	153,644	153,644	153,644
事業外収入	36,640	200,010	4,010	4,010	4,010	4,010
収益合計	166,644	350,579	157,654	157,654	157,654	157,654
一般管理費	80,999	75,504	67,390	64,509	64,628	61,434
事業管理費	70,290	66,445	68,344	68,344	68,344	68,344
公益事業	-	-	-	-	-	-
事業外経費	15,355	212,422	27,323	27,318	27,201	24,529
費用合計	166,644	354,371	163,057	160,171	160,173	154,307
純損益	0	△ 3,792	△ 5,403	△ 2,517	△ 2,519	3,347

その後、あり方検討委員会を再度平成 15 年度に開催し、同年 9 月に提言が行われている。提言の中で「食肉センターは、畜産業の振興、獣畜の適正処理等のため、消費者、生産者、流通業者等にとって重要な役割を担う施設であり、今後も存続することが必要である」とし「その運営を取り巻く環境は厳しい状況であり、平成 15 年度からの予算措置など、事務組合構成 28 市町村、事務組合議会、高知県等関係機関、関係団体等の一層の協力をもって、食肉センターの運営の安定化に取組まれない」とされている。

これらの取組方針、施策に対し、平成 15 年度から平成 26 年度までの予算実績対比は以下のとおりである。すべての年度で収支差額は赤字となっており、全く改善が見られていない。収入予算に対して実績がついてきていないことが全体赤字の主原因となっており、一方で支出も予算から削減させている点を勘案すると、食肉公社による効率化には限界があり、抜本的な収益改善策がない限り、収支差額が黒字化することがないことを示唆している。

(単位：千円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
事業収入	84,685	92,287	91,982	92,925	92,788	88,031
事業外収入	22,747	19,389	16,654	16,721	15,175	13,032
収益合計	107,432	111,677	108,637	109,646	107,963	101,063
一般管理費	38,207	45,763	41,522	42,463	38,782	39,797
事業管理費	60,927	60,976	66,359	64,511	65,945	68,502
公益事業	50	50	50	50	50	50
事業外経費	16,148	16,097	13,640	14,608	11,918	9,238
費用合計	115,333	122,887	121,572	121,632	116,696	117,588
純損益	△ 7,901	△ 11,210	△ 12,935	△ 11,986	△ 8,733	△ 16,525

(単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
事業収入	90,439	80,056	79,469	83,731	87,734	85,097
事業外収入	21,348	18,017	26,823	22,902	22,368	26,563
収益合計	111,788	98,074	106,293	106,633	110,102	111,660
一般管理費	39,812	39,096	38,784	39,313	39,479	44,937
事業管理費	67,546	64,183	66,526	67,736	73,269	73,675
公益事業	50	50	50	50	50	50
事業外経費	11,161	5,130	4,028	3,955	248	248
費用合計	118,570	108,461	109,389	111,055	113,047	118,911
純損益	△ 6,782	△ 10,387	△ 3,096	△ 4,422	△ 2,945	△ 7,251

②監査の結果及び意見について

ア) 食肉センターのあり方に対する市としての関与について（意見）

食肉センターについて、平成 15 年度に開催されたあり方検討委員会を経て、食肉公社の効率化を中心とした経営努力等は実施されたものの、平成 15 年度以降、食肉公社の経営状況は赤字を継続的に計上し、全国農業協同組合連合会高知県本部、高知県中央食肉事業協同組合及び事務組合からの財政支援は増加の一途をたどっている。さらに、市としては事務組合に対して事務組合運営費及び施設老朽化対策として約 3.5 百万円を負担している。これに加え、市は土地を無償貸与しており、本来であれば得られる 10 百万円の賃借料も実質的に市が負担している状況が継続している。これらを合計すると、市はここ数年、食肉センターの存続のため実質的に年間約 25 百万円から約 30 百万円の財政的負担をしている。

また、現状の食肉公社の経営指標から、損益分岐点を所管課が試算した結果、補助金、負担金に頼らない自立経営を行うためには、約 4,500 頭もの牛の追加と畜が必要となる。この数値は高知県全体の牛のと畜数を上回っており、非現実的と言わざるを得ない。

このような状況であるにもかかわらず、平成 15 年度の提言以降、事務組合は、食肉公社の抜本的な経営改善策の検討をしないまま、食肉センターが公設のと畜場としての必要な役割を担う施設であることを重視し、運営している食肉公社への財政支援はやむを得ないと判断としてきたところである。この意思決定に従い、事務組合の構成団体としての市は、事務組合により決定された人口比に基づく負担を続けている。

本来であれば、事務組合は、平成 15 年度の提言に基づく計画をモニターし、適時に再度あり方等について検討する必要があるがあった。事務組合の一構成団体として市としても、財政負担に見合う便益があるのかという観点から、事務組合に対して負担の適正化を求めていく必要があると考えられる。

食肉センターにおける外部環境の厳しさ、利害関係者による経営のモニタリング状況や意見提言の甘さから勘案すると、食肉公社の経営を改善することは、困難な状況にある。また、食肉センターの施設の老朽化が進んでおり、食肉センター経営を今後も継続するためには、センターの建替えが必要となる。

事務組合を中心とした利害関係者は、これらの問題点を短期的課題（食肉公社の運営資金不足への対応）と長期的問題（食肉センターの今後のあり方）として捉え、当該問題・課題の解決を図るべく、平成 27 年 5 月より事務組合構成市町村による担当者会や出荷団体とのヒアリングを実施している。短期的課題に対しては、食肉公社理事会から経営健全化計画（3 か年）を提出させているが、食肉公社自身の努力による経営改善の余地は最早ないものと結論付け平成 30 年度までの収支計画は赤字とされている。長期的問題については、平成 28 年 2 月にあり方検討委員会を設置し、平成 29 年 2 月ごろを目途として、建替えないし、廃止等の結論を出すこととしているが、建替えには数十億円の資金を要するといわれている。

食肉センターについては、平成 15 年度に確認された「食肉センターは、畜産業の振興、獣畜の適正処理等のため、消費者、生産者、流通業者等にとって重要な役割を担う施設である」という意義は変わらないと考えられるが、事務組合の構成員である市としては、経営改善が図られないまま多額の財政支援を余儀なくされてきた事実を踏まえ、食肉センターが今後継続する場合の市の負担額を客観的かつ定量的に推計し、畜産業の振興、獣畜の適正処理という食肉センターの意義と比較衡量の上、あり方に関して冷静かつ厳しい意見を述べていく必要がある。仮に存続するという結論が出され、市もそれに従うのであれば、市民に対し今後の負担額について説明し理解を得たうえで実行する必要がある。

2) 農業経営基盤強化促進対策事業費について

①概要

農業者の経営基盤の強化に向けて、高知市担い手育成総合支援協議会事業、人・農地プランの推進、青年就農給付金推進事業、青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金交付事業を実施している。

ア) 高知市担い手育成総合支援協議会事業について

平成 17 年 3 月に国が策定した「食料・農業・農村基本計画」において、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及び、これを目指して経営改善に取り組む農業経営）の明確化と支援の集中化・重点化が打ち出され、明確化した担い手の支援のため、これまで関係機関・団体それぞれが行っていた担い手関係対策や農地流動化対策等をより効果的に行うため、市町村・農業委員会・JA 高知・農業振興センター等を会員として設立された地域担い手育成総合支援協議会が設立された協議会の活動費を負担している。

イ) 人・農地プランについて

人・農地プランとは、地域の人と農地の問題を解決するための未来の設計図である。具体的には、①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、②中心となる経営体へどうやって農地を集積するか、③中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家）（自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）をどうするか、の3点について地域での話し合いによって決定する。

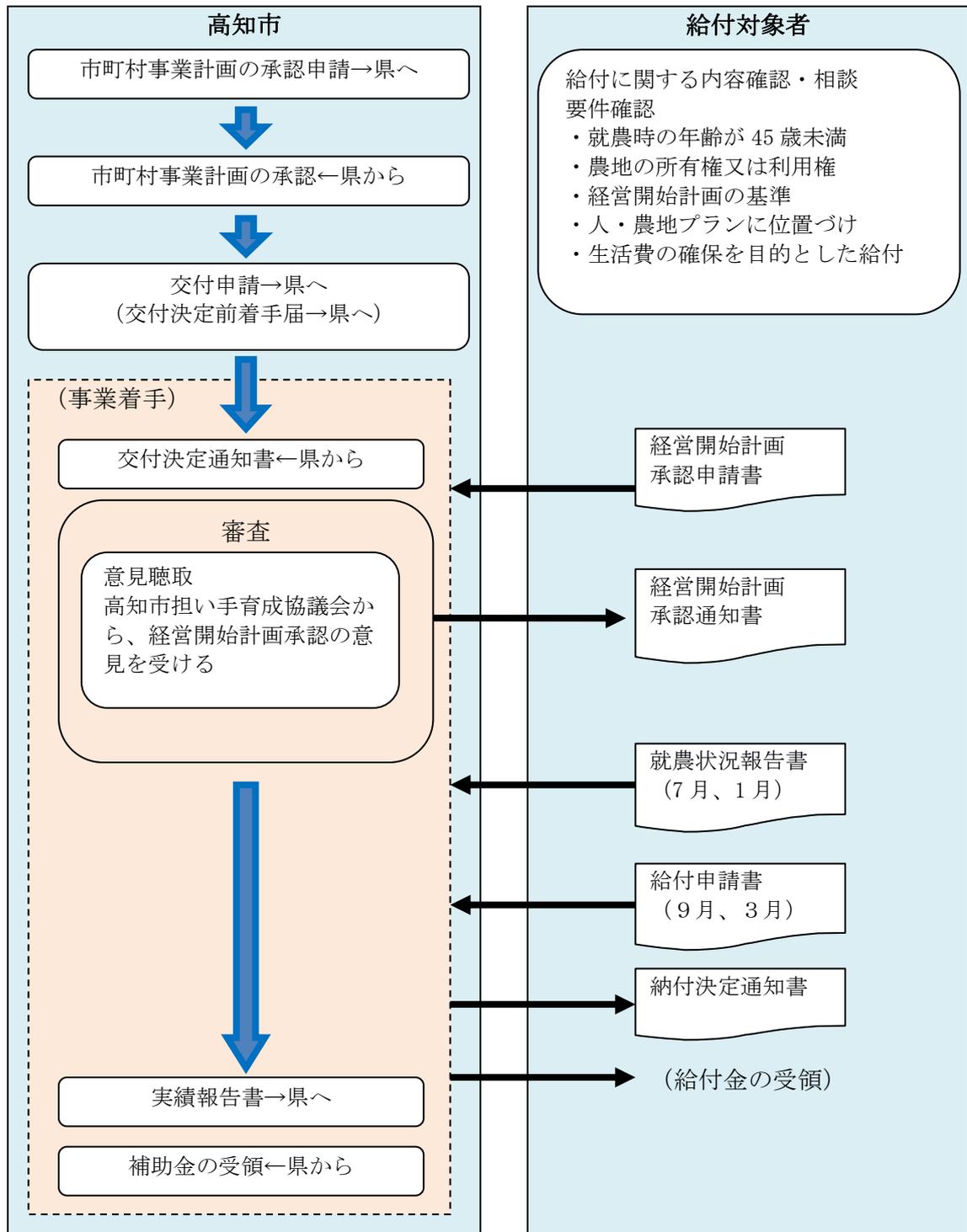
高知市地域で作成されたプランについては、高知市人・農地プラン検討委員会が協議の結果を取りまとめ、審査・検討した後に市が策定する。

人・農地プランに位置づけられると、青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金（経営転換協力金）、スーパーL資金の金利負担軽減措置等の制度を受けることができる。

ウ) 青年就農給付金推進事業について

新規就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、最大150万円を給付する事業で、給付者は高知市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱第2条の要件をすべて満たした場合に受給することができる。

【青年就農給付金の申請から給付までの流れ】



【高知市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱第2条（抜粋）】

- (1) 農業経営の全部又は一部を継承しない場合 次のアからカまでに掲げる要件の全てを満たす者
- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 45 歳未満であり、農業経営者になることについて強い意欲を有していること。
 - イ 次の（ア）から（オ）までに掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - （ア）農地の所有権又は利用権を給付対象者が所有し、又は賃借していること。
 - （イ）主要な農業機械及び施設を給付対象者が所有し、又は賃借していること。
 - （ウ）生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷し、又は取引すること。
 - （エ）給付対象者の農産物等の売上及び経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - （オ）給付対象者が、農業経営に関する主宰権を有していること。
 - ウ 第4条に規定する青年等就農計画が次の（ア）及び（イ）に掲げる基準に適合していること。
 - （ア）農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - （イ）計画の達成が実現可能であると見込まれること。
 - エ 人・農地問題解決加速化支援事業要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する人・農地プラン（以下、「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - オ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として実施要綱別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
 - カ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。
 - キ 平成21年4月以後に農業経営を開始した者であること。
- (2) 農業経営の全部又は一部を継承しようとする場合、継承しようとする農業経営に従事してから5年以内に農業経営を継承し、開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始したものをいう。）と同等のリスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市長に認められること。この場合において、前号イ（ア）及び（イ）の「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、同号イ（ウ）及び（エ）の「給付対象者」を「給付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

青年就農給付金（経営開始型）の受給者所得の計画と実績は以下のとおりである。

【給付実績】

（単位：千円）

受給者	夫婦	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
1	○	475	△1,140	1,391	833	3,164	1,952	
2		4,770	524	4,770	△1,091			
3		550	186	601	1,160	1,461	185	
4		1,420	343	2,530	695			
5	○	1,720	1,312	2,120	△953	2,420	1,065	
6		1,800	415	1,800	1,360	2,200	2,196	
7		1,780	1,267	70	1,359	2,930	1,795	
8				338	△1,074	3,104	△2,091	※
9						1,040	1,295	
10	○					714	208	
11				1,409	0	2,435	15	
12						380	△3,119	※
13						709	706	
14						288	△1,232	※
15						371	△815	※
16						1,072	207	

※有機栽培を実施しており、販路の確保が難しいため、所得がマイナスとなっており、平成26年度においては、有機栽培以外では所得が発生している。計画値は目標値のため、変更はされないため、計画と実績が乖離している受給者が多くなる。

エ) 農地集積協力金について

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者に、協力金を交付する事業を実施している。

具体的には、①土地利用型農業から経営転換する農業者、②農業部門の減少により経営転換する農業者、③リタイアする農業者、④農地の相続人のような農地の出し手を対象としている。

②監査の結果及び意見について

ア) 青年就農給付金（意見）

農業所得が2期連続でマイナスとなっているような事例がある。所得がマイナスになっている農業者は主に有機栽培で、一定の規格と量の確保が要求されるJA高知を通しての販売は難しく、販路は独自で開拓しなければならないが、安定した供給ができないことから、販路の確保が難しい状況にある。

しかし、市の対応としては、技術指導等の生産面での支援のみで、販路は市全体としての販売促進施策は実施しているが、個別の販路に関する支援はされていない。

新規就農意欲を喚起し、就農後の定着及び農業経営の安定化を図る目的を達成するため、有機栽培等の小ロット生産者に対しても販路の確保等により、継続的に支援を実施することが望まれる。

イ) 就農状況報告書（意見）

高知市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱第11条において、受給者は、受給期間及び受給期間終了後3年間（以下、「報告義務期間」という。）は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況を所定の就農状況報告書により市長に提出しなければならないとされている。

しかしながら、受給期間が終了した2名について、報告義務期間に就農状況報告書が提出されていない状況にある。

市担当者は、受給者を訪問し、農業を継続していることの確認、報告義務期間は就農状況報告書の提出が必要なことを説明しているが、改善されていない。

報告義務が課せられた趣旨として、受給期間終了後も継続的に農業経営が行われているかモニターすることでその後の給付金のあり方に役立てる等、様々あるはずであるが、当該状況が継続する場合は、そのような制度の趣旨に反することになる。

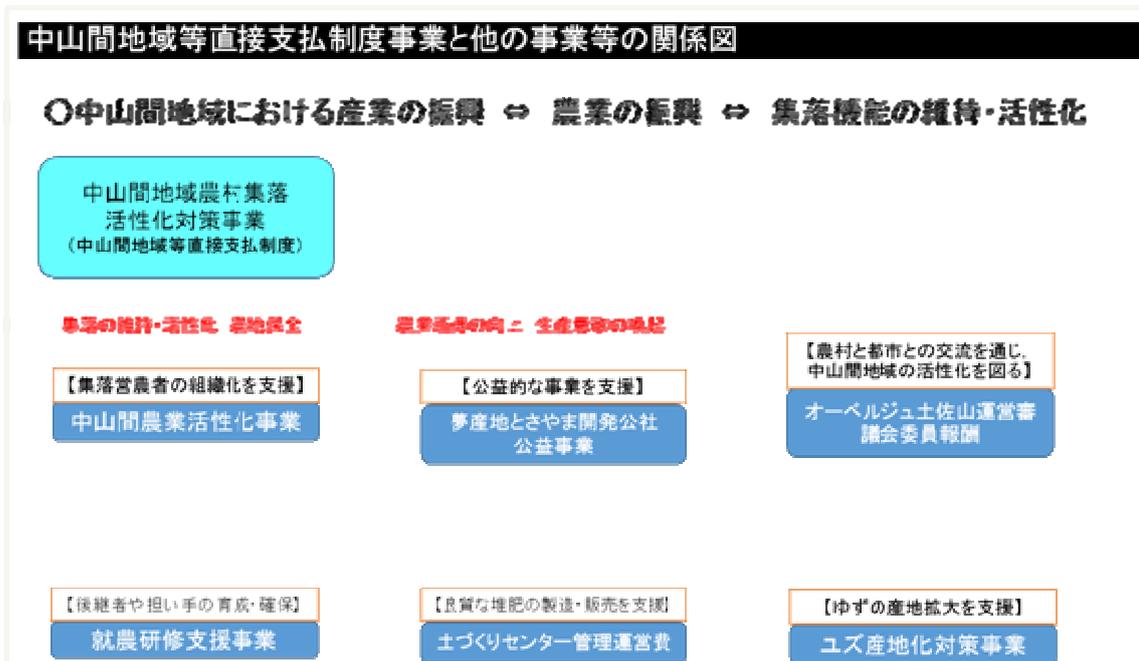
そのため、就農状況報告書が提出されていない理由を把握し、対応策として、例えば、報告用様式を定型化する、市担当者がヒアリングを実施し就農報告書を作成する等により、就農状況報告書の提出を促すことが望まれる。

3) 中山間地域農村集落活性化対策事業について

①概要

耕作放棄の発生を防止し、国土保全・水源涵養等の多面的機能（食料供給、水源の涵養、洪水防止等）の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する「中山間地域等直接支払制度」が実施されており、当該事業を市でも活用し、中山間地域等の農業・農村がもつ多面的機能の確保及び健全な農地、農村の維持を図ることを目的として支援している重要な役割を果たす事業である。

市では、当該事業を柱に、各事業（担い手の育成、農業生産の維持、農業所得の向上、集落の維持・活性化）が相互に補完しながら中山間地域での農業を主とする振興を形成することにより、農業の保全、振興及び中山間地域の活性化が図られている。



(出典：土佐山地域振興課)

【土佐山地域の人口と年齢構成】

(単位：人)

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	総数	1,083	1,053	1,044	1,032	1,021	1,006
	男	543	523	513	504	501	495
	女	540	530	531	528	520	511
年齢構成	0～14歳	89	86	87	87	88	88
	15～64歳	586	583	580	561	548	530
	65歳以上	408	384	377	384	385	388

(注) 人口、年齢構成は4月1日現在を使用している。

(出典：高知市住民基本台帳)

ア) 中山間地域等直接支払制度

【背景】

中山間地域においては、高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行し、農業生産や集落機能を維持するうえで厳しい状況にある。

また、食料・農業・農村基本法では、中山間地域等においては、農業生産活動が継続されるよう生産条件の不利を補正するための支援を行う旨を規定し、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度を開始している。

なお、平成 27 年度から第 4 期対策（平成 27 年度から平成 31 年度）が開始され、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されることになる。

【実施内容】

集落等を単位とする取決め協定を締結し、これにしたがって 5 年以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、単位面積あたり一定額を交付する仕組みである。

単価は、中山間地域と平地との生産条件格差の範囲内で設定されている。

協定には、適正な農業生産に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載している。これに加えて農業生産活動等の体制整備のためのより前向きな活動を協定に位置づけた場合には交付単価の 10 割を交付している。

ただし、5 年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って協定農用地についての交付金の全額を返還することになる。

【実施状況（全国）】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
協定数	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078
交付面積 (ha)	662,356	677,633	682,404	686,845	687,220
協定参加者数 (人)	590,983	608,471	613,317	615,951	614,421
交付市町村数	985	993	993	996	998
交付金額 (百万円)	51,974	53,280	53,845	54,086	54,175

(出典：中山間地域等直接支払制度をめぐる事情 農林水産省)

【実施状況（高知市）】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
協定数	41	42	42	42	42
交付面積 (㎡)	4,247,047	4,575,219	4,591,063	4,590,657	4,590,908
協定参加者数 (人)	628	650	651	651	651
交付金額 (千円)	55,657	59,740	59,764	59,623	59,608

(出典：高知市中山間地域等直接支払制度・集落協定対象農用地資料)

【協定農用地】



イ) 一般財団法人夢産地とさやま開発公社

【概要】

中山間地域における農業生産を維持させるため、一般財団法人夢産地とさやま開発公社が行う、中山間地域の特性を活かした有機農業の普及や新規作目導入のための実証栽培、販路拡大、農家に対しての普及活動、不耕作農地の管理などの、農地の保全と農家所得の向上につながる公益的事業を行っている。

中山間地域では、主幹産業である農業が集落機能を維持している側面があり、公社設立当時から JA 高知市が行う系統から外れる。業者の支援や、急傾斜・狭小地の農地といった生産条件の悪い中山間地域における農業振興に対して、JA 高知市や行政に代わって中間支援機関としてその役割を担っている。合併後もその活動範囲を市の中山間地域に広げ、不採算部門である公益的な事業を継続し、中山間地域の多くを占める小規模・高齢農家を支えてきた。高齢化や若年層の農業離れ、耕作放棄地の増加等、今後懸念される中山間地農業の衰退に歯止めをかける取り組みとあわせて、集落の維持と中山間地域の振興に繋げるために継続した支援が必要となる。

【決算推移】

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収益	81,077	132,935	115,849	148,541	133,387
費用	75,293	126,890	111,542	143,552	132,266
税引前当期一般正味財産増減額	5,784	6,045	4,307	4,989	1,121

(出典：一般財団法人夢産地とさやま開発公社 正味財産増減計算書)

ウ) オーベルジュ土佐山を中心とした集落経営の仕組み

【概要】

オーベルジュ土佐山は、地域と歩む施設として平成 10 年に整備し、指定管理者が運営を行っている。

オーベルジュ土佐山は、地域の交流拠点として地域資源の活用や雇用の創出など、地域との連携を強化しながら、農村と都市との交流を通じた中山間地域の活性化と住民福祉の推進に資する施設として大きな役割を果たしている。

【決算推移】

(単位：千円)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
売上高	180,784	169,511	176,079	175,254	160,007
売上総利益	137,194	125,370	132,041	132,023	123,079
営業利益	10,945	3,922	4,436	3,522	4,294

(出典：オーベルジュ土佐山事業報告書)

【利用状況】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
宿泊利用人数 (人)	7,329	6,590	6,718	6,689	5,746
ダイニング利用人数 (人)	5,612	7,311	7,912	8,047	7,567
地元食材仕入状況 (千円)	5,776	5,495	4,837	4,540	3,931

(出典：オーベルジュ土佐山事業報告書)

エ) 土づくりセンター管理運営費

【概要】

地域から排出される家畜ふん等を原料に資源循環型農業の推進を図るために、良質の堆肥の生産を行い中山間地農業の振興に役立てる。

堆肥の販売数量と販売実績は以下のとおりである。

【販売数量と販売実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
販売数量 (kg)	195,135	230,830	126,378	112,801	224,598
販売実績 (千円)	2,648	4,050	2,744	3,539	5,003

(出典：一般財団法人夢産地とさやま開発公社)

オ) 中山間農業活性化事業費補助金

【概要】

高知市中山間地域の農業振興のため、集落営農組織の取組や、小規模グループ・集落等が取り組む、農業の生産性を高め、農業所得の向上につながる主体的な事業等に対し支援するための補助金である。

中山間地域の農地は棚田が多く生産効率性が悪いうえ、基盤整備の遅れなどから、担い手不足と小規模・高齢農家の増加等によって農地の荒廃化が進んでいる。また、農産物の価格低迷や労働力不足、有害鳥獣による被害増大などから、生産意欲の減退もみられることから、これらの課題に対応するための当該事業の取組は欠かせない。

特に中山間地域等直接支払制度の有機的な活用を図るうえにおいても、当該事業を効果的に活用して、中山間地域における農業・農村を支える仕組みづくりに繋げていく必要がある。

カ) 就農研修支援事業費補助金

【概要】

中山間地域の農業における後継者不足は深刻な問題であり、これに対応するため、国及び県の補助事業を活用し、新規就農研修の受け入先である一般財団法人夢産地とさやま開発公社や新規就農を希望する研修生に補助金を交付し、地域農業の担い手の育成を行うことで、中山間地域の農業・農村の維持を図ることを目的とした補助金である。

キ) ユズ産地化対策事業費補助金

【概要】

市のユズの生産振興を目的とする生産組合、市、旭食品(株)の3者による協定により、旭食品(株)から5年間(第2期対策・平成25年度から平成29年度)にわたる総額5,000千円(毎年1,000千円)の協賛金を基に、中山間地域全域のユズの産地化を目指してユズの生産拡大に取り組む。

年間生産量1,000トンを目標に、市ではユズ専門の営農指導員1名を配置している。

ユズの生産数量と栽培面積、生産農家の推移は以下のとおりである。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生産数量 (t)	763	1,200	799	899	623	916	594	1,030
栽培面積 (ha)	52.0	54.0	55.0	57.0	57.3	57.5	58.0	58.0
生産農家 (戸)	126	146	166	185	187	188	191	201

(出典：JA 高知市)

②監査の結果及び意見について

ア) 中山間地域活性化に関する全般的な目標設定について（意見）

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の農業・農村がもつ多面的機能の確保及び健全な農地、農村の維持を図ることを目的とした重要な役割を果たす事業である。

中山間地域等直接支払制度は、協定農用地面積を原則5年間は確保する条件があり、継続農家が肩代わりを広げることにより、協定農用地面積を維持している。

現状、新規就農者や継続農家等の後継者問題があり、将来を支える人材が不足していく中で、当該制度は後継者問題が解消されない場合、制度維持にしかならず、本来の目的から外れることになるという課題がある。

この課題と中山間地域等直接支払制度の目的を達成するために、中山間地域等直接支払制度事業と他の事業の関係図に記載されているとおり、複数の事業が当該制度を支える関係となっている。

中山間地域等直接支払制度を支える個々の事業は、目標を設定しているが、十分に目標を達成している状況ではなく、中山間地域という平地より不利な条件等もあり早急に解決できない事情があり、個々の事業で評価した場合、目標を十分に達成できていないことや、明確な目標指数が無い場合に事業の評価を検証することが困難であることなどを理由に、事業の廃止等誤った判断がなされる恐れがある。

しかし、個々の事業は、上述のとおり中山間地域等直接支払制度を中心とする有機的な関係にあるとともに、中山間地域等直接支払制度を支える必要不可欠な事業であるため、個別評価により誤った判断がなされると、中山間地域等直接支払制度の存続に影響を及ぼすことになり、これまで実施してきた中山間地域活性化を企図した制度全体が崩壊する恐れがある。

そのため、個々の事業の評価ではなく全体として評価すべきと考えられる。

中山間地域等直接支払制度の目的を達成するため、中山間地域農村集落活性化対策事業全体の明確な中長期的な目標を設定したうえで、当該目標に向かって支える個々の事業について、中山間地域活性化の全般目標との関連性・相関性の観点から目標を設定し、課題を解決する取組を実施することが望まれる。

4) 園芸農業レンタルハウス整備事業について

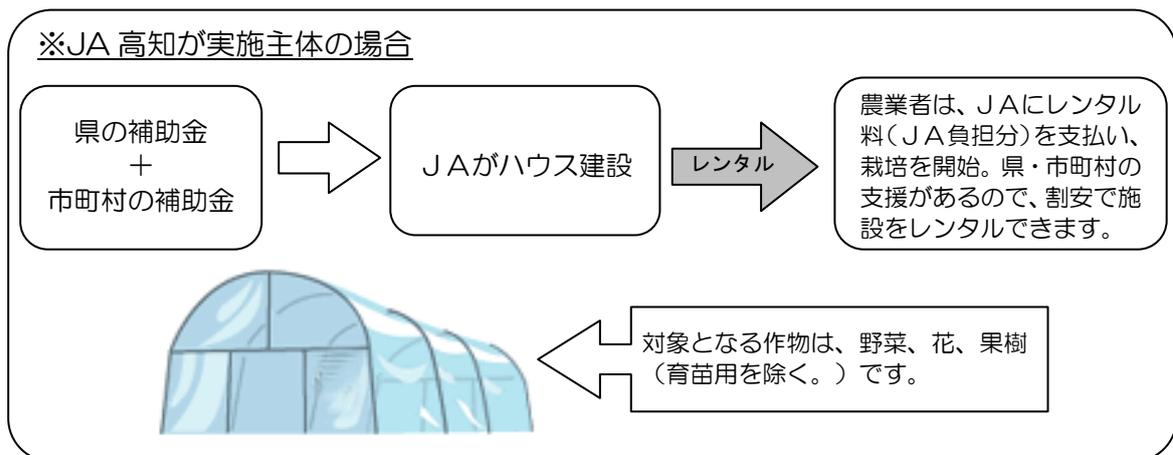
①概要

ハウス園芸に取り組みたい新規就農者(5年目まで)や新たにハウス園芸に取り組みたい農業者、ハウスの規模拡大を考えている農業者、15年以上経過したハウスの高度化(建替え)を考えている農業者等を対象に JA 高知が建設するレンタルハウスに係る費用に対し、市及び高知県で補助することにより、農家の初期投資を軽減し、施設園芸の振興を図ることを目的とした事業である。

当該事業は、第 11 次高知市農業基本計画(平成 22 年度から平成 26 年度)に園芸産地の育成のための事業として位置づけており、本市農業の基幹となる担い手の経営安定と所得向上のほか、将来の担い手となる新規就農者を支援することにより、園芸産地の維持・拡大が図られている。

ア) ハウスをレンタルする場合のしくみ

事業実施主体が JA 高知の場合、JA 高知がハウスを建設する。農業者は、ハウス建設費から県及び市の補助金を差し引いた額を、レンタル料総額(一部管理料を含む)として、ハウスの耐用年数である 14 年間にわたって JA 高知に支払うことになる。当該事業の仕組みを図示すると以下のとおりである。



(出典：高知県 HP「園芸用ハウス整備事業 PR パンフレット」)

イ) 補助メニューの概要

当該事業の補助メニューは以下のとおりである。

事業区分	補助率	補助限度額	補助対象要件等
研修区分	平坦地：2/3 中山間地域：11/15 中古ハウス活用：1/2	一般ハウス：800万円 軒高・高強度ハウス：1,000万円 中古ハウス活用：450万円	将来、就農又は雇用就農を目指すものの技術取得を図る施設
新規就農区分	平坦地：2/3 中山間地域：11/15	一般ハウス：800万円 軒高・高強度ハウス：1,000万円	新規就農が確実と見込まれる者、新たに施設園芸に参入する者又は就農開始から5年以内の者
規模拡大区分	平坦地：7/12 中山間地域：13/20	一般ハウス：700万円 軒高・高強度ハウス：1,000万円	就農開始から5年以上経過している者で、かつ、規模拡大により経営発展を図る農業者
高度化区分	8/15		既存の園芸ハウスを高度化することで生産性の向上を図る農業者
流動化区分	1/2	450万円	
省エネ区分	8/15	内張開閉装置：110万円 代替暖房設備：300万円	5a以上の既設の園芸ハウスにおける設備

(出典：高知市園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 別表1及び別表2より抜粋)

ウ) 当初予算と実績の推移

当該事業の予算及び実績の推移は以下のとおりである。

事業年度	所管課	当初予算 (千円)	実績 (千円)	差額 (千円)	執行割合 (%)
平成22年度	農林水産課	3,080	2,794	△286	90.7
	春野地域振興課	82,978	49,567	△33,411	59.7
	合計	86,058	52,361	△33,697	60.8
平成23年度	農林水産課	12,565	8,213	△4,352	65.3
	春野地域振興課	82,322	59,948	※ △22,374	72.8
	合計	94,887	68,161	△26,726	71.8
平成24年度	農林水産課	51,007	17,068	△33,939	33.4
	春野地域振興課	22,066	19,274	△2,792	87.3
	合計	73,073	36,342	△36,731	49.7
平成25年度	農林水産課	30,651	10,057	△20,594	32.8
	春野地域振興課	14,516	15,698	1,182	108.1
	合計	45,167	25,755	△19,412	57.0
平成26年度	農林水産課	24,780	15,784	△8,996	63.6
	春野地域振興課	94,505	81,834	※ △12,671	86.5
	合計	119,285	97,618	△21,667	81.8

※3月に減額補正を実施し差額をゼロにしている。

エ) 各事業年度の当初予算と実績の詳細

【農林水産課】

年度	No.	事業区分	地域区分	予算事業量 (a)	予算内訳 (千円)	実績内訳 (千円)	執行割合 (%)
H22	1	新規就農	平坦	10.0	3,080	取下げ	0.0
	2	規模拡大	平坦	5.0	追加	2,794	—
	合計				3,080	2,794	90.7
H23	1	新規就農	平坦	14.0	7,467	8,213	109.9
	2	規模拡大	平坦	7.0	2,858	取下げ	0.0
	3	高度化	平坦	6.0	2,240	取下げ	0.0
	合計				12,565	8,213	65.3
H24	1	規模拡大	平坦	6.0	3,500	取下げ	0.0
	2	規模拡大	平坦	9.6	5,600	4,976	88.8
	3	規模拡大	平坦	10.0	5,833	取下げ	0.0
	4	規模拡大	平坦	20.0	11,666	取下げ	0.0
	5	規模拡大	平坦	10.0	4,083	取下げ	0.0
	6	規模拡大	中山間	7.0	10,725	取下げ	0.0
	7	高度化	平坦	18.0	9,600	6,586	68.6
	8	規模拡大	平坦	9.4	追加	5,506	—
	合計				51,007	17,068	33.4
H25	1	新規就農	平坦	10.0	6,667	取下げ	0.0
	2	規模拡大	平坦	9.6	5,833	取下げ	0.0
	3	規模拡大	平坦	9.6	3,080	取下げ	0.0
	4	高度化	平坦	6.0	3,200	3,733	116.6
	5	高度化	平坦	10.0	5,333	3,644	68.3
	6	高度化	平坦	8.0	2,666	取下げ	0.0
	7	高度化	平坦	7.3	3,872	取下げ	0.0
	8	高度化	平坦	4.7	追加	1,247	—
	9	規模拡大	平坦	1.4	追加	328	—
	10	省エネ	中山間	1.4	追加	647	—
	11	省エネ	中山間	13.7	追加	458	—
合計				30,651	10,057	32.8	
H26	1	省エネ	平坦	18.0	1,056	取下げ	0.0
	2	規模拡大	平坦	13.0	5,308	取下げ	0.0
	3	規模拡大	平坦	23.0	18,416	15,288	87.6
	4	省エネ	平坦	11.8	追加	496	—
合計				24,780	15,784	63.6	

【春野地域振興課】

年度	No.	事業区分	地域区分	予算事業量 (a)	予算内訳 (千円)	実績内訳 (千円)	執行割合 (%)
H22	1	規模拡大	平坦	8.0	3,809	3,680	96.6
	2	規模拡大	平坦	16.5	7,858	8,400	106.9
	3	規模拡大	平坦	2.3	10,952	6,272	57.2
	4	規模拡大	平坦	7.0	3,333	3,170	95.1
	5	規模拡大	中山間	29.0	15,743	取下げ	0.0
	6	規模拡大	中山間	18.0	9,772	取下げ	0.0
	7	規模拡大	平坦	29.9	13,289	11,365	85.5
	8	規模拡大	中山間	18.0	8,000	6,471	80.8
	9	高度化	中山間	23.0	10,222	10,209	99.8
	合計				82,978	49,567	59.7
H23	1	新規就農	平坦	14.2	6,093	5,280	86.6
	2	規模拡大	中山間	22.2	12,052	取下げ	0.0
	3	規模拡大	平坦	12.0	5,715	6,035	105.6
	4	規模拡大	平坦	20.7	9,866	9,785	99.1
	5	規模拡大	平坦	27.3	13,038	13,050	100.0
	6	規模拡大	平坦	7.4	3,524	1,038	29.4
		高度化	平坦	17.2	7,680	7,442	96.9
	7	規模拡大	平坦	3.1	1,060	821	77.4
		高度化	平坦	12.7	3,958	3,455	87.2
	8	規模拡大	平坦	8.9	2,970	取下げ	0.0
		高度化	平坦	13.2	4,107	取下げ	0.0
	9	高度化	平坦	15.1	4,704	4,715	100.2
10	高度化	中山間	17.0	7,555	8,329	110.2	
合計				82,322	59,948	72.8	
H24	1	規模拡大	中山間	20.0	13,000	13,124	100.9
	2	高度化	平坦	17.0	9,066	6,150	67.8
	合計				22,066	19,274	87.3
H25	1	規模拡大	平坦	9.0	6,825	6,982	102.3
	2	規模拡大	平坦	9.5	7,691	取下げ	0.0
	3	規模拡大	平坦	11.5	追加	8,736	—
	合計				14,516	15,698	108.1
H26	1	高度化	平坦	8.0	5,546	取下げ	0.0
	2	規模拡大	中山間	35.0	31,850	27,710	87.0
	3	規模拡大	平坦	32.0	24,266	22,599	93.1
	4	規模拡大	平坦	20.0	15,166	14,538	95.8
	5	規模拡大 高度化	中山間	20.0	11,833	10,680	90.2
	6	規模拡大 高度化	平坦	15.0	5,844	6,307	107.9
	合計				94,505	81,834	86.5

②監査の結果及び意見について

ア) 予算の見積り方法について (意見)

当該事業の予算は、事業実施主体（現状は JA 高知の 2 団体のみ）が、10 月頃に農業者からの要望を取りまとめた事業予算をもとに作成している。

しかし、当初予算の申請者の中に、14 年間の支払いに不安がある等の理由で取下げとなる場合がある。そのため、市は予算の未執行残額を有効に活用するため、予算の枠内において、JA 高知に希望者の有無を確認し、追加の申請を行う等予算の執行に努めている。

しかしながら、予算の執行状況は、未執行残高（執行率）が、農林水産課では、平成 22 年度は 286 千円 (90.7%)、平成 23 年度は 4,352 千円 (65.3%)、平成 24 年度は 33,939 千円 (33.4%)、平成 25 年度は 20,594 千円 (32.8%)、平成 26 年度は 8,996 千円 (63.6%)、春野地域振興課では、平成 22 年度は 33,411 千円 (59.7%)、平成 23 年度は 22,374 千円 (72.8%)、平成 24 年度は 2,792 千円 (87.3%)、平成 25 年度は 0 円 (108.1%)、平成 26 年度は 12,671 千円 (86.5%) となっている。

予算の執行率が低くなると、予算の有効活用を阻害する結果、他の必要な事業を実施できなくなる恐れがあるため、減額補正するなど、できるだけ正確に予算計上する必要がある。

市は、平成 25 年度以降、JA 高知に対して予算申請時に、実現性の高い予算の申請を要請したことにより、予算の執行割合は改善傾向にある。

今後も継続的に JA 高知への要請等を実施することで執行率の高い予算額を決定することが望まれる。

5) こうち農業確立総合支援事業費補助金

①概要

地域の創意工夫を生かした農業の確立を目的とし、自主的・主体的に実施される農業振興対策を推進するため、近代化施設整備事業等を行う団体に対し補助を行う事業である。当該補助金の交付対象事業及び補助対象者は以下のとおりである。

補助対象事業	補助対象者
近代化施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知市農業協同組合 ● 高知春野農業協同組合
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般財団法人夢産地とさやま開発公社 ● 経営の異なる3以上の農業者で構成された会則を備える組織
養液栽培システム等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知市農業協同組合 ● 高知春野農業協同組合 ● 一般財団法人夢産地とさやま開発公社 ● 経営の異なる3以上の農業者で構成された会則を備える組織 ● 認定農業者

上記のとおり、認定農業者は養液栽培システム等整備事業のみ補助金の交付を受けることができることとなっている。

【過去における補助対象事業】

平成17年度から平成26年度の10年間における補助対象者、補助対象事業及び補助金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	補助対象者	補助対象事業	補助金額
H17	-	-	-
H18	-	-	-
H19	-	-	-
H20	-	-	-
H21	高須長場江宮農組合	受託作業用稲収穫機 (コンバイン5条刈1台)	3,030
H22	高須長場江宮農組合	受託作業用機械 (代かき機, ディスクローター各1台)	550
H23	高知市農業協同組合 (JA 高知市)	生姜出荷場における共同利用機械整備 (生姜洗浄機, ピロー包装機, コンテナ洗浄機 各1台)	12,440
H24	-	-	-
H25	-	-	-
H26	高知市農業協同組合 (JA 高知市)	生姜包装機械1台	6,066
		水稻防除用無人ヘリ	8,350

②監査の結果及び意見について

ア) 実績報告の検証について (意見)

平成 26 年度において、生姜の包装機械を JA 高知市が導入するにあたって、近代化施設整備事業として補助の対象とされていた。これにより、JA 高知市は市場ニーズにあった商品をより安く作ることができ、結果として委託農家あたりの負担金も減少するとされている。

当該補助金は、高知県の「高知県こうち確立総合支援事業」を受けて市が実施しているものである。県の要綱では、『受益者数が 3 戸以上であること』を要件としていることから、市の要綱において JA 高知の 2 団体も補助対象者とされている。以下の点を勘案すると、補助対象者が JA 高知の場合、当該補助金の支出により自由な経済活動を歪める結果になっていないか十分な検討がなされる必要がある。

第一に、JA 高知は独立した法人であり、農産物の加工販売という経済的実態から見ると、他の民間事業者と何ら変わることはない。同様の機械を利用して商品化された農産物（生姜）の販売は、民間の多くの事業者で行われているが、民間事業者は同様の機械を導入するにあたって他の制度での支援を受けることが難しい状況にある。経済的実態からみた場合、当該ケースは、JA 高知のみを保護し、結果として民間事業者の経営を圧迫しているといえる。

第二に、JA 高知に補助することで委託農家の負担金を軽減することに繋がるかもしれないが、民間の事業者と取引している農家も多数いることから、JA 高知と取引している特定の農家のみを保護する結果となる。農家における農産物の販売という観点からすると、JA 高知は販売先の一つにすぎず、誰と取引をするかで支援が受けられるか否かが決まるというのは不合理である。この点、民間の事業者と取引している農家も JA 高知と取引すれば同様の支援を受けられることから問題ないように思われる。しかし、高知県産生姜に関しては需要が高く、生姜加工業者にとっては、生姜をどの程度確保できるかで業績が左右される状況にあり、JA 高知と取引をすれば農家が支援を受けられるという状況は、民間事業者の経営を圧迫することに繋がる。

現在国は、農業法人の要件を厳しくする等大規模な農業生産を規制する農業政策を維持していることから、零細な農業生産者が多数存在する。一方で生産された農産物を加工販売する場合は大規模法人事業者であっても問題はないことから、農産物の加工販売については、一定規模以上の法人事業者が多数存在するという状況にある。そのような中で、自由主義経済のもと、農産物については複雑な形の流通・販売形態が形成されている。JA 高知は、加工販売という経済的実態からすると他の民間事業者と同じ一つの法人であり、農家における農産物の販売という観点からすると一つの販売先にすぎない。JA 高知と取引を行うか民間事業者と取引を行うかは農家の経営判断であり、補助金の有無で差別されるべき問題ではない。また、JA 高知は独立した法人であり、農産物の加工販売という側面からすると他の法人事業者と何ら変わりはなく、JA 高知と同様の商品を多くの民間事業者が加工販売しているという状況にある。これらを勘案すると、JA 高知の加工設備導入に際して当該補助金で支援する場合、自由な経済活動を歪める結果にならないか、自主的・主体的に実施される農業振興対策を推進するという目的に合っているかを検討し、当該補助金で支援できる内容が慎重に判断されるべきである。

第7. 水産業振興について

1. 水産業振興の概況について

(1) 海面漁業及び内水面漁業の現状

市の海面漁業（海面において営む漁業）及び内水面漁業（河川・池・沼など淡水における漁業）の現状は以下のとおりである。

1) 生産構造

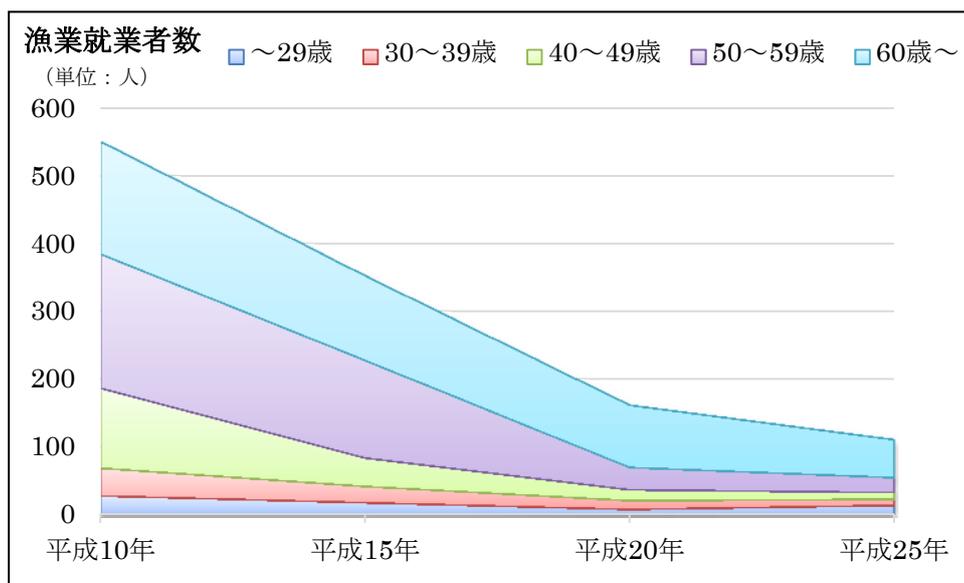
2008年漁業センサスによると平成20年の市における漁業就業者数は161名（旧春野町含む、以下同様。）であり、平成15年の就業者数381（旧高知市352及び旧春野町29）名と比較すると、5年間で半数以下にまで減少したことになる。年齢構成で見ると、60歳代以上が全体の過半数を占め、50歳代の20.5%と合わせると、77.6%にまで達しており、急速に就業者の減少と高齢化が進んでいる。

漁業形態は、主に高知沖を中心とした網漁業（沖合底曳き、小型底曳き、機船船曳き等）と釣漁業（一本釣り、延縄等）の沖合・沿岸漁業及び浦戸湾内漁業であり、漁業協同組合は、高知県漁業協同組合（以下、「県漁協」という。）（3支所）と春野町漁業協同組合（以下、「春野町漁協」という。）の2漁協である。

【漁業就業者数（平成20年以降は旧春野町含む）】

（単位：人）

区分	平成10年	平成15年	平成20年			平成25年		
	人数	人数	旧高知市	旧春野町	合計	旧高知市	旧春野町	合計
～29歳	27	17	7	0	7	10	3	13
30～39歳	41	24	13	0	13	9	0	9
40～49歳	118	42	11	5	16	8	2	10
50～59歳	198	144	29	4	33	14	8	22
60歳～	166	125	77	15	92	48	8	56
合計	550	352	137	24	161	89	21	110

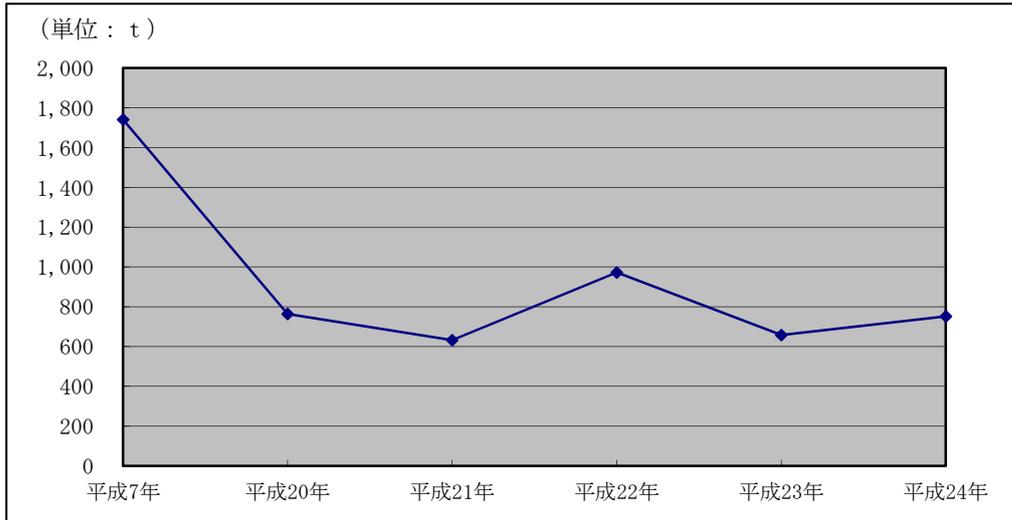


2) 生産状況

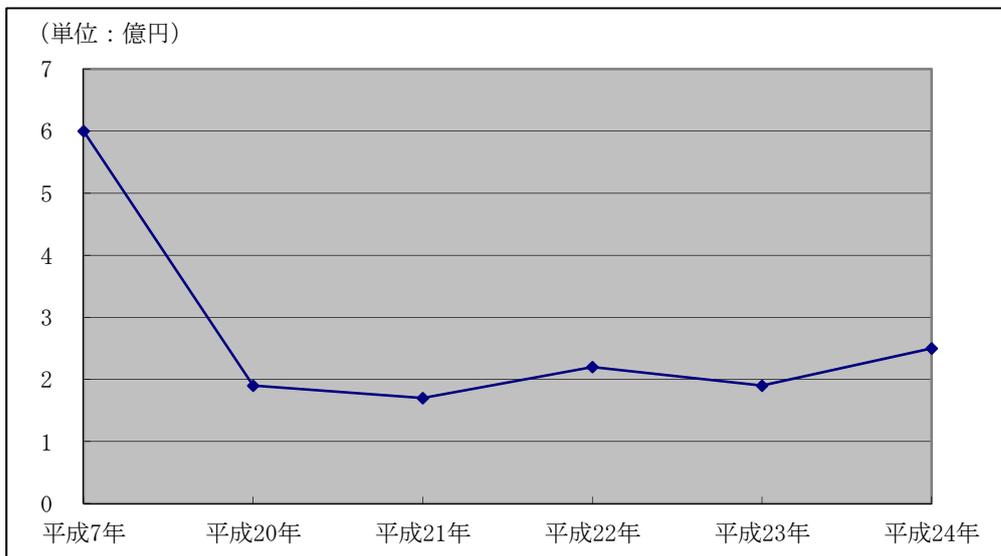
総生産量（2次加工は含まない）の推移（図1）について、第7次高知市漁業基本計画期間内（平成20年度から平成24年度）を見てみると、その生産量は平成7年（1,741t）の4割弱まで減少している。

また、総生産額（図2）についても、総生産量（図1）の減少に伴い、平成7年（6億円）の3割近くまで減少している。この総生産量・生産額の減少は、前項でも示したとおり、漁業就業者の減少が大きな要因と考えられる。

【漁業総生産量の推移（図1）】



【漁業総生産額の推移（図2）】



3) 漁港等

高知港港湾区域に位置する浦戸湾においては、灘や浦戸、御豊瀬などの泊地が設けられ漁船等が停泊できる環境が整備されているとともに、外洋に新設された高知新港の東側にも船溜まりが設置され、県漁協のほか南国市の十市漁業協同組合（以下、「十市漁協」という。）や浜改田漁業協同組合（以下、「浜改田漁協」という。）所属の漁船に利用されている。

また、甲殿川河口部を泊地としてきた春野地域においては、文庫の鼻の東側に昭和 58 年度から整備を進め平成 18 年度に現在の形態となった第 1 種漁港の春野漁港があり、春野町漁協所属の漁船を中心に利用されている。

施設管理においては、高知港港湾区域内の泊地等については県管理施設となっているが、春野漁港については防波堤などの外郭施設や係留施設、航路等の水域施設など基本施設は市の管理施設となっており、日常管理のほか泊地等の浚渫など定期的なメンテナンスが求められている。

4) 漁業協同利用施設

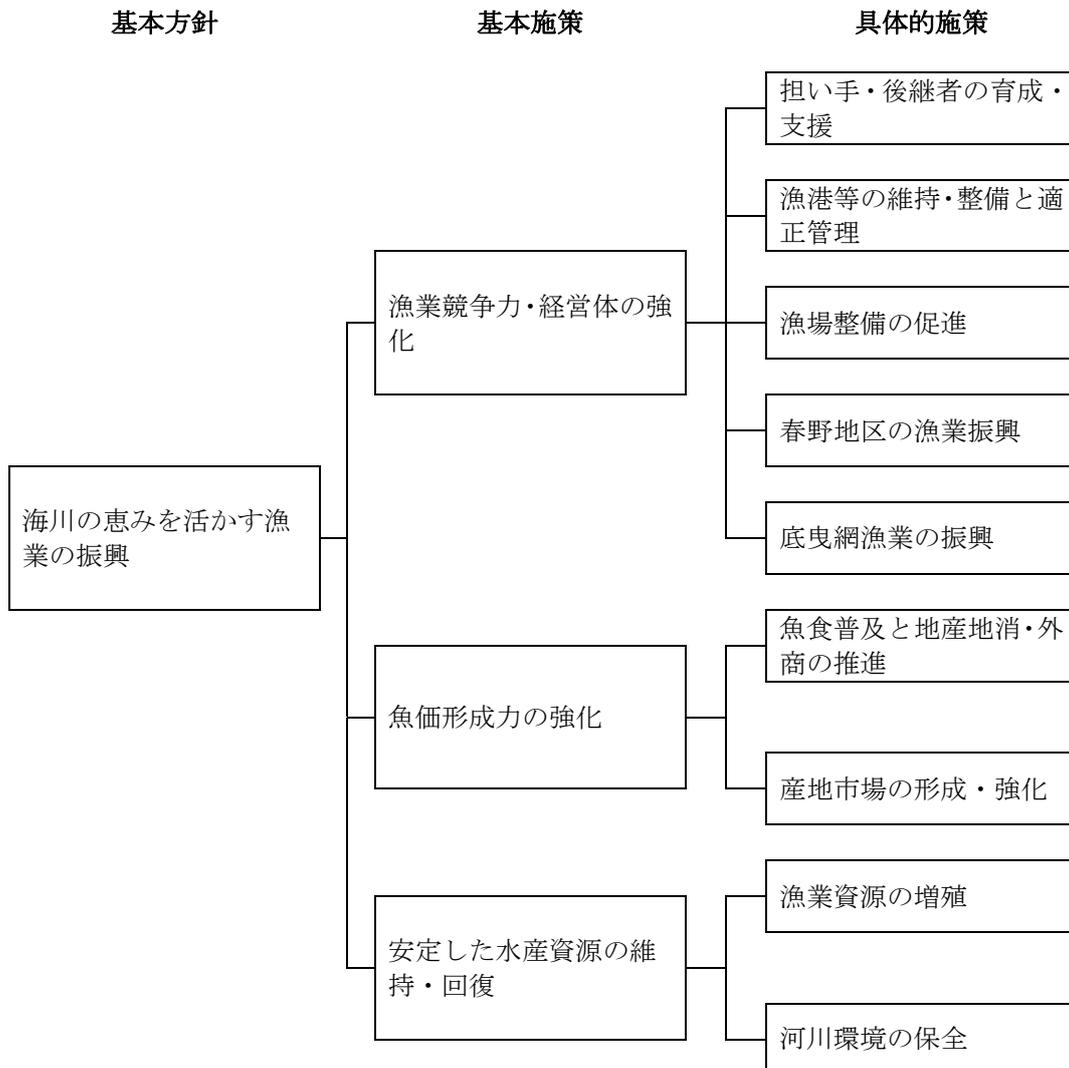
市が管理する漁業協同利用施設は、ほとんどが昭和 50 年前後から 60 年代にかけて建設されたもので、既に耐用年数が経過したものもあり、施設の老朽化が進んでいる。

第 8 次高知市漁業基本計画（以下、「第 8 次基本計画」という。）では、「今後 30 年以内に 70% 程度の確率で起こるとされる南海トラフ巨大地震対策として、旧耐震設計基準（建築基準法による新耐震基準以前の規定）により建築されている共同荷捌施設（浦戸）は、県漁協浦戸支所を併設していることから、漁協職員や漁業者等の安全確保のため対応が急がれるとともに、津波への対応として平成 5 年度に長浜に建設された共同漁船用補給施設等の給油タンクをどのような形で管理していくかということが、この計画期間（平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間）内における喫緊の課題である。また、その他の施設においても老朽化が著しいため、その利用状況等を踏まえたうえで適切な対策を施していかなければならない。」としている。

(2) 水産業振興に関する計画

1) 第8次高知市漁業基本計画

第8次基本計画では「海川の恵みを活かす漁業の振興」を基本方針に掲げて、海川の恵みを守り、育み、活かし、そして漁業の振興に繋げていくための施策を推進していくこととし、「漁業競争力・経営体の強化」、「魚価形成力の強化」、「安定した水産資源の維持・回復」を基本施策の柱として、それぞれ具体的施策を展開している。



①漁業競争力・経営体の強化

漁業競争力の強化を図るため、①担い手・後継者の育成・支援、②漁港等の維持・整備と適正管理、③漁場整備の促進、④春野地区の漁業振興、⑤底曳網漁業の振興の具体的施策により、後継者の育成や漁港・漁場等の維持整備に努め、経営体強化のための取組を支援することとしている。

②魚価形成力の強化

魚価の形成力を強化するため、①魚食普及と地産地消・外商の推進、②産地市場の形成・強化の具体的施策により、魚食普及、地産地消及び地産外商のバランスのとれた推進、機船船曳網漁業の水揚拠点集約化に対する取組を支援することとしている。

③安定した水産資源の維持・回復

安定した水産資源を維持・回復するため、①つくり育てる漁業の推進、②河川環境の保全の具体的施策により、適切な稚魚の放流を行い、計画的な栽培漁業の推進と河川環境の保全を図ることとしている。

(3) 水産業振興に関する各種事業

水産業振興に関する平成 26 年度の事務事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

事務事業名	事務概要（目的等）	H26 年度 予算額
水産業技術改良普及事業費補助金	高知地区内漁業の生産性向上を図り、漁業発展に寄与することを目的とした高知地区漁業改良協議会に対し支援を行う	171
新規就業者支援事業費補助金	新規漁業者の育成・確保を図るため、高知県漁協が実施する漁業技術取得研修に対し補助を行う	2,977
漁業用タンク津波対策事業費	南海トラフ巨大地震対策として、利用率の低い漁業用屋外燃油タンクの解体・撤去を行い、その経費を支援する	3,000
春野地区漁業振興基金積立金	春野地区の漁業振興及び漁村の活性化を図るため、春野漁港の目的外使用料の一部を原資として基金に積み立てる	7,969
春野地区漁業振興事業費補助金	春野地区の漁業振興を目的とする漁協等に対して補助を行う	3,600
春野漁港施設整備事業費	南海トラフ地震等による津波・高潮から春野漁港区域の背後地住民の生命や財産を守るために行う、防波堤の補強及び開口部の閉鎖に必要な現地測量及び計画設計業務委託	24,000
春野漁港改善対策調査事業費	台風等による春野漁港の防波堤の消波ブロック等の流出及び破損を防ぐため、消波ブロック重量化や防波堤の嵩上げ改良等の機能向上に向けた設計業務を委託する	5,600
産地水産業強化支援事業費負担金	南国市から高知市沖で操業しているシラス漁の、高知新港への水揚集約化の合意形成と条件整備を図るため、レンタル製氷機設置にかかる事業費のうち高知市分を負担	1,494
淡水魚増殖事業費	鏡川水系への種苗放流（アユ、アメゴ、モクズガニ）	3,500
豊かな海の幸づくり推進事業費補助金	漁業資源の減少傾向に対応する施策として、漁協が行う種苗放流を支援することにより、資源の増殖と安定的な供給を目的としたつくり育てる漁業（栽培漁業）の推進を図る	228
漁業近代化資金利子補助金	漁業近代化を図るため、漁船、漁具等の設備資金及び経営資金借入れに対する利子補給	42
沿岸漁業者設備投資促進事業費補助金	県漁協が省燃油性能に優れたエンジンを沿岸漁業者にリースする際にかかる導入経費の支援を行う	2,617
災害復旧事業費	春野漁港施設の台風等自然災害時に被災した箇所の復旧	2,000
災害復旧事業費 (25 年度繰越分)	平成 25 年 10 月の台風 26 号により被災した春野漁港防波堤の復旧工事	62,700

2. 監査の結果及び意見について

(1) 個別事項

1) 新規漁業就業者支援について

①概要

ア) 事業の概要

市では、基本施策のうち「漁業競争力・経営体の強化」を実現するため、上記「新規漁業就業者支援事業費」の事業により、漁業協同組合が実施する新規漁業就業希望者の研修事業に対する補助を行っている。平成 22 年度から平成 26 年度にかけての事業費は以下のとおりである。平成 26 年度は 2,415 千円の事業費を計上している。

(単位：千円)

年度	決算額
平成 22 年度	0
平成 23 年度	0
平成 24 年度	61
平成 25 年度	0
平成 26 年度	2,415

補助内容は以下のとおりであり、県の要綱及び他市町村の補助率や海上研修に伴う危険性を考慮して決定している。

	県	市	合計
技術研修生の研修及び生活支援費(月額)	上限 10 万円 (2/3)	上限 5 万円 (1/3)	上限 15 万円
漁業技術指導者への謝礼(月額)注	5 万円(定額)	4 万円(定額)	9 万円
損害保険料(年額)	予算の範囲内(2/3)	予算の範囲内(1/3)	-

(注) 1 カ月 20 日以上の上記の指導を行った場合の金額である。20 日未満の場合は、県は 1 日あたり 2,500 円、市は 1 日あたり 2,000 円の謝礼となる。

研修状況は、研修日誌及び定期的に開催されている審査会での研修の現状確認により検証される。

市の新規漁業就業者支援について各漁協で希望者を募り事業を行う形をとっており、平成 26 年 6 月から 1 名長期研修中の対象者がいるが、平成 22 年度から平成 25 年度までの期間において長期研修の実施者はいなかった。その他平成 24 年度に短期研修を 1 名実施したが、1 週間のみの研修であり、実際に漁には出ていないとのことである。

イ) 市の漁業就業者数

市の漁業就業者数は以下のとおりである。平成 10 年には 550 人いた漁業就業者が、平成 25 年には 110 人まで減少している。

また「～39 歳」、「40～59 歳」、「60 歳～」の漁業就業者数と全体の人数に占める年代別の割合を調べた結果、60 歳以上の漁業就業者について、平成 15 年までは 30%程度であったが、平成 20 年以降は 50%から 60%程度に増加している。一方、40 歳から 59 歳の漁業就業者について、平成 15 年までは 50%から 60%程度であったが、平成 20 年以降は 30%程度に減少している。

【高知市の漁業就業者数（平成 20 年からは旧春野町を含む）】 (単位：人)

区分	平成 10 年		平成 15 年		平成 20 年		平成 25 年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
～39 歳	68	12%	41	12%	20	12%	22	20%
40～59 歳	316	57%	186	53%	49	30%	32	29%
60 歳～	166	30%	125	36%	92	57%	56	51%
計	550	100%	352	100%	161	100%	110	100%

ウ) 漁業種別生産の推移

市から提出された、漁業種別生産数量及び金額の推移は以下のとおりである。

【漁業種別生産の推移】 (単位：kg (数量)、千円 (金額))

区 分		H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
沖合底曳網	数量	441,839	313,169	302,848	311,217	226,374	187,307	166,595
	金額	65,698	37,878	40,126	46,754	32,579	29,206	23,147
小型底曳網	数量	140,068	108,545	114,898	84,642	68,318	70,541	47,499
	金額	33,852	26,962	30,785	23,644	19,830	21,806	14,615
機船船曳網	数量	87,886	123,762	506,029	202,436	397,020	315,852	318,964
	金額	51,003	79,767	128,507	94,754	173,313	123,132	123,498
キス刺網	数量	225	-	-	-	10	-	-
	金額	277	-	-	-	12	-	-
刺 網	数量	4,265	2,158	1,695	1,938	1,170	800	851
	金額	6,849	3,107	3,531	3,819	2,529	1,899	2,027
一本釣り	数量	73,119	76,741	40,946	48,966	57,557	43,995	50,449
	金額	22,635	21,402	14,656	14,371	17,724	13,588	17,779
貝 類	数量	13,559	7,305	4,882	8,506	2,028	1,817	2,938
	金額	5,940	3,376	2,027	2,886	936	982	1,120
その他	数量	2,987	35	642	110	17	2,355	773
	金額	2,495	83	114	67	55	748	365
合 計	数量	763,948	631,715	971,940	657,815	752,494	622,667	588,069
	金額	188,749	172,575	219,746	186,295	246,978	191,361	182,551

エ) 1 経営体あたりの生産量の推移

市から提出された、1 経営体あたりの生産量の推移は以下のとおりである。

【1 経営体あたりの生産量の推移】 (単位：kg (数量、1 経営体あたり生産量))

区 分	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	
沖 合 底 曳 網	総生産量	441,839	313,169	302,848	311,217	226,374	187,307	166,595
	経営体数	2	2	2	2	1	1	1
	1 経営体あ たり生産量	220,920	156,585	151,424	155,609	226,374	187,307	166,595
小 型 底 曳 網	総生産量	140,068	108,545	114,898	84,642	68,318	70,541	47,499
	経営体数	22	21	21	19	15	17	17
	1 経営体あ たり生産量	6,367	5,169	5,471	4,455	4,555	4,149	2,794
機 船 船 曳 網	総生産量	87,886	123,762	506,029	202,436	397,020	315,852	318,964
	経営体数	19	19	18	18	17	18	17
	1 経営体あ たり生産量	4,626	6,514	28,113	11,246	23,354	17,547	18,763

②監査の結果及び意見について

ア) 予算作成について (結果)

市の新規漁業就業者支援事業には「短期研修」と「長期研修」が存在していたが、平成 25 年度より「短期研修」については県から県漁協への委託事業となっている。しかし、予算計上時に「短期研修」(指導者謝金 35 千円及び損害保険料 32 千円)の事業費が不要であったにもかかわらず、平成 26 年の予算に「短期研修」を含めてしまっていた。

予算の執行率が低くなると、予算の有効活用を阻害する結果、他の必要な事業を実施できなくなる恐れがある。計画的な新規漁業就業者支援のため、課内での適切なチェック体制を設けて正確に予算計上をする必要がある。

イ) 市における新規漁業就業者の拡大について (意見)

上記「①概要、イ) 市の漁業就業者数」からわかるとおり、市では平成 10 年から 25 年にかけて漁業就業者数は 4 分の 1 以下に減少している。また、60 歳以上の漁業就業者が増加し、40 歳から 59 歳の漁業就業者が減少する傾向にある。しかし、将来の全体的な漁業就業者数と各世代別の人数割合についての長期的な目標は設定されておらず、新規漁業就業者数について現状の実績が毎年 0～1 名であることから、現実的に達成可能な目標として新規漁業就業者数の目標を 1 名としている。

このような目標人数であれば水産業の衰退は避けられないといえる。市の漁業就業者数と各世代別の人数割合について、39 歳まで、40 歳から 59 歳まで、60 歳以上の青・壮・老がバランスよく存在するような長期計画をたて、当該計画に基づいた新規漁業就業者数の目標を設定し、青年、壮年の漁業就業者を増加させるための施策をとる必要がある。

高知県では新規漁業就業者支援についてインターネット等で周知しているが、市においては担当者が 1 名しかおらず、また、漁場や漁獲高が少ないため積極的な広報は行っていないとのことである。市においても御豊瀬プロジェクトなど地元の漁業関係者によるコスト削減、外商振興等による収益拡大の努力がされている。このようなプロジェクトをはじめ、市での漁業に関する取組についてインターネットやパンフレット等で周知するなど、情報提供していくことが必要である。

2) 産地水産業強化支援について

①概要

ア) 事業の概要

市では、基本施策のうち「魚価形成力の強化」を実現するため、上記「産地水産業強化支援事業」により、これまで浦戸支所及び南国市の十市、浜改田漁協のそれぞれが浦戸、高知新港で水揚げをしていた高知沖シラス漁について高知新港へ集約化している。当該事業は、流通の効率化及び取引価格の安定化を目的としている。

当該事業は国、県、市が総事業費の50%、10%、20%をそれぞれ負担して補助するものである。また、高知市と南国市のシラス漁を統合するものであることから、これらの負担20%を各市からの参加統数で按分する。

市の平成26年度における当初予算額は1,494千円であったが、決算額は323千円となっている。これは、当初市町村の負担割合20%を機船船曳網漁業の操業統数（高知市12統、南国市11統）で按分する予定であったが、浦戸・長浜地区（高知市）の10統が事業から脱退して、高知市2統、南国市11統となったことにより、事業規模縮小がされたこと、及び市の負担割合が減少したことによる。

【予算額】 (単位：千円)

総事業費	負担割合			負担額	
14,315	国	5/10		7,157	
	県	1/10		1,431	
	市町村	2/10	高知市	12/23	1,494
			南国市	11/23	1,369
	事業主体	2/10		2,864	

【決算額】 (単位：千円)

総事業費	負担割合			負担額	
10,531	国	5/10		5,262	
	県	1/10		1,052	
	市町村	2/10	高知市	2/13	323
			南国市	11/13	1,781
	事業主体	2/10		2,113	

イ) 高知沖シラス取引

新港集約前と集約後の高知沖シラス取引の概要については以下のとおりである。

<新港集約前>

- ・浜改田（4 統）と浦戸・長浜（10 統）の全統、及び三里（2 統）のうち1 統について、直売り
- ・十市（7 統）の全統及び三里（2 統）のうち1 統は十市漁協での入札

<新港集約後>

- ・浦戸・長浜（10 統）を除く 13 統について高知新港での入札

		新港集約前	新港集約後
高知市	浦戸・長浜（10 統）	直売り	直売り
	三里（1 統）		漁協での入札
	三里（1 統）	漁協での入札	
南国市	浜改田（4 統）	直売り	
	十市（7 統）	漁協での入札	

新港集約前は、直売りまたは十市漁協での入札によりシラス取引が行われていた。直売りの場合は価格競争がされず取引するため安価で取引される。また、十市漁協での入札の場合も冷蔵設備を使用せずに浜辺でそのまま販売されるため、衛生面や安全面の問題があり、適正価格での取引も難しかった。

新港集約後は、高知新港に製氷施設を設置して南国市、高知市のシラス漁業を集約することで市場が形成され、適正価格で販売することができる。

さらに、シラス漁業先進地（茨城県大洗町）の視察や、東京・大阪等での商談会及びテストマーケティング等により、高知沖シラスのブランド力向上と販路拡大を行っていきとされている。

②監査の結果及び意見について

ア) 浦戸・長浜地区 10 統の離脱について (意見)

当初計画において、市からは浦戸・長浜地区の 10 統と三里地区の 2 統を併せた 12 統が当該事業に参加する予定であったが、事業実施に際して、浦戸・長浜地区の 10 統は参加していない。

以下のとおり、高知沖シラスの水揚げ金額について、浦戸・長浜地区の占める割合は大きい。このため浦戸・長浜が脱退して直売りによる販売を続けることにより市場価格が下がり、当初予定していた高知沖シラスの適正価格での取引が阻害される可能性がある。

【高知沖シラスの水揚げ金額】

(単位：千円)

組合名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
浜改田	25,295	23,057	31,781	22,175	34,295
十市	57,224	76,748	53,392	45,773	65,793
三里	15,094	23,074	9,937	13,938	23,581
小計	97,614	122,880	95,110	81,887	123,670
浦戸	25,799	41,531	43,529	41,344	73,052
長浜	27,091	34,552	32,387	41,225	72,316
小計	52,890	76,083	75,916	82,570	145,368
合計	150,504	198,963	171,027	164,457	269,038

市では今後事業が安定化すれば浦戸・長浜のシラス漁業者が自発的に集約化に参加してくれる可能性があり、その際は受入れることを考えているが、市から浦戸・長浜に対して集約化を働きかける予定はないとのことである。事業開始後も浦戸・長浜地区が参加しなかったことによるシラス取引価格安定化への影響を確認し、影響が大きい場合は、浦戸・長浜地区についても事業に参加してもらえるよう働きかけていく必要がある。

3) 水産資源管理について

①概要

ア) 事業の概要

市では基本施策のうち「安定した水産資源の維持・回復」を実現するため、上記「淡水魚増殖事業」、「豊かな海の幸づくり推進事業費補助金」、「水産業技術改良普及事業費補助金」の事業を行っている。

・淡水魚増殖事業

鏡川水系における魚類の資源増殖と内水面漁業の振興を目的として、鏡川に漁業権を持つ鏡川漁業協同組合に種苗調達及び放流を委託し、平成 26 年度はアユ・アメゴ・モクズガニの種苗を放流し、3,500 千円の事業費を計上している。

内水面においては漁業者がいないため、漁獲量での目標設定や成果の測定は行っていない。

・豊かな海の幸づくり推進事業費補助金

浦戸湾における水産資源の増殖及び漁業生産量の増大を図るため、水産資源の保護培養によって、漁業生産力の強化を目的とする漁業を推進する事業を実施する団体（県漁協及び春野町漁協）に対して事業費の 70%以内を補助している。平成 26 年度はクマエビとエガニの種苗を放流し、県漁協及び春野町漁協において、114 千円の事業費（市の負担は、このうち 75 千円）を計上している。

市の平成 26 年度における当初予算は 228 千円であったが、プランクトンの発生や病気の発生により、クマエビとエガニの種苗数量が大幅に減少し、決算額は 75 千円となっている。

検証について、放流の立合、県漁協からの完了報告書及び種苗調達に係る請求書の写しを確認している。

・水産技術改良普及事業費補助金

平成 26 年度は 346 千円の事業費（魚食普及委託事業 175 千円、葉付漁礁設置助成事業 170 千円、予備費 1,404 円）を計上しており、市はこのうち 171 千円を高知地区漁業改良協議会への補助金として決算している。主な事業内容は魚食普及委託事業及び葉付漁礁施設助成事業である。魚食普及委託事業（親子ドロメ料理教室）においては、春野地域のドロメを素材として、小学生を対象とした親子料理教室による食育の推進を図る。また、葉付漁礁施設助成事業においては、魚類が集まる習性を利用して、高知沖に葉付漁礁を沈設することにより、良好な漁場を形成し、魚の産卵や育成などの資源確保に適した環境を人工的に作り出し、漁獲高向上を目的とする。

検証は高知地区漁業改良協議会からの事業実績報告書及び領収書による。

②監査の結果及び意見について

ア) 市の水産資源管理について（意見）

漁業基本計画策定時における高知市漁業振興審議会の答申にもあるとおり、市においては漁業就業者の減少や高齢化の進行、それに伴う漁村の衰退等、漁業者にとってかつてない厳しい状況が続いている。また、後継者不足、産地価格の低迷、都市化に伴う漁場環境の悪化等、今後一層深刻になっていくことが予想されている。

これらの情勢を踏まえ、市の漁業振興のために漁業経営の生産性向上と体質強化に加え、持続的な漁業生産の基礎である水産資源を回復し、適切に管理していくことが大きな課題である。

市で行っている水産資源管理の事業として「淡水魚増殖事業」及び「豊かな海の幸づくり推進事業費補助金」による種苗の放流がある。しかし、3,500千円の事業費を計上する「淡水魚増殖事業」で放流を行うのは河川であり、漁業者がいることは想定されていない。また、「豊かな海の幸づくり推進事業費補助金」で対象となる放流についても、上述のとおり平成26年度の事業費は114千円であり、効果の測定はされていない。また、「水産業技術改良普及事業費補助金」により、天然漁礁に乏しい高知沖において、一本釣りや延縄の漁業者が、その効果に期待を寄せている「葉付漁礁」の沈設を実施している。この葉付漁礁設置助成事業について平成26年度の事業費は170千円であり、こちらについても効果の測定はされていない。

このように、市では漁業者のいる海面での放流に比べ、漁業者のいない河川等の内水面での放流にかかる事業費が30倍以上多くなっている。これは、海面は魚種が多く漁礁も少ないため、放流による効果が少ないことによる。また、葉付漁礁の設置についても事業費が少ないが、事業実施主体である県漁協の財政状況低迷により事業規模の拡大が厳しいことによる。

例えば広島県・愛媛県・香川県では総瀬（ひうちなだ）カタクチイワシの広域資源管理により、産卵時期の推定を行い、操業期間や休漁日の設定をして水産資源管理を行っている。市においても県と協力しながら、漁業者への情報提供や意見交換を通じて持続的な漁業生産の基礎となる資源管理措置を実施する必要がある。また、放流をする場合においても、全体的な資源管理措置の一環として放流を計画する必要がある。

4) 春野漁港施設について

①概要

ア) 事業の概要

市では基本施策「漁業競争力・経営体の強化」のうち「春野地区の漁業振興」として位置づけられた「春野地区漁業振興事業費補助金」、及び、「漁港等の維持・整備と適正管理」として位置づけられた「春野漁港施設整備事業」の各事業により、漁業競争力の強化を図っている。

・春野地区漁業振興事業費補助金

国土交通省が防災対策として行う春野漁港周辺の工事に伴い、漁場を失うなど漁業振興上、大きな影響を受けるため、漁業生産基盤整備等への補助を行うことにより、漁業者の負担軽減による漁業の振興、漁村の活性化を図る。

平成 26 年度は春野漁港用地使用料合計 10,037 千円及び利息 4,739 円のうち 8,640 千円を高知市春野地区漁業振興基金（以下、「基金」という。）として積立て、3,525 千円を補助金として支出している。基金残高は 22,186 千円である。

補助金支出の内訳は漁業生産基盤等整備事業（春野町漁協）でのエアコン設置費、パソコン・プリンター購入）473 千円、漁業経営改善の促進事業（春野町漁協組合員である 6 名の個別経営体に対するパッチ網漁船に係る船底清掃等事業）2,100 千円、漁船保険料への補助事業（春野町漁協に対するもの）952 千円となっている。

・春野漁港施設整備事業

春野漁港海岸は、高知県のほぼ中央部に位置し、地元の 3 トン未満船による船曳網漁、ひき回し網漁を主とした沿岸漁業が営まれている。背後集落は甲殿と戸原の 2 地区があり、6 統の網元が操業し、3 社の水産加工経営体が営業している。

防潮堤は、昭和 30 年から昭和 42 年に築造され、近い将来発生が予想される南海地震時の津波による倒壊が懸念されており施設の補強が必要となっている。また、防潮堤には数カ所開口部が設けられているが、閉鎖施設がなく、施設の設置が必要である。

このため、液状化による倒壊を防ぐため防潮堤の補強を行い、津波から背後集落を守るため開口部を閉鎖することとしている。

国、県、市の財源負担割合は 50%、30%、20%であり、計画総事業費は 600,000 千円、実施予定期間は平成 26 年度から平成 28 年度となっている。

平成 27 年度の「農林水産部運営方針」においては、上記「春野漁港施設整備事業」に加えて、以下の「春野漁港浚渫事業」及び「春野漁港施設機能強化事業」が【平成 27 年度重点施策】として記載されている。

・春野漁港浚渫事業

航路・泊地において、強い季節風等の荒波により堆積した砂のため、漁船の出入りや修繕に伴い船揚げする場合に支障をきたすことから、定期的な浚渫を行う。また、国において老朽化の進んだ漁港施設に対して、計画的な保全対策を行うことで、施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減を図る「水産基盤ストックマネジメント事業」を奨励している。このため、春野漁港についても平成 26 年度に施設現況調査を行い、平成 27 年度に長寿命化を図るための機能保全計画の策定を行う。

・春野漁港施設機能強化事業

春野漁港は、近年の波高増大等の自然状況変化により、平成13年以降、設計波高8.1mを超える高潮・高波等が生じ、防波堤の消波ブロック飛散等の被災が継続して発生している（過去12年度中9年度にわたり災害復旧が必要となっている）。このため、災害対策として漁港施設における防波堤の増強（消波ブロックの高重量化等）など機能強化を図る。

国、県、市の財源負担割合は50%、30%、20%であり、計画総事業費は1,400,000千円、実施予定期間は平成27年度から平成33年度である。

イ) 登録・利用漁船数

港勢調査表（調査期間は1月1日から12月31日）によると、春野漁港における登録・利用漁船は以下のとおりである。平成20年から25年にかけて徐々に減少している。

【春野漁港の登録・利用漁船数】 (単位：隻)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
登録漁船数	46	46	42	35	32	30
利用漁船数	49	49	43	36	33	31

ウ) 1日あたり利用状況

春野漁港の1日あたり標準的最多利用状況（荒天時を除く）、荒天時利用状況、荒天時他港避難状況は以下のとおりである。最多利用期の1日あたり隻数は、平成20年から平成21年と比較して平成25年は4分の1以下に減少している。また、台風などの荒天時には春野漁港の船は他の港に避難しており登録漁船数の減少に伴い、荒天時の利用隻数も徐々に減少している。

【春野漁港の1日あたり利用状況】 (単位：隻)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
標準的最多利用状況	82	87	72	65	23	18
荒天時利用状況	23	22	22	21	18	15
荒天時他港避難	23	24	20	14	14	15

エ) 漁獲量及び陸揚量

春野町漁協の組合員の漁獲高（春野漁港以外で水揚げしたものも含む）を属人漁獲量とし、春野漁港で水揚げされた漁獲高（春野漁港組合員以外の漁業者が水揚げしたものも含む）を属地漁獲量とする。

漁獲量及び陸揚量は以下のとおりとなり、平成 22 年まで上昇しているものの、平成 22 年から平成 25 年にかけて徐々に減少している。

【漁獲量及び陸揚量】

(単位：トン)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
属人漁獲量	60.4	86.5	164.2	97.9	98.8	64.4
属地陸揚量	70.2	96.2	179.0	105.7	112.3	73.4

春野漁港の陸揚金額は以下のとおりとなり、平成 22 年まで上昇しているものの、平成 25 年にかけて徐々に減少している。

【春野漁港の陸揚金額】

(単位：百万円)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
属地陸揚金額	30	47	65	36	56	30

②監査の結果及び意見について

ア) 春野漁港に関する長期計画（意見）

春野漁港は旧春野町時代に建設され、昭和 58 年から 62 年の護岸工事（局部改良事業及び第 7 次漁港整備計画）、昭和 63 年から平成 5 年の防波堤工事（第 8 次漁港整備計画）、平成 6 年から 13 年の春野漁港整備工事（第 9 次漁港整備計画）及び平成 14 年から 18 年の防波堤延長工事（地域水産物供給基盤整備事業）により完成した（【別紙】「春野漁港建設経過概要図」参照）。その後平成 26 年までの間に災害復旧工事及び強い水産業づくり交付金事業を行っている。

昭和 58 年以降の春野漁港における年度別投資額は以下のとおりであり、昭和 58 年度以降春野漁港に投資された事業費総額は 6,599,426 千円となっている。このうち 1,219,484 千円は災害復旧にかかる費用である。

【春野漁港 年度別投資額】 (単位：千円)

主な事業 (事業年度)	災害復旧費 (A)	その他の事業費 (B)	事業費総額 (A+B)
局政事業（昭和 58-59 年度）	0	60,000	60,000
改修事業（昭和 60-62 年度）	0	340,000	340,000
修築事業（昭和 63-平成 13 年度）	166,300	4,129,600	4,295,900
地域漁港、災害復旧（平成 14-18 年度）	767,400	773,992	1,541,392
災害復旧（平成 20-26 年度）	323,484	13,650	※ 337,134
強い水産業づくり交付金(平成 21 年度)	0	25,000	※ 25,000
総額	1,257,184	5,342,242	6,599,426

※旧春野町との合併のあった平成 21 年度以降に計上された事業費は 277,043 千円であり、その内訳は、国費 156,371 千円、県費 15,000 千円、市費 105,672 千円である。

春野漁港は、平成 13 年以降、設計波高 8.1m を超える高潮・高波等により、防波堤の消波ブロック飛散等の被災が継続して発生しており、過去 12 年度中 9 年度にわたり災害復旧が必要となっている。このため、平成 27 年度から 33 年度にかけて、計画総事業費 1,400,000 千円（うち市の負担は 280,000 千円）で防波堤の増強を予定している。なお、防波堤増強後はこれまでと同様の台風等による春野漁港のみの被災については、国からの補助が認められなくなる可能性があるとのことである。

上記①で記載したように春野漁港の利用隻数や漁獲高は年々減少している。また、台風などの荒天時には別の港に避難する必要があるため、春野漁港は使えなくなるとのことである。

このように春野漁港からの漁獲高や、登録・利用漁船が減少している状況において、春野漁港の維持に多額の費用を投じることが適切であるかどうか、長期的なビジョンに基づく費用対効果の面からの検討がされないまま、過去に建設された施設の維持を前提として事業が計画・実行されている。国や県の負担割合が大きいとはいえ、将来のビジョンがないまま 1,400,000 千円の春野漁港施設機能強化事業を実施することには問題がある。

ここで、国の予算を活用して地元で大規模な事業を実施することで市経済にプラスの効果をもたらすという考えに対しては、国民の税金を利用する以上、長期的な観点より有効な活用ができるという視点が必要であるが、経済波及効果の算出はされておらず、検討委員会の設置もされていない。地元住民の意見、市の財政、投資の経済的効果及び市の将来像を踏まえて春野漁港の将来のあり方を検討し、それに基づいた長期的な視点で事業を計画する必要がある。

第8. 高知市の政策・施策や事務事業の評価について

1. 政策・施策や事務事業の評価について

本監査対象とした産業の振興に関する事務の執行については、政策目標実現のためどのような事務事業を実施すべきか、状況に応じた判断が特に必要とされる分野である。したがって、事務事業の見直しが有効に行われているかという観点で本監査も実施している。この結果、以下のような問題点が認識された。

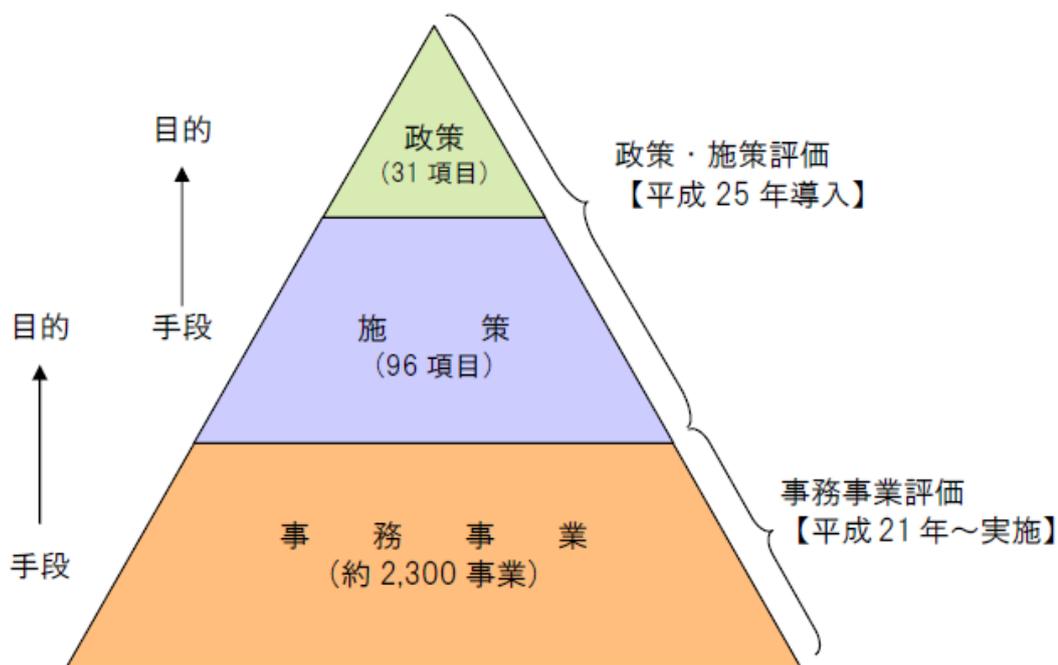
項目	内容	本文頁
中活計画の目標設定のあり方について	中活計画として実施されている51の個別事業について、目標が設定されていない。	29
商店街に対する補助について	近隣商店街に対する市の補助事業は、買物弱者について要因分析が行われていない中で継続されており、事業の効果について検証が行われていない。	33
発明協会補助金について	市の中小企業者の技術開発の向上を図ることを補助金の交付目的としているが、小中学生を中心とする児童生徒発明くふう展の行事のために使用されていた。	45
港湾県営工事負担金について	県が実施する港湾工事について、その一部を市が負担しているが、その検証を土木系の技術職がいない課が担当していた。	47
産業活性化融資制度	平成18年度の929件をピークに、新規貸出は減少傾向にあり、ここ数年は概ね10件から20件程度で推移している。	57
高知市街路市活性化構想について	高知市街路市活性化構想にて実施されている41の個別事業について、目標が設定されていない。	61
若者就職応援事業費について	若者就職応援事業について、十分な効果が得られているか否かの検証が十分に行われていなかった。	65
土佐のまつり補助金について	補助金を交付するイベントについて、観光客数の目標値が設定されていなかった。	84
新規漁業就業者支援について	市の漁業就業者数と各世代別の人数割合について、長期的な目標が立てられていない。	144

これらの指摘事項は、政策・施策や事務事業の評価に関するものであることから、この点に関する市の総括的な対応状況を検討した。

(1) 高知市の政策・施策や事務事業及びこれらに関する評価の概要

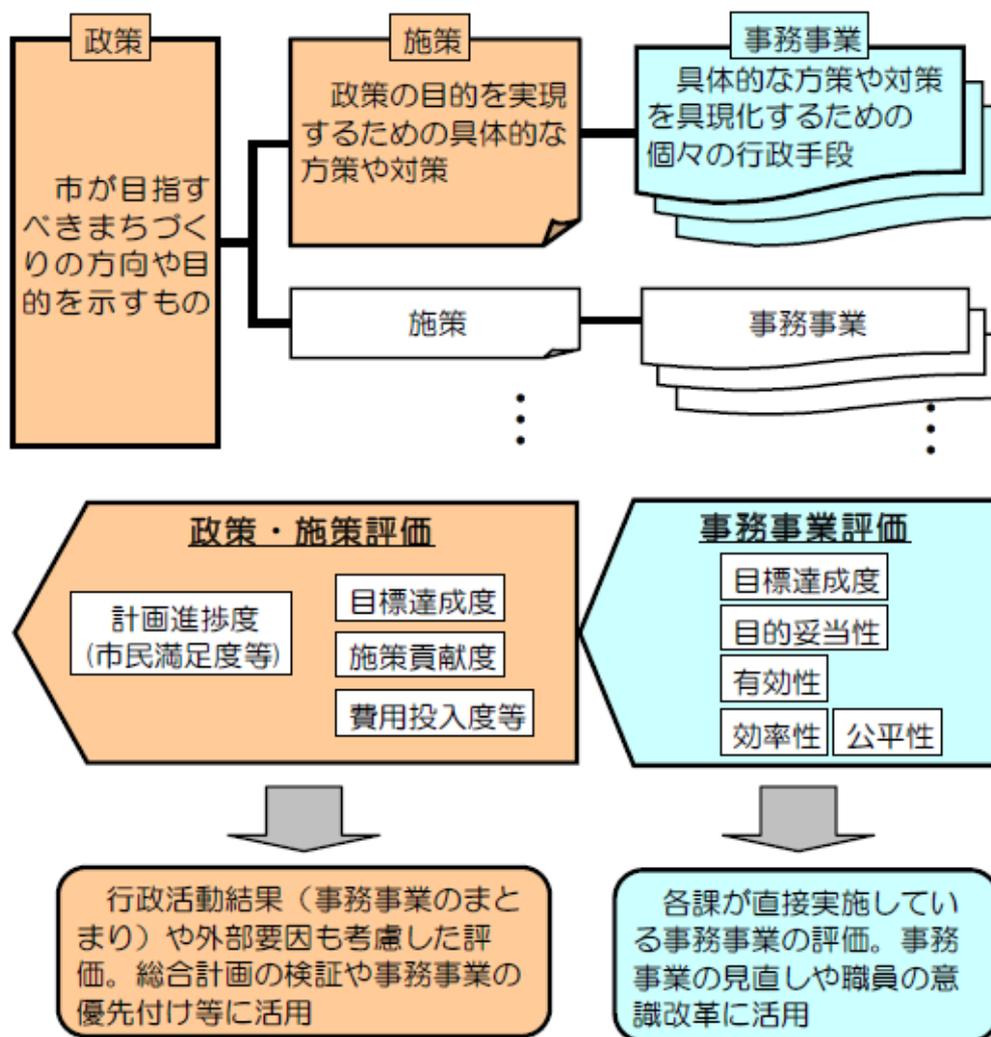
市の政策・施策及びこれらに関する事務事業の関係は以下のとおりである。31 項目の政策を具体的に実現するために 96 項目の施策を定め、各施策を実現するために約 2,300 の事務事業を設けている。これらの関係を図示すると以下のとおりとなる。

また、市は、平成 21 年度から事務事業評価の制度を導入し、平成 25 年度から政策・施策評価の制度を導入している。



※ 2011 高知市総合計画の施策体系

政策・施策の評価及び事務事業の評価の内容及び目的は以下のとおりとされている。



(2) 高知市の政策・施策評価の状況

市における政策・施策評価の実施状況は以下のとおりである。

第1回：平成25年度

第2回：平成27年度

政策・施策評価は実施計画の見直しに際して行われているものであり、平成25年度の政策・施策評価に基づいて第2次実施計画の策定が行われている。また、平成27年度の政策・施策評価は、基本計画及び第2次実施計画の見直しを行い、第3次実施計画の策定に繋げるために行われている。したがって、平成26年度には政策・政策評価は実施されていない。なお、実施計画は3年ごとに見直しが行われるものであるが、政策・施策評価は2年後に実施されている。これは、本来は政策・施策評価を平成28年度に実施したうえで平成28年度に実施計画の見直しを行うものであったが、平成28年度は基本計画の見直しが予定されていることから、平成27年度中に政策・施策評価を行うとしたことによる。

1) 平成 25 年度の政策・施策評価

平成 25 年度の政策・施策評価は、96 項目の各施策について、市民の意識調査・数値目標の達成率・施策の主な取組み状況を元に、各担当部署において 1 次評価を実施し、行政改革推進本部会により 2 次評価（最終評価）が実施されている。

最終的な 2 次評価の結果は以下のとおりである。

A	従来の取組で施策成果を向上させる	75
B	個別事業を見直して施策の成果を維持する	15
C	従来以上の取組で施策成果を向上させる	6
D	施策自体を見直す	0
合計		96

今回の包括外部監査の対象である産業施策に関する評価は以下のとおりとなっている。

政策		施策		評価
18	山間の恵みを活かす林業の振興	55	林業の基盤整備	A
		56	木材産業との連携	C
19	大地の恵みを生かす農業の振興	57	農業の基盤整備	A
		58	域内外への安定供給を可能とする産地づくり	A
		59	農業の担い手の確保と育成	C
		60	地域特性を活かす特色ある農業の展開	A
20	海川の恵みを活かす漁業の振興	61	漁業競争力・経営体の強化	C
		62	魚価の形成力強化	C
21	独創性あふれるものづくりの振興	63	地場企業の飛躍に向けた支援	B
		64	ネットワークによる事業の創出	C
		65	企業誘致の推進	A
22	魅力あふれる商業の振興	66	地域特性を活かした商業集積の形成	A
		67	経営力の強化	A
		68	流通基盤の強化	A
23	あったか土佐のおもてなし観光の充実	69	新たな観光魅力の創造	A
		70	観光客誘致と情報発信	A
		71	まごころ観光の充実	A
24	いきいきと働ける社会づくり	72	地域における雇用創出	B
		73	キャリア教育の推進	B
		74	労働環境の整備	A
26	にぎわう市街地の形成	77	都市中心核の形成促進	A
		78	中心市街地の回遊性の向上	A
		79	まちなか居住の推進	B

当該評価結果を受けて、第 2 次実施計画の策定が行われている。

2) 平成 27 年度の政策・施策評価

平成 27 年度の政策・施策評価は、96 項目の各施策について、市民の意識調査・数値目標の達成率・施策の現状の課題認識と解決の方策を元に、各担当部署において 1 次評価を実施し、行政改革推進本部会により 2 次評価（最終評価）が予定されている。

当該評価結果を受けて、基本計画の見直し及び第 3 次実施計画の策定が行われる予定である。

(3) 高知市の事務事業評価の状況

事務事業評価は平成 21 年度より毎年実施されている。評価は、評価対象となる事務事業ごとに A4 で 2 ページになる『事務事業評価調書』を作成することで実施されている。事務事業は約 2,300 あるが、平成 26 年度までは各課 1 事務事業を対象に評価の実施がなされていた。また、平成 26 年度までは、評価の対象とする事務事業を各課が独自に抽出していた。

一方で、平成 27 年度の事務事業評価は、行政改革推進課が評価対象となる事務事業を抽出し、各部署にて評価が行われている。また、各課 1 事務事業の評価ではなく、第 2 次実施計画の数値目標に直結する事務事業を抽出した結果、全体として 100 の事務事業を評価している。

平成 26 年度と平成 27 年度の各課の事務事業評価数は次のとおりである。

部 局 名	課 名	事務事業評価数	
		H26年度	H27年度
総務部	秘書広報課	1	0
	移住・定住促進室	1	1
	総合政策課	1	1
	情報政策課	1	1
	行政改革推進課	1	1
	総務課	1	2
	人事課	1	1
	契約課	1	0
防災対策部	新庁舎建設課	1	1
	防災政策課	1	1
防災対策部	地域防災推進課	1	1
	財政課	1	1
財務部	管財課	1	0
	税務管理課	1	0
	市民税課	1	0
	資産税課	1	0
市民協働部	地域コミュニティ推進課	1	4
	人権同和・男女共同参画課	1	1
	市民生活課	1	2
	交通政策課	1	1
	中央窓口センター	1	0
	斎場	1	0
健康福祉部	地籍調査課	1	1
	健康福祉総務課	1	1
	指導監査課	1	0
	介護保険課	1	1
	保険医療課	1	1
	地域保健課	1	2
	生活食品課	1	2
	健康増進課	1	1
	障がい福祉課	1	2
	高齢者支援課	1	2
	福祉管理課・第一福祉課・第二福祉課	1	1
誠和園	1	0	
子ども未来部	子育て給付課	1	0
	子ども育成課	1	1
	母子保健課	1	1
	保育幼稚園課	1	0
環境部	子ども家庭支援センター	1	0
	環境政策課	1	3
	新エネルギー推進課	1	2
	環境保全課	1	2
	廃棄物対策課	1	0
	環境業務課	1	0
清掃工場	1	0	
東部環境センター	1	1	

部 局 名	課 名	事務事業評価数	
		H26年度	H27年度
商工観光部	産業政策課	1	3
	商工振興課	1	6
	産業団地整備課	0	1
	観光振興課	1	3
	公営事業課	1	0
農林水産部	農林水産課	1	7
	鏡地域振興課	1	3
	土佐山地域振興課	1	0
	春野地域振興課	1	1
	耕地課	1	1
都市建設部	市場課	1	1
	都市建設総務課	1	0
	技術監理課	1	0
	都市計画課	1	2
	市街地整備課	1	1
	建築指導課	1	1
	住宅政策課	1	1
	公共建築課	1	0
	みどり課	1	2
	道路管理課	1	0
道路整備課	1	3	
教育委員会	河川水路課	1	0
	教育政策課	1	1
	学校教育課	0	5
	教育環境支援課	0	1
	生涯学習課	0	5
	スポーツ振興課	1	1
	人権・こども支援課	0	2
	市民図書館	1	0
	民権・文化財課	1	2
	商業高等学校	1	1
消防局	総務課	1	1
	警防課	1	0
	情報指令課	1	0
	予防課	1	0
上水道局	企画総務課	1	0
	営業管理課	1	0
	給排水サービス課	1	0
	水道整備課	1	1
	浄水課	1	0
その他	下水道整備課	1	1
	下水道施設管理課	1	0
	出納課	1	0
	議会事務局	1	0
	監査委員事務局	1	0
	公平委員会事務局	1	0
選挙管理委員会事務局	1	0	
農業委員会事務局	1	0	
合計		89	100

2. 監査の結果及び意見について

(1) 全般事項

現在市では、31 政策－96 施策－約 2,300 事務事業が実施されているが、平成 25 年度から政策・施策評価を、平成 21 年度から事務事業評価を実施している。政策・施策はそのすべてについて評価が行われているものの、事務事業についてはその約 4%程度しか評価が行われていない。現在の評価方法である『事務事業評価調書』を作成することを前提とすると、約 2,300 もの事務事業のすべてについて、評価を実施することは困難である。したがって市は、事務事業の評価については、その一部のみを評価の対象としている。また、その評価の方法について、徐々に改善が図られている。

限られた資源で効率的かつ効果的に事務事業を実施するためには、事務事業を評価・点検し、改善活動につなげていくことは非常に重要である。当該観点からすると、市の事務事業の評価内容・評価方法について、なお改善の余地があると思われる。

1) 各事務事業の目標値について（意見）

平成 27 年度に評価が行われた 100 の事務事業について、事務事業評価調書を確認した。この結果、以下の事務事業については、成果指標の設定がなされていなかった。

政策	施策	事務事業
さらなる広域連携・交流の推進	多様な主体との連携・交流	姉妹・友好都市交流事業
持続可能で自立した行財政の基盤づくり	効率的で信頼される行政運営	特別研修
	自立する持続可能な財政の確立	財政再建の推進
住民による自治の環境づくり	NPO・ボランティア活動の推進	まちづくり活動支援事業費
平和を守り人権を尊重する社会づくり	人権を尊重する社会づくり	人権啓発活動の推進
安全安心の都市空間整備	墓地等の整備	市有墓地管理事業
	多様で良質な市営住宅ストックの形成	市営住宅建替事業
いきいきと働ける社会づくり	キャリア教育の推進	キャリア教育実践事業
便利で快適な交通網の整備	広域交通ネットワークの強化	高知港の整備促進
独創性あふれるものづくりの振興	地場企業の飛躍に向けた支援	新産業団地開発事業
美しく快適なまちの形成	良好な景観の形成	景観形成推進事業
多様な文化を身近に親しむ環境づくり	芸術文化施策の推進	芸術文化の鑑賞機会提供事業
	芸術文化と他分野との連携による地域文化の創造	芸術文化と他分野の連携事業
いきいき学び楽しむ生涯学習・スポーツの環境づくり	生涯スポーツの推進	体育施設改修事業 (総合運動場)

成果指標の目標が設定されていない場合、事務事業評価を有効に実施できない可能性がある。したがって、事務事業については可能な限り成果指標の目標を設定する必要がある。すべての事務事業について定量的な目標値を設定することは実態に合っていないことから、事務事業によっては定性的な目標しか設定できないものもあると思われる。定性的な目標となると評価者の主観によるところもあり客観的な評価が難しいことから、高知市民意識調査や種々のアンケート結果に基づき評価を行う必要がある。なお、各事務事業の評価を効果的に行うためには、可能な限り成果指標を複数設定し、成果の度合を複数の視点から検証することが必要と考える。

また、成果指標並びに目標が事務事業目的に合致していない場合、評価を有効に行うことが出来なくなることから、事務事業の成果指標が事業の目的に合致しているか、定期的に検証する必要がある。成果指標の合理性の検証については、担当部署で実施するのみならず、行政改革推進課等、担当部署以外の部署でも実施されることが望まれる。

2) 事務事業評価対象の抽出について（意見）

平成 26 年度までは、各課 1 事業のみを評価対象とし、かつ評価対象事業は各課が独自に抽出していた。このような評価方法を改善するために、平成 27 年度は、行政改革推進課が実施計画の数値目標に直結する事務事業を抽出した結果、各課 1 事務事業の評価ではなく、各課に応じた事務事業の評価が行われている。

しかし、このような改善を行っても、なお平成 27 年度の事務事業の評価数は 100 であり、総事務事業数約 2,300 を勘案すると全体の 4%程度に過ぎない。PDCA の観点より、各事務事業を評価したうえで改善活動に繋げていくためには、以下の対応が必要であると考えられる。

原則として、定期的にすべての事務事業について評価を実施する必要があると考える。現在の『事務事業評価調書』の作成を前提とすると、約 2,300 もの事務事業すべてを評価することは不可能であることから、上記のとおり各事務事業について目標値を複数設定したうえで、すべての事務事業について当該目標値の達成状況を検証するという簡易な形の評価を実施することが考えられる。高知市民意識調査や各種アンケートの結果に基づき評価を行う事業については、それらの結果が出たタイミングで評価を実施することになる。

なお、すべての事務事業の目標として設定されている指標を毎年集計することに時間を要する場合、少なくとも 2 年に一度は全ての事務事業について評価を実施できるよう対応することが必要と考える。

その上で、達成状況が悪い事務事業については改善を行う必要が高いと考えられることから、それらの事務事業について状況を詳細に分析する必要がある。これらにより、PDCA の観点に基づく効率的かつ効果的な評価が可能になると考える。

3) 事務事業の整理・統合について（意見）

現在市は、限られた予算の中で多くの事務事業を行う必要があり、効率的かつ効果的な事務事業の実施が求められている。したがって、事務事業の評価・見直しを行う必要があるが、約 2,300 もの事務事業が実施されている結果、市の職員は事務事業の実施に追われ、事務事業の評価・見直しを行う十分な時間がとれない状況にあると思われる。本監査においても多くの資料の確認を行ったが、市の事務作業の多さを改めて認識した。

今後は、上記のような PDCA の観点に基づく事務事業の評価を行うことで改善・見直しに繋げていく必要がある。また、必要に応じて事務事業の整理・統合を行うとともに、事務事業の廃止も決断する必要がある。これらにより、市の職員の時間を効果的に事務事業に振り向けることが可能となり、限られた予算で効率的かつ効果的な事務事業の実施に繋がると考える。

全ての事務事業は多かれ少なかれ市民の要望に応じていると思われるが、33 万市民が有している全ての要望に応えることは不可能であり、効率性・有効性の観点から事務事業の整理・統合、廃止を行うことは不可欠な対応である。なお、どの事務事業に多く予算を配布しどの事務事業の整理・統合を行うか、どの事務事業を廃止するか、その説明責任を果たすためにも、一定の方針に基づく評価・見直しが必要になるといえる。

第9．総括意見

「産業の振興に関する事務の執行について」を監査テーマとして取り上げ、市が実施している産業の振興に関する事務事業を検証した。今回の検証結果から、市全体として取り組むべき視点が以下のとおり挙げられる。

(1) PDCA サイクルに基づく事務事業の評価・見直し

「第8．高知市の政策・施策や事務事業の評価について」において、政策・施策や事務事業の評価に関する市の総括的な対応状況を検討した結果、以下の意見を述べている。

- ① 各事務事業について可能な限り評価指標の目標を設定する必要がある。
- ② すべての事務事業について当該目標値の達成状況を検証するという簡易な評価を実施し、達成状況が悪い事務事業については、詳細にその状況を分析する必要がある。
- ③ 上記の結果、対策が必要と認められる事務事業について、改善、整理・統合、廃止等の検討を行う必要がある。

いわゆる PDCA サイクルという視点が非常に弱いことから、すべての職員が当該視点を重視することが必要である。

PDCA サイクルは、計画（Plan）に基づいて各種施策を実施（Do）し、それらの施策から想定していたとおりの効果が上がっているかを検証（Check）し、そのうえで、改善すべき点があれば必要な見直しを行う（Action）ものである。多くの事務事業を実施している市において、限られた予算及び職員の勤務時間の中で効果的な行政サービスを行うという観点から特に重要といえる。

当該視点については、事務事業単位はもちろん、政策・施策の評価や日々の作業の見直しについても重要となる。あらゆる場面で PDCA サイクルの視点を持つことを強く意識する必要がある。

本報告書において指摘した事項を PDCA の区分でまとめると以下のとおりとなる。

①計画（Plan）段階での不備

項目	監査の結果及び意見（要約）	本文頁
中活計画の目標設定のあり方について（意見）	各個別施策に具体的な目標が設けられていない。可能な限り具体的な目標を設定することで、事後的な有効性の検証を行う必要がある。	29
高知市街路市活性化構想について（意見）	個別施策に対する具体的な数値目標を設けていないため、可能な限り、個別施策に対して数値目標を設定することが望まれる。また、41の個別施策を実施することにより、4つの指標の達成を計画しているが、個別施策が上位指標の達成にどのように関連するのかが不明確であるため、この関連性を可能な限り明確にすることが望まれる。	61
勤労者交流館管理運営費（意見）	会議室の利用状況や労働相談件数等についての具体的な目標値が設定されていないため、具体的な目標値を設定した上で、実績比較で検証を行い、事業の達成度を測るとともに改善すべき点はないか検証することが必要である。	68
観光計画に対する目標設定及び経済的な効果の測定について（意見）	54の主な取組が観光計画の4つの目標にどのように貢献するかといった関連性が不明確であるため、この関連性を明確にするように計画策定したうえで、観光計画に対する主な取組の貢献度を明確にすることが望まれる。	78
土佐のまつり補助金について（結果）	イベントごとの具体的な観光客数の目標値を設定しておらず、また、実績値の報告を受けていなかった。観光客数の目標値を設定し、その実績値の報告を受けたうえで、補助金の効果を検証することが望まれる。	84
中山間地域農村集落活性化対策事業について（意見）	事業全体としての評価が実施されていないため、個々の事業で評価される結果、誤った判断がなされる恐れがある。事業全体の明確な中長期的な目標を設定したうえで、それを支える個々の事業については、中山間地域活性化の全般目標との関連性・相関性の高い事業から目標を設定し、課題を解決する取組を実施することが望まれる。	127
新規漁業就業者の拡大について（意見）	平成10年からの15年間で漁業就業者は4分の1にまで減少しており、高齢化も進んでいる。将来の漁業就業者数や世代別の人数割合について長期的な目標が設定されておらず、短期的な目標としても現実的達成可能な目標とされている。長期計画を立てたうえで、漁業就業者を増加させるための施策を講じる必要がある。	144
春野漁港施設について（意見）	春野漁港の漁獲高や、登録・利用漁船が減少している状況において、長期的なビジョンに基づく費用対効果の面からの検討がされないまま、過去に建設された施設の維持を前提として事業が計画・実行されている。地元住民の意見、市の財政、投資の経済的効果及び市の将来像を踏まえて春野漁港の将来のあり方を検討し、それに基づいた長期的な視点で事業を計画する必要がある。	153

②検証（Check）段階での不備

項目	監査の結果及び意見（要約）	本文頁
指導団体補助金について（結果）	補助対象経費の範囲を明確にしておらず、また、補助金の交付額の算定根拠が明確となっていなかった。市は指導団体に対する補助金の交付目的の事業を明確に定め、補助対象経費を積算し、補助金交付額の算定根拠を明確にする必要がある。	37
発明協会補助金について（結果）	市の中小企業者の技術開発の向上を図ることを補助金の交付目的としているが、小中学生を中心とする児童生徒発明くふう展の行事のために使用されていた。過去5年間、補助金交付目的の事業が行われていないため、事業の評価・見直しを適時に行い、効率的・効果的な事務の執行に繋げていく必要がある。	45
観光計画に対する目標設定及び経済的な効果の測定について（意見）	個別事業等に対する効果の予測や検証ができていなかった。観光客の入込者数を予測し、観光事業の経済的な効果がどの程度あるか客観的な指標を提示するとともに、実施結果との分析が必要と考えられる。	78

③必要な見直し（Action）段階での不備

項目	監査の結果及び意見（要約）	本文頁
中央公園地下駐車場の未利用分の活用について（意見）	中心市街地の活性化のために駐車場の利便性の向上を施策として掲げているが、中央公園地下駐車場の未利用率が高い状況が続いているにもかかわらず、積極的な活用が行われていない。今後は未利用分の活用を図ることで中心市街地の活性化に繋げることが望まれる。	46
食肉センターのあり方に対する市としての関与について（意見）	市は、食肉センター事務組合の構成団体として、財政負担に見合う便益があるかという観点から、事務組合に対して負担の適正化を求めていく必要があった。今後のあり方に関しては、冷静かつ厳しい意見を述べていく必要がある。	116

(2) 俯瞰的な視点の堅持

1) 歳出額に応じたチェック体制

市の限られた予算で効果的な事務の執行を行うためには、多額の予算がかけられている事務事業について、特に重点的な評価・検討を行うことが必要である。また、必要に応じて、他部署との連携や他の機関の意見を参考にするなどにより、本来の目的を達成するために必要な対応を検討する等、組織的な対応が望まれる。

本文において以下のとおり十分な検証ができていない事例が認識された。

項目	監査の結果及び意見（要約）	本文頁
港湾県営工事負担金について（結果）	港湾工事の負担金の算定額の検証を土木系の技術職がいない商工振興課が行っているため、港湾工事の必要性及び金額の妥当性を検証できる土木系等の技術職を有する課に変更することが必要である。	47
高知よさこい情報交流館のさらなる活用と人件費削減について（意見）	よさこい情報交流館運営事業費は高い水準にあるとともに、平成26年度に大きく増加している。より集客することを目指したさらなる創意工夫が求められるとともに、閑散時期及び閑散時間帯には配置人員を削減する等、きめ細かな対応による経費削減の検討が必要である。	86
食肉センターのあり方に対する市としての関与について（意見）	市は、食肉センター事務組合の構成団体として、財政負担に見合う便益があるかという観点から、事務組合に対して負担の適正化を求めていく必要があった。今後のあり方に関しては、冷静かつ厳しい意見を述べていく必要がある。	116
春野漁港施設について（意見）	春野漁港の漁獲高や、登録・利用漁船が減少している状況において、長期的なビジョンに基づく費用対効果の面からの検討がされないまま、過去に建設された施設の維持を前提として事業が計画・実行されていた。地元住民の意見、市の財政、投資の経済的効果及び市の将来像を踏まえて春野漁港の将来のあり方を検討し、それに基づいた長期的な視点で事業を計画する必要がある。	153

2) より上位の目的に照らした有効性の検討

「(1) PDCA サイクルに基づく事務事業の評価・見直し」で述べたとおり、各事務事業について評価指標の目標を設定し、評価・見直しを行っていく必要があるが、各事務事業の目標値に対する達成状況ばかりを気にしていたのでは、本来の目的を見失う恐れがある。各事務事業がより上位の目的（政策・施策、施策の大綱、基本構想）を達成するため有効に機能しているか、上位の目的を達成するために必要な対応は何か常に意識して事務の執行を行う必要がある。

また、当該観点を突き詰めると、市の各職員は、総合計画の基本理念である「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市高知」を常に意識して事務の執行に務めることとなる。各事務事業を適切に執行していくためには、膨大な事務を行う必要があるが、日々の事務に追われながらも、基本理念を常に意識した対応が必要である。

当該観点に関して、本文において指摘した事項をまとめると以下のとおりとなる。

項目	監査の結果及び意見（要約）	本文頁
空き店舗活用支援事業費補助金について（意見）	補助金交付後において、補助事業者からその後の経営状況の報告を求めておらず、また、市は自ら調査を行っていなかった。中心市街地の活性化という目的を達成するために必要な対応は何か検討するために、補助事業者の補助金交付後の経営状況を確認するとともに、事業者のニーズを把握することが望まれる。	43
青年就農給付金について（意見）	新規就農者について、2期連続で所得がマイナスになっている事例がある。これらの農家のほとんどは有機栽培を行っているが、安定的な供給ができないことから販路の確保が難しい状況にある。新規就農者を支援していくという本来の目的に照らせば、就農後についても販路拡大等継続的に支援していくことが望まれる。	121
中山間地域農村集落活性化対策事業について（意見）	事業全体としての評価が実施されていないため、個々の事業で評価される結果、誤った判断がなされる恐れがある。事業全体の明確な中長期的な目標を設定したうえで、それを支える個々の事業については、中山間地域活性化の全般目標との関連性・相関性の高い事業から目標を設定し、課題を解決する取組を実施することが望まれる。	127
こうち農業確立総合支援事業費補助金の実績報告の検証について（意見）	生姜の包装機械をJA高知市が導入するにあたって、近代化設備整備事業として補助の対象とされていた。当該設備を用いた商品の生産は多くの民間事業者も行っていることや、JA高知市以外の事業者と取引している農業生産者も多数存在することを勘案すると、自由な経済活動を歪める結果にならないか、自主的・主体的に実施される農業振興対策を推進するという目的に合っているか検討し、当該補助金で支援できる内容が慎重に判断されるべきである。	134

(3) おわりに

今回の監査において、各部署から膨大な資料を提出して頂き、詳しい説明を受けることができた。市の職員が日頃から真面目に事務に取り組んでいることを確認した。しかし、日々の膨大な事務に追われる結果、その真面目さが、日々の作業をこなすことのみに向けられることのないよう、これまで述べてきた以下の視点を強く持つ必要がある。

- ◆ あらゆる場面において、チェック・見直しの意識を持つ必要がある。
- ◆ チェック・見直しを行うためには、各事業について個別の目標の設定が必要である。漠然とした目標のまま事業が実施されることのないよう、留意が必要である。
- ◆ 歳出額の大きい事業については、より慎重で組織的な対応が必要である。
- ◆ 基本理念をはじめとした上位の目標を常に意識し、事業の見直し等に繋げる必要がある。

今後市においては、人口減少や高齢化が予測されている。これらの結果、生産年齢人口が減少し、高齢者割合が増加することから、歳入が減少する一方で歳出が増加することになる。市の財政状態はますます厳しくなることが想定され、限られた予算で効率的な事務を執行することがより一層求められる状況にある。

上記の視点を常に意識し、改革を恐れず、職務を遂行して頂きたい。

以上